令和７年度　仕様書

工事名称　　川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

工事場所　　川越市宮下町１丁目２１番地３

【工事大要】
川越市立初雁中学校の特別教室に冷暖房設備を設置するものである。
・機械設備工事　一式
・電気設備工事　一式
・建築工事　　一式

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
機械設備工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
建築工事	1	式		
計				

初雁中学校特別教室

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
空気調和設備	1	式		
自動制御設備	1	式		
ガス設備	1	式		
排水設備	1	式		
計				

初雁中学校特別教室

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
配電設備	1	式		
取外し再取付	1	式		
計				

初雁中学校技術科室石綿除去

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
火災報知設備	1	式		
撤去	1	式		
処分	1	式		
計				

初雁中学校特別教室

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
土工	1	式		
コンクリート	1	式		
内外装	1	式		
建具改修	1	式		
構内舗装	1	式		
外構工事	1	式		
撤去工事	1	式		
処分	1	式		
取外し再取付	1	式		
計				

初雁中学校技術科室石綿除去

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
金属工事	1	式		
内装工事	1	式		
塗装工事	1	式		
ｱｽﾍﾞｽﾄ除去	1	式		
とりこわし	1	式		
処分	1	式		
測定	1	式		
計				

川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

G-01	特記仕様書	NonScale	M-16	展開図5(第1理科室、第2理科室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-07	天井伏図(1F)	A2:1/200 A4:1/400
G-02	配置図・案内図・仮設計画案	A2:1/ 600 A4:1/1200	M-17	展開図6(第2理科室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-08	天井伏図(2-4F)	A2:1/200 A4:1/400
M-01	ガス設備配置図	A2:1/ 600 A4:1/1200	M-18	屋外機置場詳細図	A2:1/ 50 A4:1/100	A-09	屋外機置場詳細図	A2:1/ 50,20 A4:1/100,40
M-02	ガス設備平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	E-01	幹線設備配置図	A2:1/ 600 A4:1/1200			
M-03	空調機器表	NonScale	E-02	幹線設備平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	GG-01	【技術科室石綿除去】特記仕様書(1)	NonScale
M-04	空調設備平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	E-03	既存受変電設備改修図(単線結線図)	NonScale	GG-02	【技術科室石綿除去】特記仕様書(2)	NonScale
M-05	空調設備平面図(2F)	A2:1/200 A4:1/400	E-04	分電盤結線図	NonScale	GG-03	【技術科室石綿除去】特記仕様書(3)	NonScale
M-06	空調設備平面図(3F)	A2:1/200 A4:1/400	E-05	配電設備平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	GG-04	【技術科室石綿除去】特記仕様書(4)	NonScale
M-07	空調設備平面図(4F)	A2:1/200 A4:1/400	E-06	配電設備平面図(2F)	A2:1/200 A4:1/400	GG-05	【技術科室石綿除去】特記仕様書(5)	NonScale
M-08	計装設備平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	E-07	配電設備平面図(3F)	A2:1/200 A4:1/400	AA-01	【技術科室石綿除去】配置図・案内図・仮設計画案	A2:1/ 600 A4:1/1200
M-09	計装設備平面図(2F)	A2:1/200 A4:1/400	E-08	配電設備平面図(4F)	A2:1/200 A4:1/400	AA-02	【技術科室石綿除去】仮設計画案(平面図)	A2:1/150 A4:1/300
M-10	計装設備平面図(3F)	A2:1/200 A4:1/400	A-01	立面図(1)	A2:1/200 A4:1/400	AA-03	【技術科室石綿除去】天井伏図(改修前後)	A2:1/150 A4:1/300
M-11	計装設備平面図(4F)	A2:1/200,20 A4:1/400,40	A-02	立面図(2)	A2:1/200 A4:1/400	AA-04	【技術科室石綿除去】建設時矩計図(参考)	A2:1/30 A4:1/60
M-12	展開図1(美術室、技術科室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-03	建具改修平面図(1F)	A2:1/200 A4:1/400	EE-01	【技術科室石綿除去】照明設備(改修前後)	A2:1/150 A4:1/300
M-13	展開図2(技術科室、家庭科(調理)室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-04	建具改修平面図(2-4F)	A2:1/200 A4:1/400	EE-02	【技術科室石綿除去】火災報知設備(改修前後)	A2:1/150 A4:1/300
M-14	展開図3(図書室、家庭科(被服)室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-05	建具改修表(1)	A2:1/ 50 A4:1/100			
M-15	展開図4(家庭科(被服)室、音楽室)	A2:1/ 50 A4:1/100	A-06	建具改修表(2)	A2:1/ 50 A4:1/100			

かとう一級建築士事務所

特記仕様書

Ⅰ.工事概要

１．工事名称

川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

２．工事場所

川越市宮下町1丁目21番地3

３．工事内容

本工事は、川越市立初雁中学校の特別教室に冷暖房設備を設置するものである。

４．主任技術者又は監理技術者の専任期間(建設業法により必要になった場合)

（１）専任期間の始期

請負契約締結の日から、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで）の期間については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

（２）専任期間の終期

工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

（３）専任期間の中断

自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

５．工事範囲　　図示のとおり

Ⅱ.一般事項

１．設計図書の順位

(1) 質問回答書　(2) 特記仕様書　(3) 設計図

(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、（建築工事編）（最新版）、（電気設備工事編）（最新版）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、（建築工事編）（最新版）、（電気設備工事編）（最新版）

公共設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）、（電気設備工事編）（最新版）

機械設備工事監理指針（最新版）、建築工事監理指針（最新版）、電気設備工事監理指針（最新版）

２．疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、

設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督員と協議し、指示を受けること。

３．特記仕様書のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線または、無印とする。

４．発生材の処理等

本工事における撤去発生材については、受注者の責任で構外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に遵守し適切に処理する。

５．建設副産物実態報告について

受注時・完了時において建築副産物情報交換システムに情報を入力し、以下の書類を監督員に提出すること。

受注時：再生資源利用〔促進〕計画書、同促進計画書、工事登録証明書

完了時：再生資源利用〔促進〕実施書、同促進実施書、工事登録証明書

また、「再生資源利用〔促進〕計画」を公衆の見えやすい場所に掲げること。

６．施工計画書

工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画および工種別に機器、材料、工法などを具体的にまとめた施工計画書を作成し監督員に提出する。ただし、施工計画書の作成を要しない簡易な工事については、あらかじめ監督員の承諾を受け、省略することができる。

７．実施工程表

工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、実施工程表の作成を要しない簡易な工事については、あらかじめ監督員の承諾を受け、省略することができる。

８．施工体制台帳・施工体系図

工事の一部を下請施工させる場合は、下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳および施工体系図を作成し、監督員に提出すること。また、施工体系図は工事看板とともに掲示すること。

９．工事の保険等

(1)工事目的物、工事材料等について、建設保険、火災保険、組立保険等に加入し、その写しを監督員に提出する。

(2)期間は工事完成期日後１４日を含むこと。

１０．法定外労災保険等

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

１１．工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時の各時点における請負代金額が５００万円以上の工事については、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、

工事実績情報システム（コリンズ）に登録するとともに、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書（登録データの一覧表を含む。）」の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

１２．工事写真

施工前、施工工程および完成後確認困難な箇所等を撮影し、整理のうえ、１部提出すること。

なお、本工事は、「川越市工事書類（写真）電子納品運用取扱基準」の対象工事である。

実施の可否について、工事着手前に監督員と協議すること。

取扱基準は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認すること。

１３．中間検査

請負契約金額　1000万以上1億円未満　　原則１回

１４．完成図書

(1) 完成図：施工完成図・機器完成図および取扱説明書、保証書等をとりまとめ、２部提出すること。

(2) 完成図データー：完成図を電子データー（ｄｗｇ、ｄｘｆ、ｊｗｗなど）にて１部提出すること。

(3) 完成写真：本工事主要部分の完成写真を撮影し、アルバム整理のうえ、１部提出すること。

(4) 冷媒漏えい点検記録簿：電子データにて提出すること。

Ⅲ.環境配慮改修工事

１．一般事項

大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、

石綿障害予防規則、建設リサイクル法その他関係法令を遵守する。

その他の一般事項は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 9.1.2 による。

２．石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について、有資格者による調査を実施し、関係省庁及び監督員に報告すること。

また、事前調査結果と届出事項、石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示をすること。

調査範囲（　改修範囲　）

貸与資料（・あり　　◎なし　　）

３．石綿含有建材の事前調査により石綿含有ありと判明した場合、または図示により石綿の除去等措置が必要な場合は下記による。

（１）石綿含有成形板の除去

石綿含有成形板の除去（レベル３）

石綿含有成形板等の除去は、石綿則に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。

ただし、やむを得ず原形のまま取り外すことが技術上著しく困難な場合は、

監督員と協議のうえ、湿潤化した状態で作業を行う。

（２）石綿含有仕上塗材部の改修

アンカー打設などの穿孔作業には、集塵機能付ドリルを使用し、粉塵を回収する。

コア抜き作業には、湿式ダイヤモンドコアドリルを使用し作業を行う。

（３）石綿含有建材の処分

石綿含有建材の処分（石綿含有産業廃棄物）

（イ）石綿含有せっこうボード

埋立処分（管理型最終処分場）

（ロ）石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板および石綿含有仕上塗材

埋立処分（安定型最終処分場）

中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

（ハ）石綿含有仕上塗材部等の改修により発生した粉塵や屑ならびに濁水

埋立処分（管理型最終処分場）

４．参考図書

（１）建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策

徹底マニュアル　（厚生労働省、環境省監修　令和３年３月）

（２）石綿含有廃棄物等処理マニュアル　第３版　（環境省監修　令和３年３月）

Ⅳ．施工条件

１．施工日及び施工時間は、次による。

（１）行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。

ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（２）学校内の施工時間は8：00～17：00。変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

（３）夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

２．１．以外の施工条件は、別図Ｇ-02による。

Ⅴ．工事仕様

１．耐震計算に用いる設計用水平震度は、室外機設置場所が１階の場合はＫＨ＝１．０とする。

２．室外機据付のあと施工アンカーは、種類ごとに１箇所引抜試験を行うこと。

３．試験項目は以下のとおりとする。

冷媒管気密試験（試験数値は選定メーカー要領による）、現地試運転試験（吸込・吹出温度測定、風量測定、ドレン通水試験）、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、ガス配管気密試験

４．１系統のガス消費量が７０ｋＷ以上の場合、消防法の「火気使用設備等の設置届」が必要となるため、消火器設置を見込むこと。

５．冷媒配管：断熱材被覆銅管（国土交通省標準仕様適合品とする。）（断熱厚さ：液管10mm以上、ガス管20mm以上）

６．ドレン管：保温機能付空調用ドレン管（屋内）、カラー硬質塩化ビニル管（屋外・色は監督員と協議のこと）

７．冷媒管外装：カラーガルバリウム製ラッキング又は冷媒ラック（屋外）※色は監督員と協議のこと、合成樹脂製カバー（屋内）

８．連絡線：CEE-Sケーブル（原則冷媒管共巻とする）

９．リモコン線：CEE-Sケーブル

１０．電源線：CEケーブル、CETケーブル、EEFケーブル（室内機用電源線は冷媒管共巻とし、連絡線より50mm以上離隔をとること）

１１．屋外に使用する支持材は原則としてステンレス製とする。（施工状況によっては溶融亜鉛めっきも可とする）

１２．ガス設備は次による。

（１)配管材料　◎ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。埋設はPE管を原則とする。

・ 液化石油ガス　一般配管：　・合成樹脂被覆銅管　・SGP(白)、地中埋設：　・PE管

（２）ガス漏れ警報遮断装置　　漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。

（３）液化石油ガスの供給権　　ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。

１３．屋内にある既存の支持金物は原則再使用とするが、詳細は協議により決定する。

１４．建設発生土の処理は次のとおりとする。

◎ 本工事により発生する建設発生土については、下記に示す土質改良プラントへの搬出を想定しているが、別施設を選定する場合には、事前に監督員と協議すること。

・受入側名称（土質改良プラント）：　　川越市大字下赤坂1800-3、(株)ホートー川越リサイクルプラント

・土質及び処分量：　　第３種建設発生土　　６４㎥

・搬出時期：　　令和７年１２月～令和８年３月

・ 監督員が指示する構内の場所に敷きならす。（ ・敷きならし　　・たい積 ）

Ⅵ．注記事項

１．施工工程の詳細については監督員その他関係者と充分協議し、当該施設の運営等に支障をきたさないよう留意すること。

２．施工中の安全管理には充分留意し、必要に応じて標識、仮囲いなどの安全処置を施すこと。

３．本工事において、既存建物などに損傷等を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。

４．機器等に不具合等を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

５．工事目的物引渡しまでに、施設運営上やむをえず工事対象物を使用する場合は、約款に基づく部分使用に係る手続きを行う。

６．毎作業終了時には、後片付け及び清掃を行い、作業現場の美化等に努めること。

７．請負契約金額が５００万円以上の場合は、ワンデーレスポンスの対象工事とする。

８．既設の家具・什器等の移動については、原則受注者の責任により行うこととする。

９．工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行うこと。

１０．RC造の躯体のコア抜きする際は、各箇所レントゲン撮影等行うこと。

１１．本工事の仮設などで使用する電力やガスは、子メーターを設置するなど、使用量が分かるようにすること。

１２．工事の着手に先立ち、工事用打合せ図面（A3二つ折り製本）を２部提出すること。

１３．その他関連工事　・ 有り(　　) ◎ 無し

Ⅶ．改修一般事項（付加事項）

１．本工事で単独に必要となる足場は下記により設ける。(◎本工事　・別契約の関係請負者が定着したものは無償で使用できる)

（１）内部足場　◎ 脚立足場　・ 枠組足場

（２）外部足場　◎ Ａ種　・ Ｂ種（くさび緊結式足場（手すり先行方式））　・C種　・ D種　・ E種　・ F種

なお、本工事で設置した足場作業構台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺　A1:NonScale　A3:NonScale

設計年月日　2025.06.17

工事名称　川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

図面名称　特記仕様書

■備考
・電線管埋設
　・アスファルトカッター入れの上で撤去(W600)
　・掘削(電線管土被り厚さ600mm)
　・電線管埋設後、埋戻し
　・アスファルト舗装復旧
・ガス管埋設
　・アスファルト部分は電気管埋設と同様
　・一部、コンクリート部分(柔剣道場渡り廊下部分)は下記による。
　　・コンクリートカッター入れの上で撤去(W400×L2000)
　　・掘削(ガス管土被り厚さ550mm)
　　・ガス管埋設後、埋戻し
　　・土間コンクリート打設
・埋設標識シート ： 2倍長、W150
・材料
　・コンクリート ： 呼び強度18、スランプ15cm又は18cm
　・鉄筋 ： D10,D13(SD295)

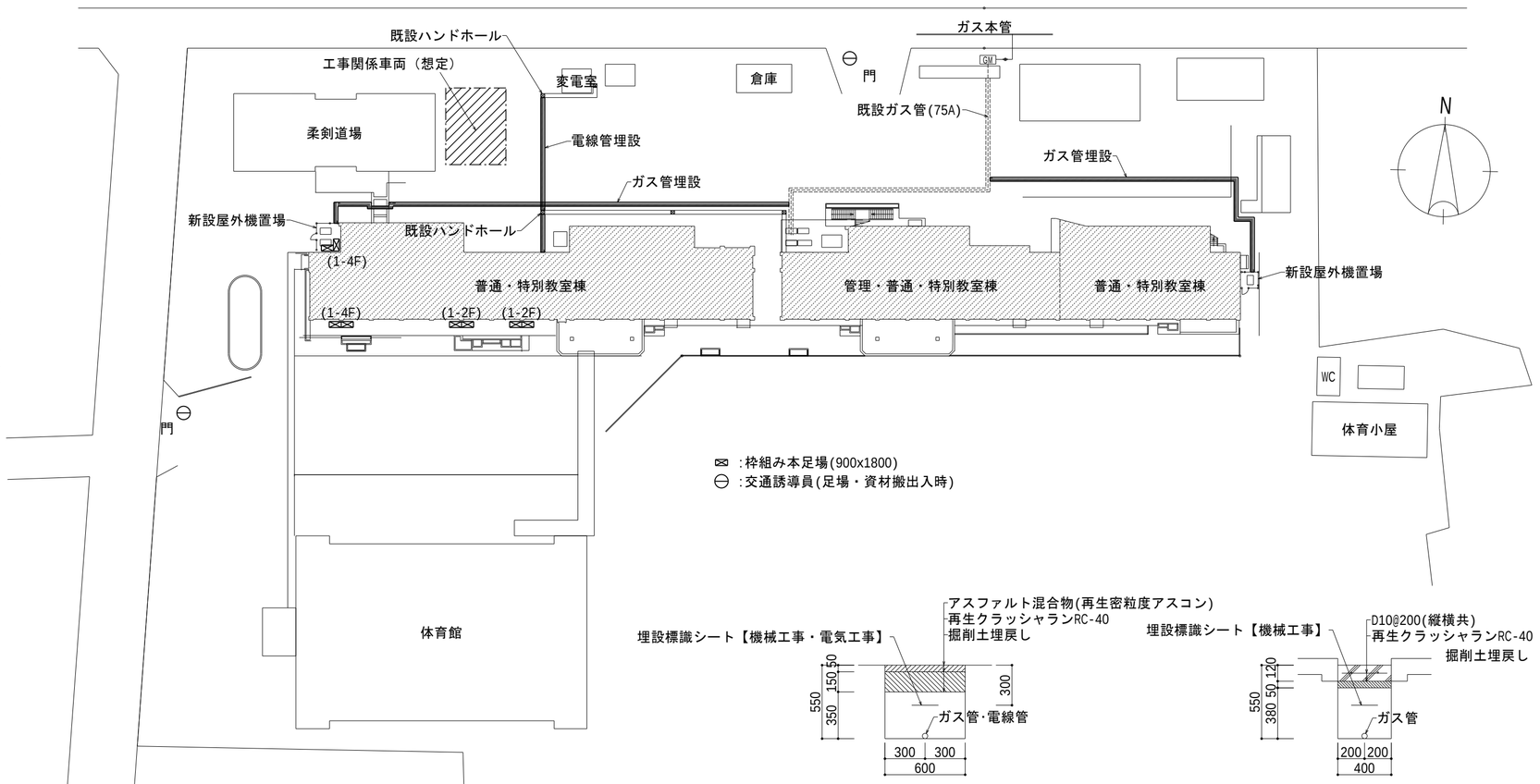

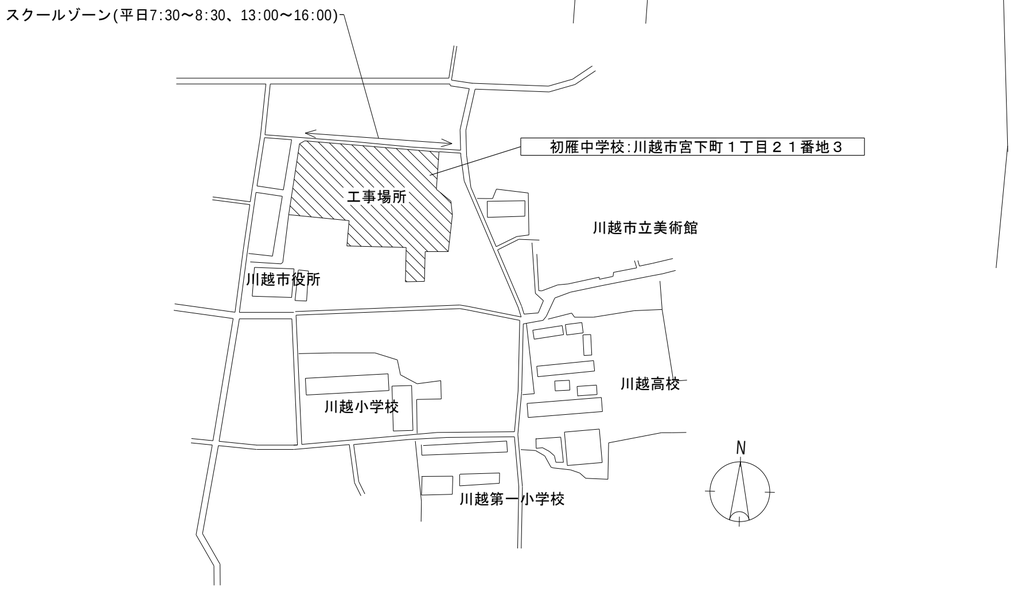

掘削要領図(アスファルト舗装)

土間コンクリート復旧要領図

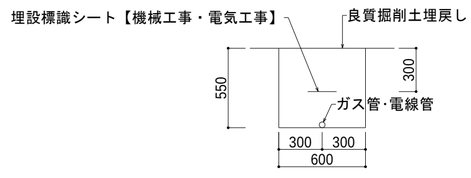

掘削要領図(表土)

施工条件等

※（ ）は、小学校は「児童」、中学校は「生徒」と読み替える。

■本工事は、工事対象の箇所を施設運営中に施工するため、以下の点につき配慮し、作業及び工程管理を行うこと。

・施設運営中の作業では、騒音等に十分配慮するとともに、※（児童又は生徒）や教職員、一般利用者などへの十分な安全対策を施すこと。
・現場作業により備品等の破損が無いよう細心の注意を払い作業を行うこと。
・工事期間中、施工部屋以外の、※（児童又は生徒）や教職員、一般利用者などへの動線を確保すること。
・施設の運用に支障をきたさぬよう作業実施日や養生についての施設管理者側の要望に対し柔軟に対応すること。
・休校日または、運営時間外に実施しなければならない作業の際は、監督員や施設管理者等の許可を得て作業を行うこと。
・詳細な作業実施時期については、契約後、受注者、監督員及び施設管理者と協議により決定するものとする。
・現調や準備作業等を行う際は、監督員や施設管理者と日程や場所の調整を行うこと。

※休校日（土曜日・日曜日・祝日以外）：令和７年１２月２５日～令和８年１月７日

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 600 A4:1/1200
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	配置図・案内図・仮設計画案
No.	G-02

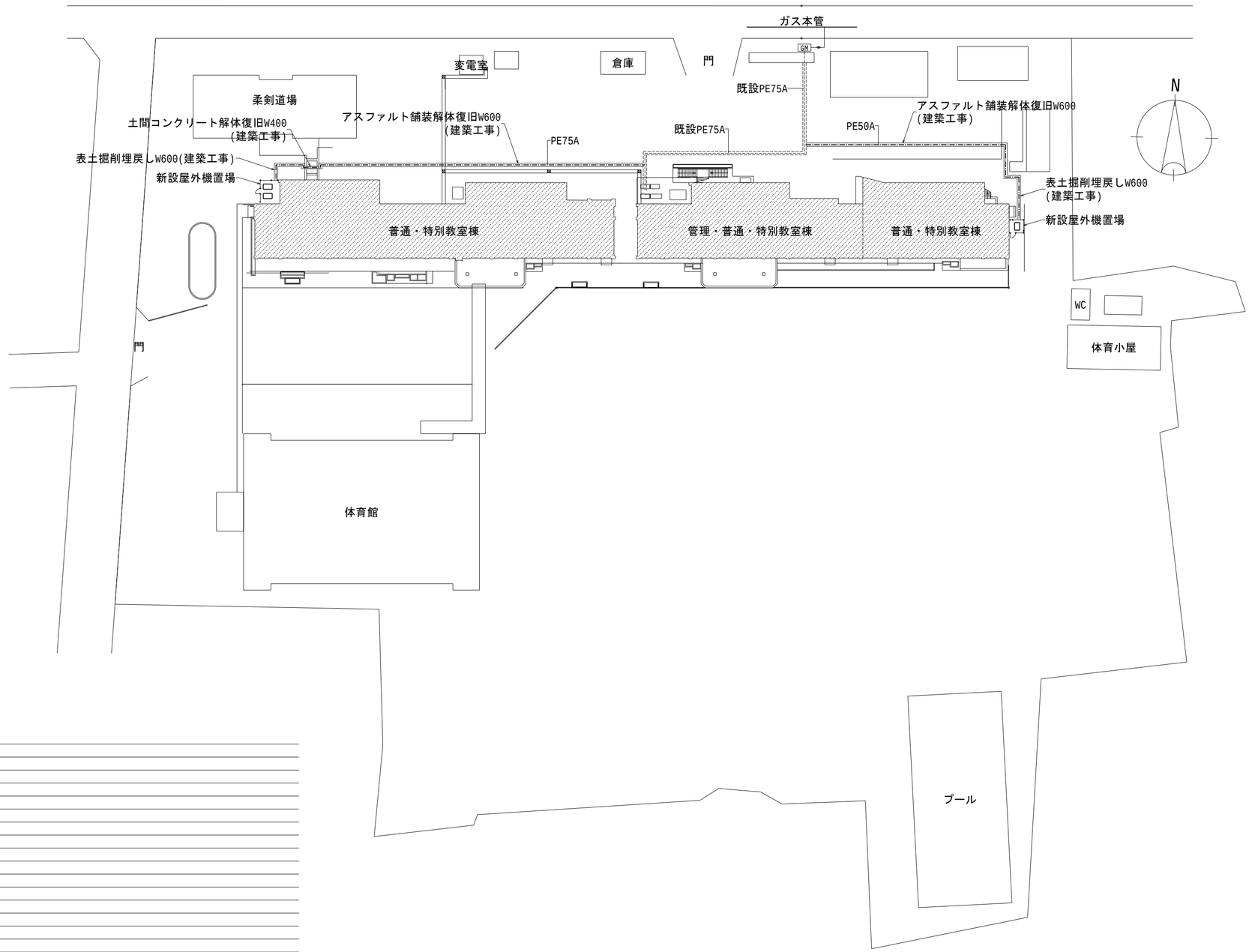

■備考

・ガスメーター取替え ： NS25B→NS40B

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 600 A4:1/1200
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	ガス設備配置図
No.	M-01

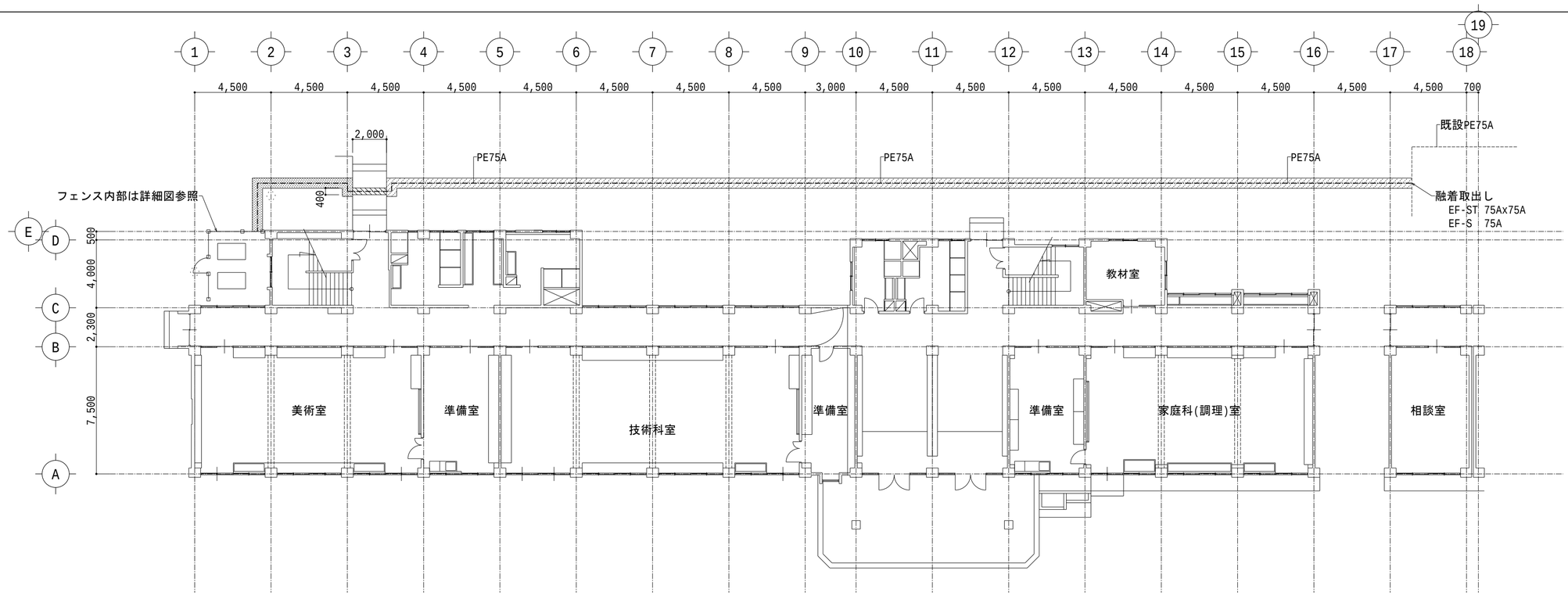

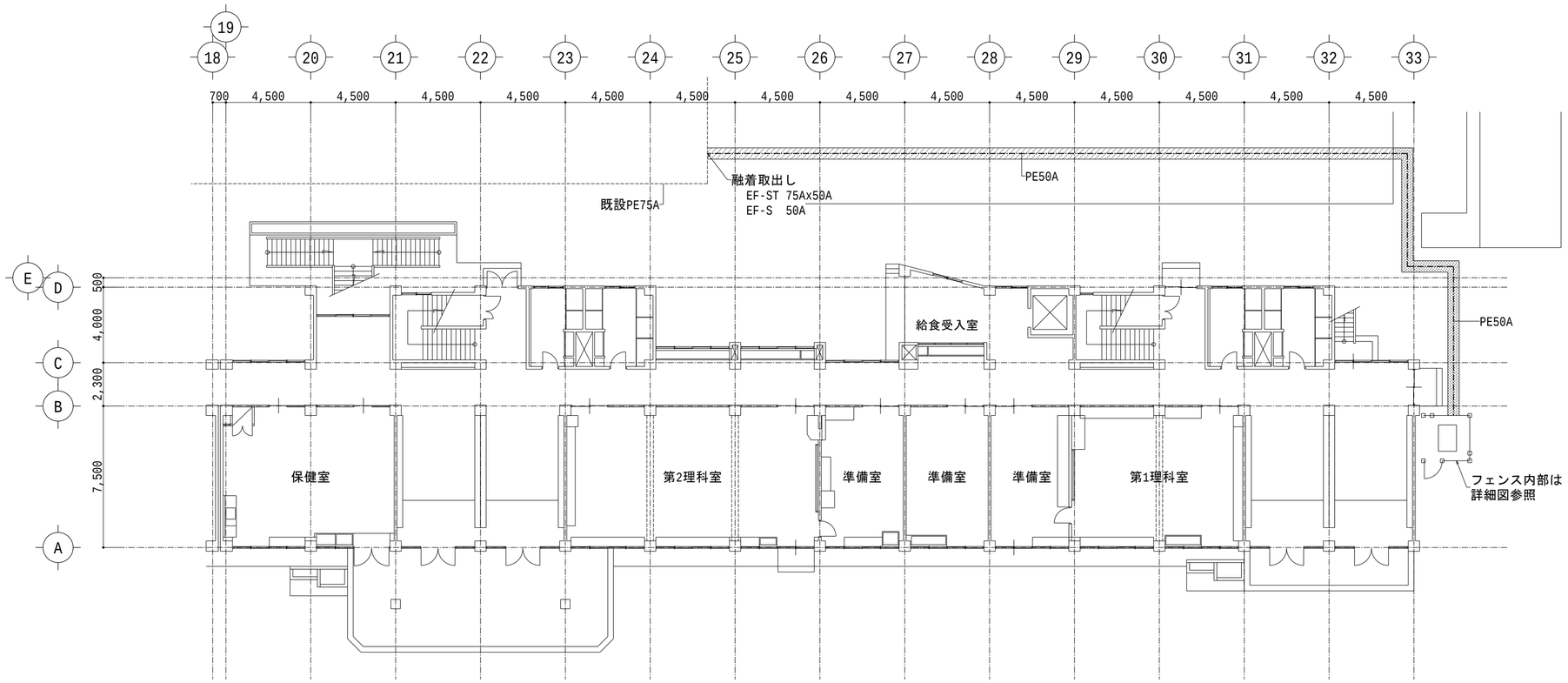

■凡例

:アスファルト舗装解体復旧W600(建築工事)
:表土掘削埋戻しW600(建築工事)
:土間コンクリート解体復旧W400(建築工事)

■備考

1階平面図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	ガス設備平面図(1F)
No.	M-02

■空調機器表

記号	名称	能力(*1)		仕様	ガス消費量(*1)		定格電圧/相	消費電力(*2)		設置個所			備考
		冷房	暖房		冷房	暖房		冷房	暖房		階	数	
GHP-1	屋外機	71.0kW	80.0kW	臭気低減機能、防振架台、防護網、他付属品共	63.3kW	59.3kW	単相200V	1.510kW	0.775kW	屋外(西)		1	
GHP-1-1	屋内機	9.0kW	10.0kW	天吊り型、ロングライフフィルター、防振ハンガー、他付属品共	----	----	〃	0.055kW	----	美術室	1F	2	
GHP-1-2	〃	11.2kW	12.5kW	天吊り型、ロングライフフィルター、防振ハンガー、他付属品共	----	----	〃	0.080kW	----	技術科室	1F	2	
GHP-1-3	〃	9.0kW	10.0kW	天吊り型、ロングライフフィルター、防振ハンガー、他付属品共	----	----	〃	0.055kW	----	家庭科(調理)室	1F	2	
GHP-2	屋外機	71.0kW	80.0kW	臭気低減機能、防振架台、防護網、他付属品共	63.3kW	59.3kW	単相200V	1.510kW	0.775kW	屋外(西)		1	
GHP-2-1	屋内機	11.2kW	12.5kW	天吊り型、ロングライフフィルター、防振ハンガー、他付属品共	----	----	〃	0.080kW	----	図書室	2F	2	
GHP-2-2	〃	9.0kW	10.0kW	〃	----	----	〃	0.055kW	----	家庭科(被服)室	3F	2	
GHP-2-3	〃	11.2kW	12.5kW	〃	----	----	〃	0.080kW	----	音楽室	4F	2	
GHP-3	屋外機	35.5kW	40.0kW	臭気低減機能、防振架台、防護網、他付属品共	32.0kW	28.9kW	単相200V	0.650kW	0.450kW	屋外(東)		1	
GHP-3-1	屋内機	14.0kW	16.0kW	天吊り型、ロングライフフィルター、防振ハンガー、他付属品共	----	----	〃	0.117kW	----	第1理科室	1F	1	
GHP-3-2	〃	9.0kW	10.0kW	〃	----	----	〃	0.055kW	----	第2理科室	1F	2	
R	リモコン	----	----	標準液晶ワイヤードリモコン						各室		8	
				発停、運転モード切替、室温設定、風量設定他									

備考	・ 屋外機、屋内機とも、全てガスヒートポンプエアコンとする。 ・ 選定する機器は、公共建築工事標準仕様とする。 ・ *1...空調の能力は、表の値以上の機器を選定すること。 ・ *2...ガス消費量及び消費電力は、参考値とする。 ・ 消防法令に基づいて届出(火を使用する設備等の届出)対象の室外機については、消防と協議の上、室外機置場に消火器(消火器ボックスを含む)を設置すること。 ・ 冷媒管の管径及び管長さは、採用メーカーの規定に応じて、必要があれば変更すること。 ・ 個別リモコン取付位置は、施設管理者の立会いの上で承認を得ること。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:NonScale A4:NonScale
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 空調機器表

No. M-03

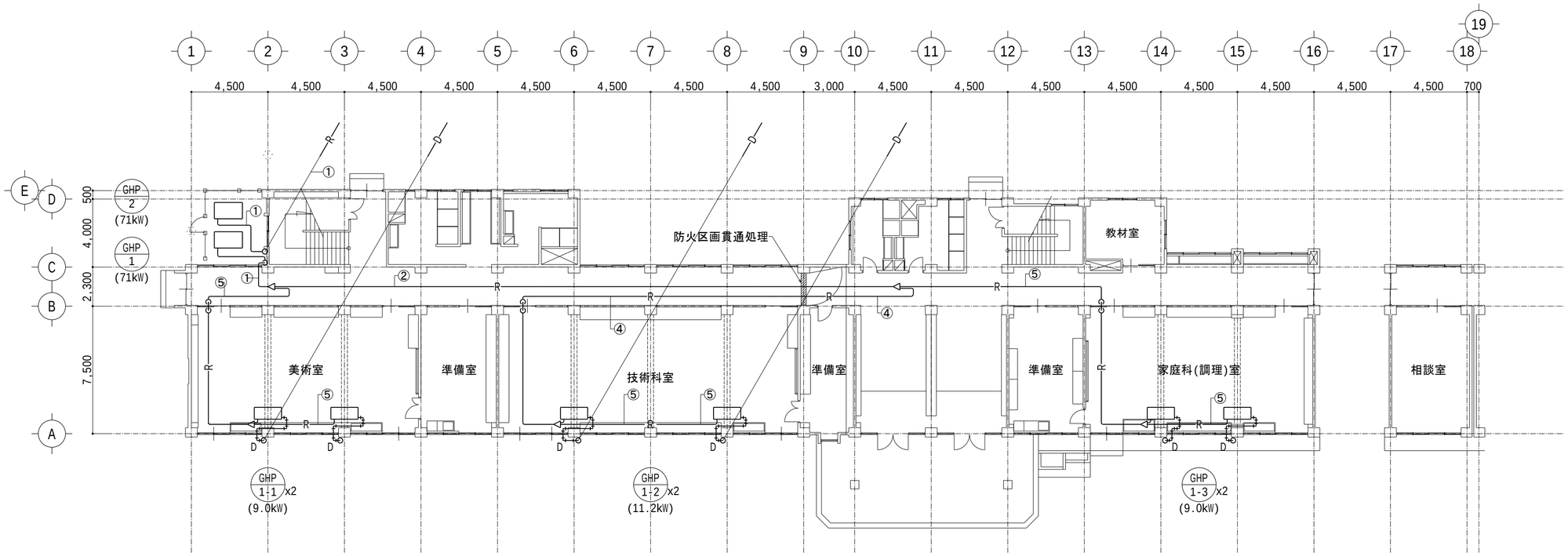

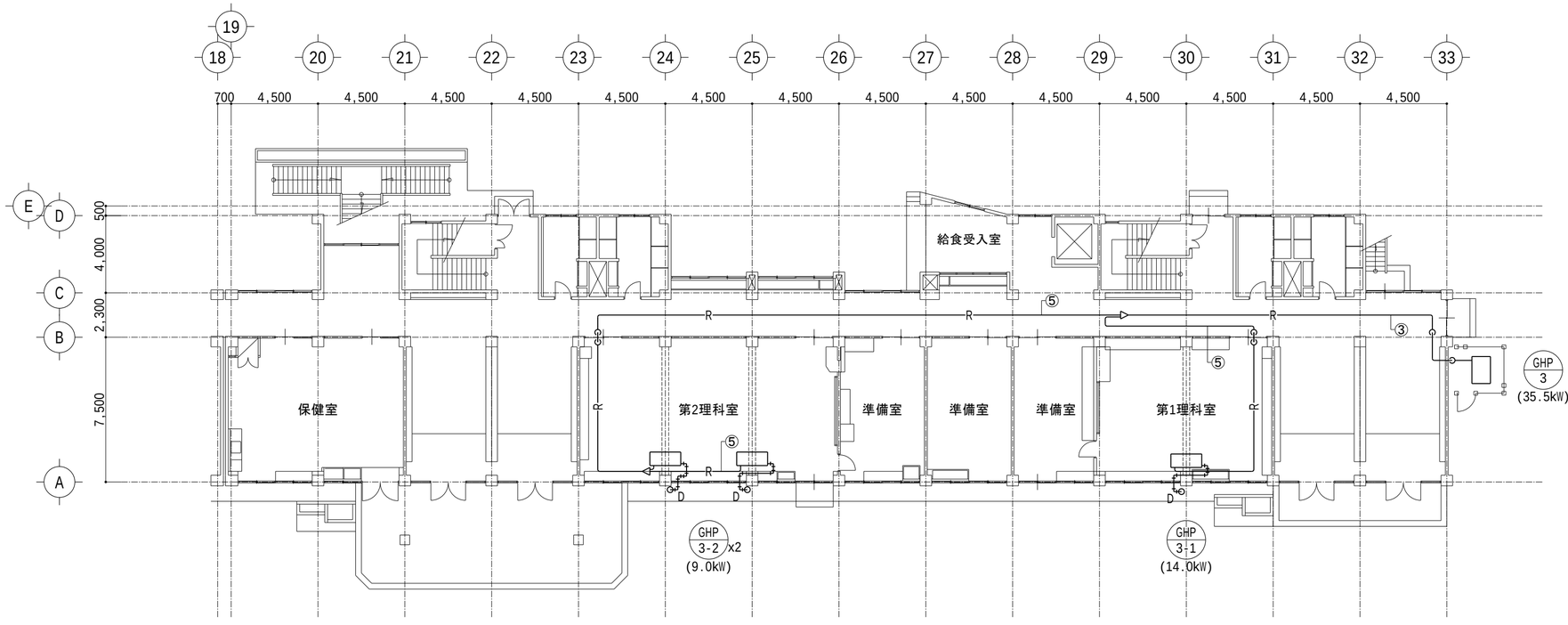

1階平面図

■備考

・ガス管、液管、連絡線は下記による。

	ガス管	液管	連絡線
①	φ31.8×1.1t	φ19.1×1.0t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
②	φ28.6×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
③	φ25.4×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
④	φ22.2×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
⑤	φ15.9×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C

・連絡線は冷媒管共巻とする。
・ドレン管は全てφ40mmとする。
・ドレンは、空調用ドレンチャッキ弁(掃除口付き)を取付けた上で、地上、又はバルコニーに解放とする。
・冷媒管について、廊下は天井内、教室内は露出とする。詳細は展開図を参照のこと。
・冷媒管の屋内露出部は、樹脂カバーによる保護とする。
・冷媒管の屋外露出部は、カラーガルバリウム製ラッキングとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 空調設備平面図(1F)

No. M-04

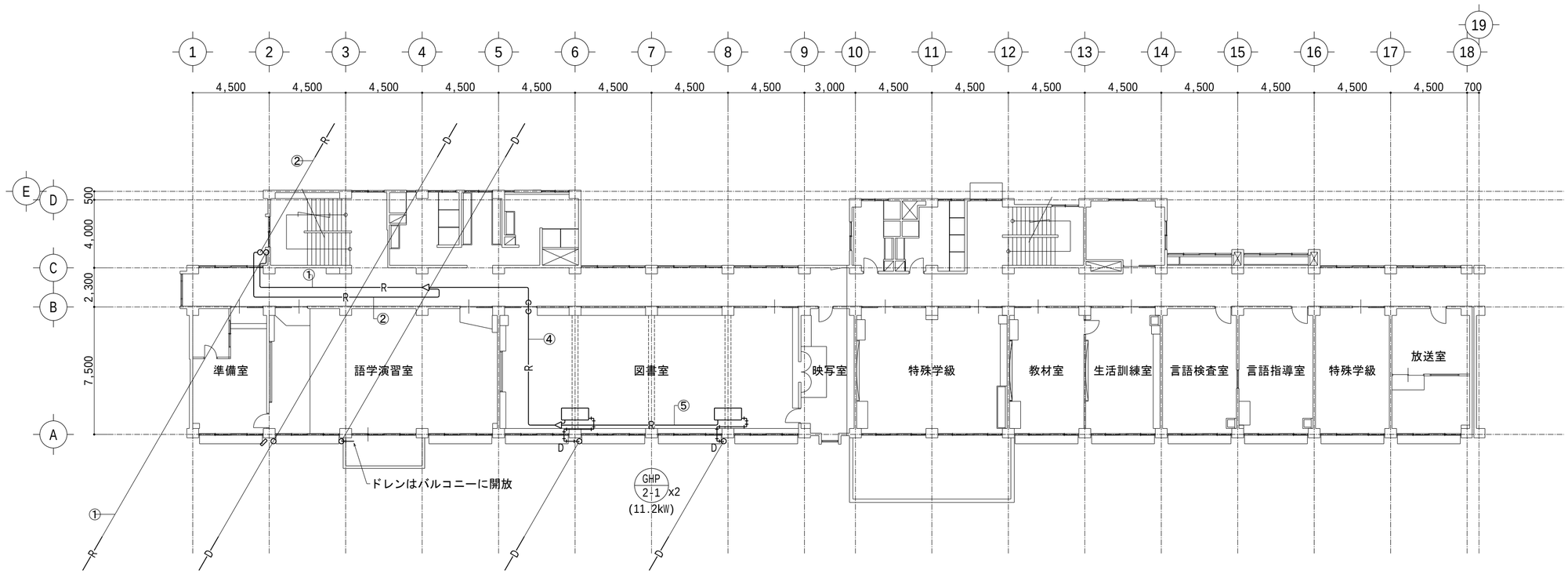

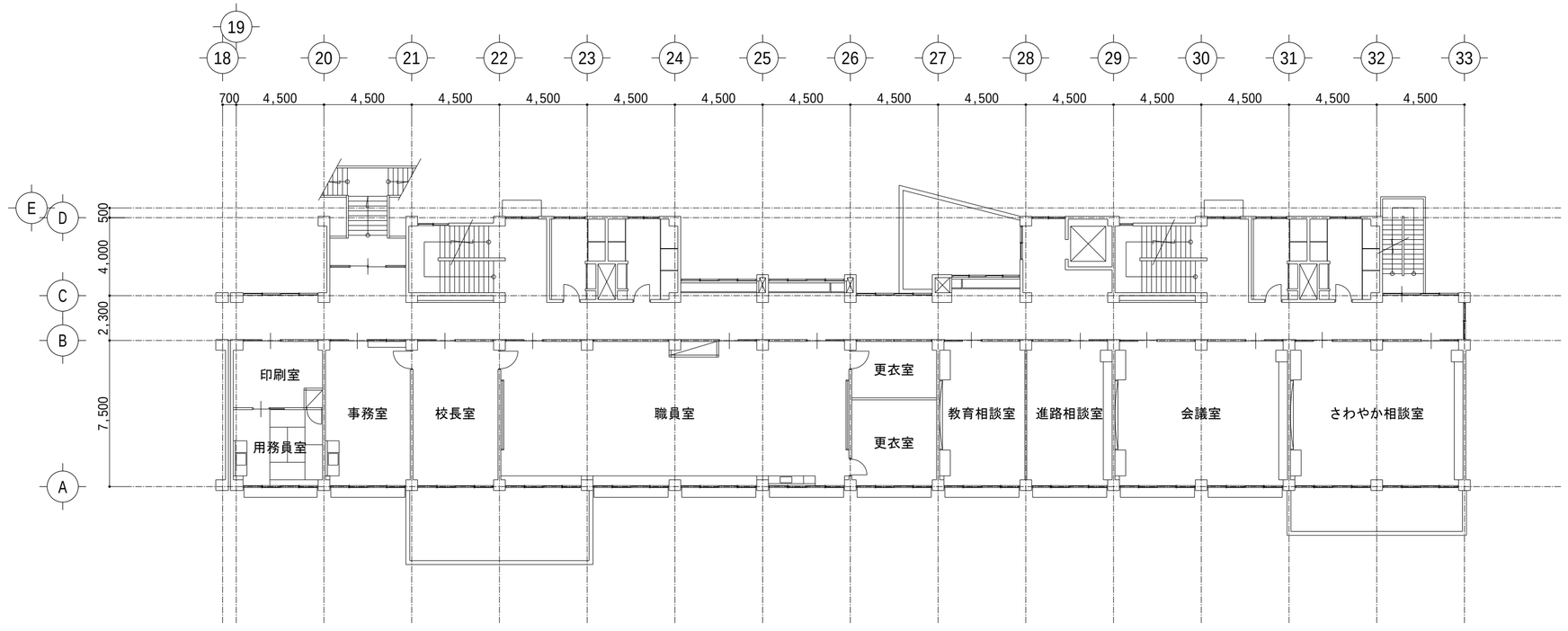

2階平面図

■備考

・ガス管、液管、連絡線は下記による。

	ガス管	液管	連絡線
①	φ31.8×1.1t	φ19.1×1.0t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
②	φ28.6×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
③	φ25.4×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
④	φ22.2×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
⑤	φ15.9×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C

・連絡線は冷媒管共巻とする。
・ドレン管は全てφ40mmとする。
・冷媒管について、廊下は天井内、教室内は露出とする。詳細は展開図を参照のこと。
・冷媒管の屋内露出部は、樹脂カバーによる保護とする。
・冷媒管の屋外露出部は、カラーガルバリウム製ラッキングとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	空調設備平面図(2F)
No.	M-05

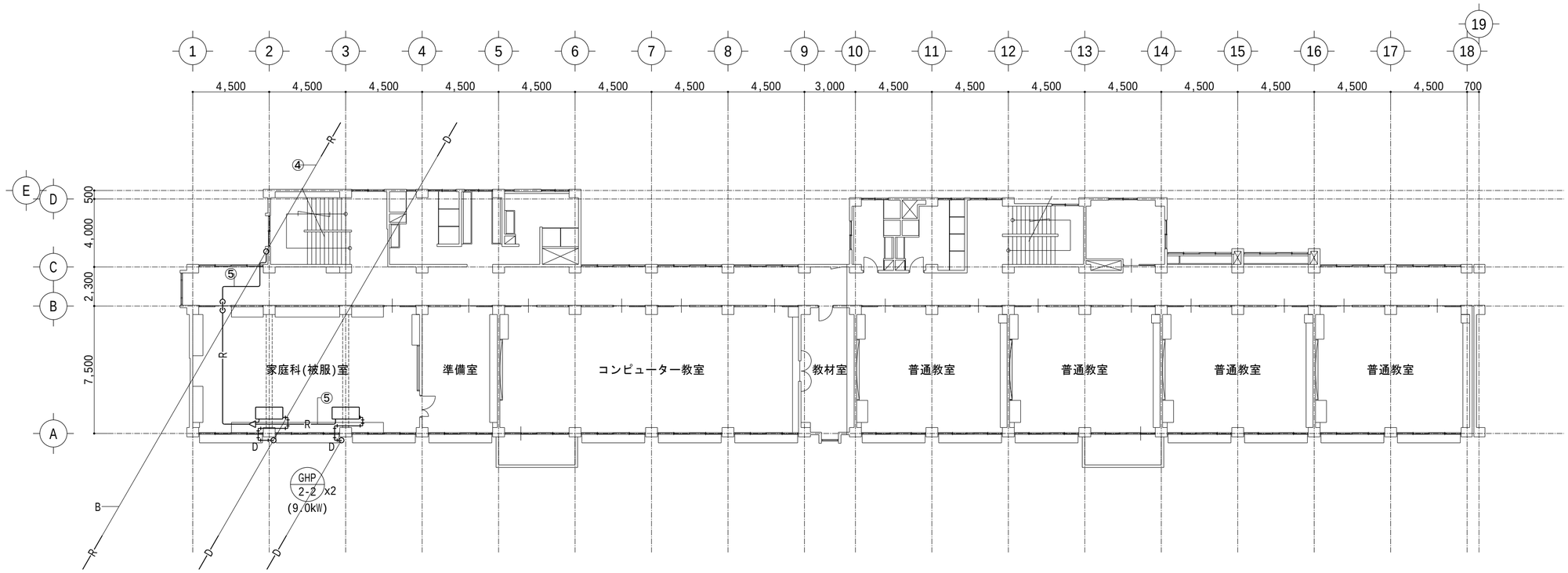

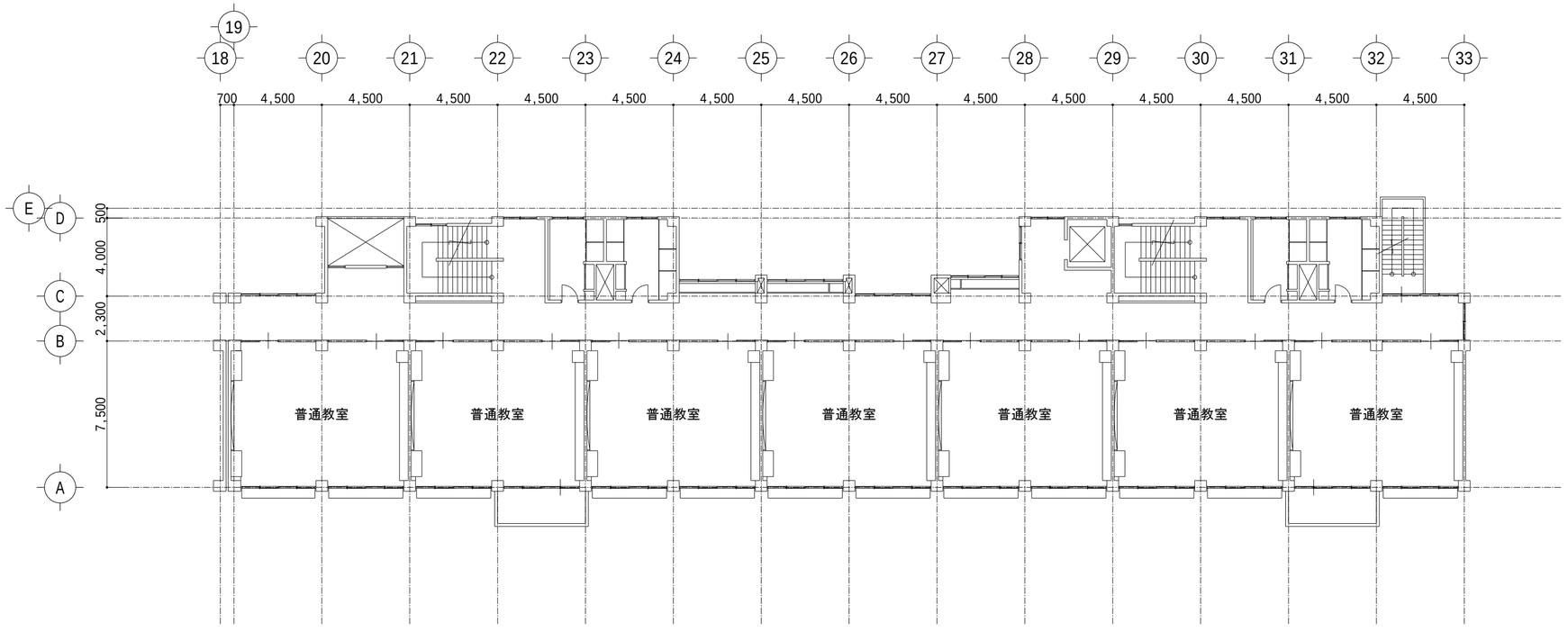

3階平面図

■備考

・ガス管、液管、連絡線は下記による。

	ガス管	液管	連絡線
①	φ31.8×1.1t	φ19.1×1.0t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
②	φ28.6×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
③	φ25.4×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
④	φ22.2×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
⑤	φ15.9×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C

・連絡線は冷媒管共巻とする。
・ドレン管は全てφ40mmとする。
・冷媒管について、廊下は天井内、教室内は露出とする。詳細は展開図を参照のこと。
・冷媒管の屋内露出部は、樹脂カバーによる保護とする。
・冷媒管の屋外露出部は、カラーガルバリウム製ラッキングとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400
設計年月日 2025.06.17
工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 空調設備平面図(3F)
No. M-06

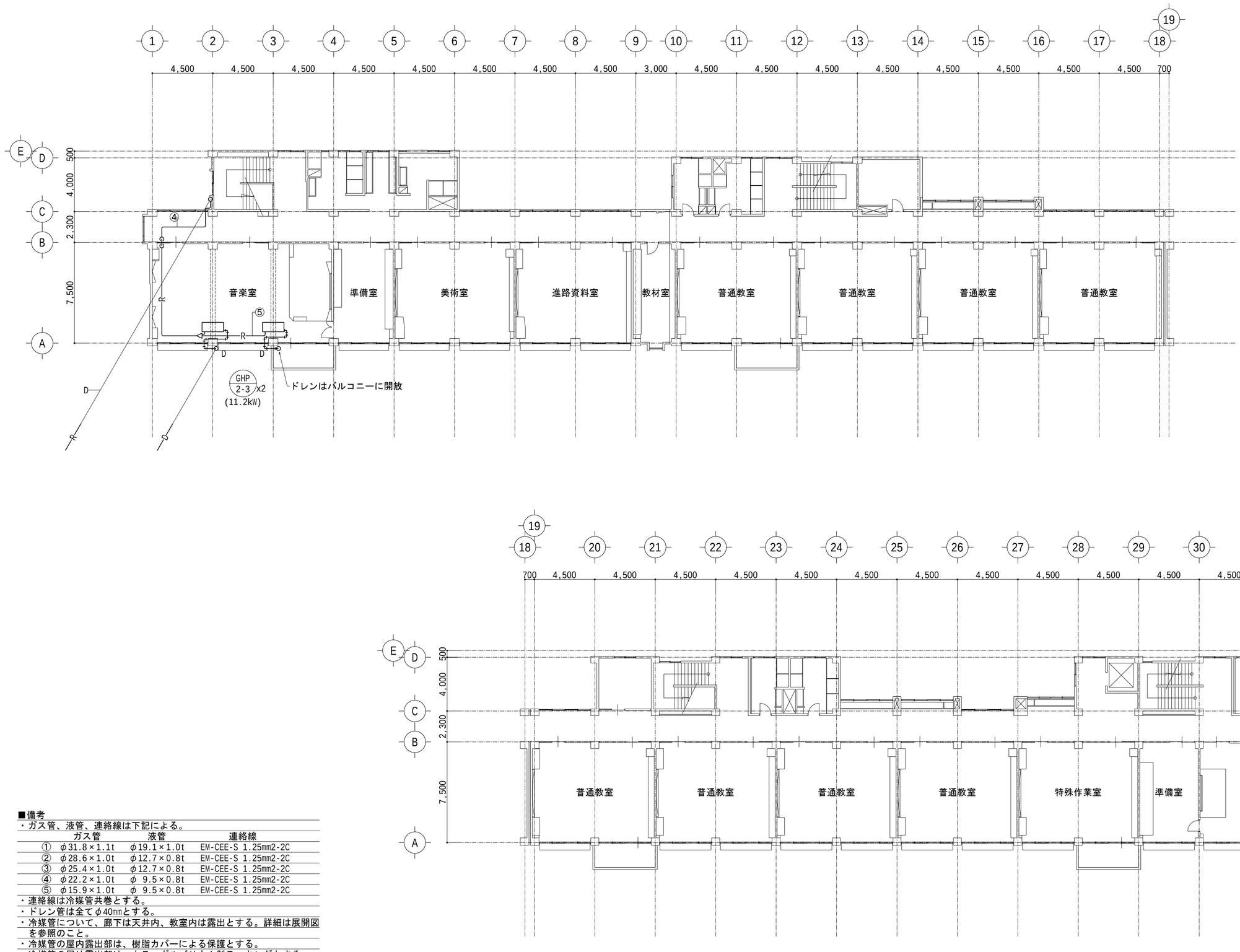

4階平面図

■備考

・ガス管、液管、連絡線は下記による。

	ガス管	液管	連絡線
①	φ31.8×1.1t	φ19.1×1.0t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
②	φ28.6×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
③	φ25.4×1.0t	φ12.7×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
④	φ22.2×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C
⑤	φ15.9×1.0t	φ 9.5×0.8t	EM-CEE-S 1.25mm2-2C

・連絡線は冷媒管共巻とする。
・ドレン管は全てφ40mmとする。
・冷媒管について、廊下は天井内、教室内は露出とする。詳細は展開図を参照のこと。
・冷媒管の屋内露出部は、樹脂カバーによる保護とする。
・冷媒管の屋外露出部は、カラーガルバリウム製ラッキングとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400
設計年月日 2025.06.17
工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 空調設備平面図(4F)
No. M-07

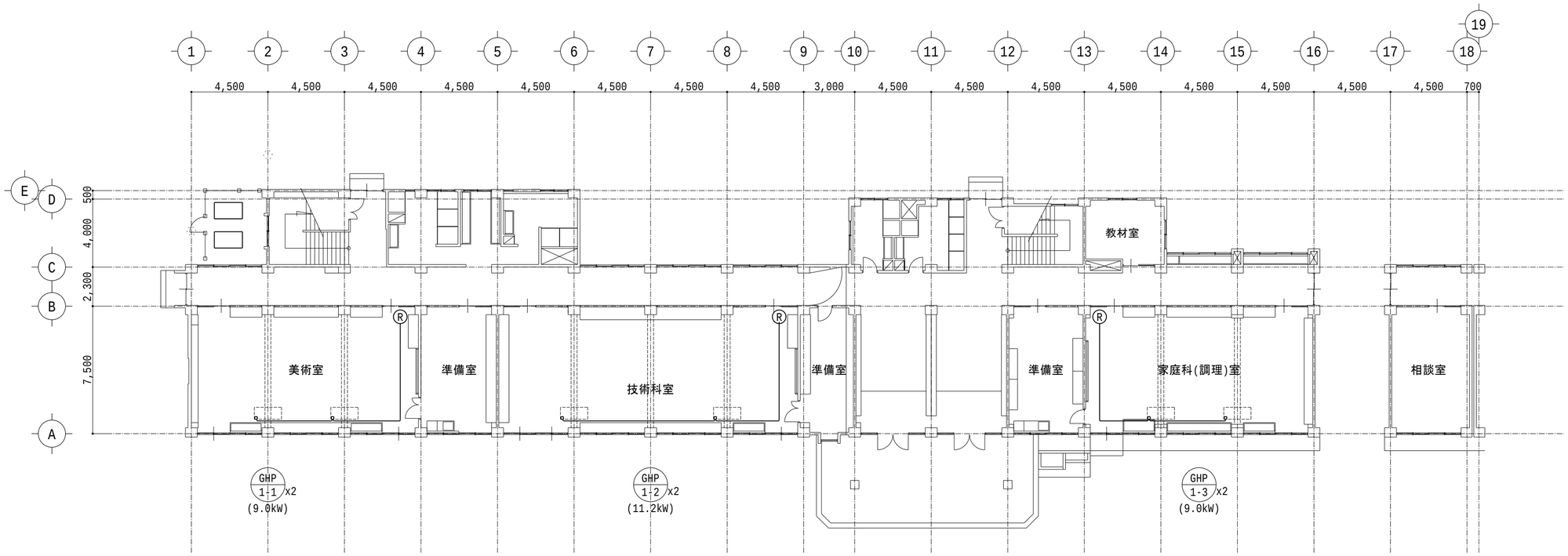

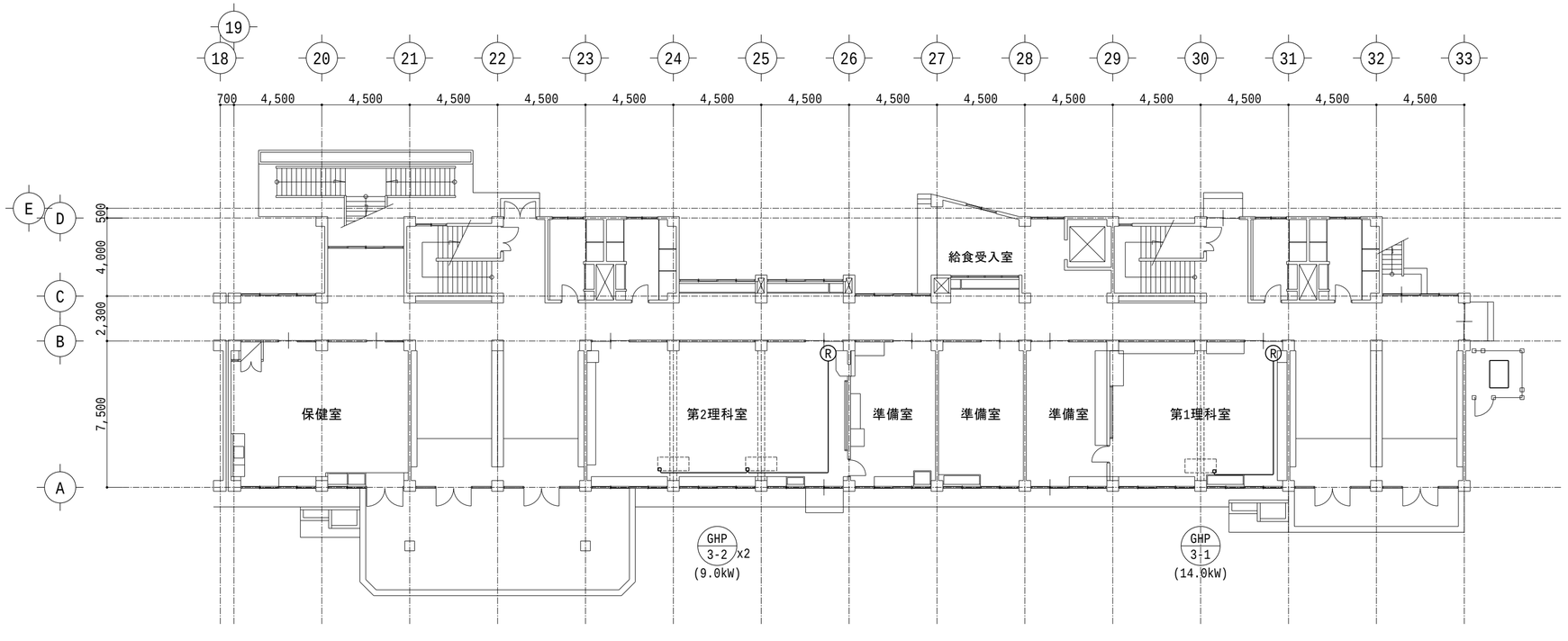

1階平面図

【凡例】

——— :EM-CEE-S 1.25mm2-2C(天井内)
但し、壁立ち上がり部分及び梁型部分はメタルモール（A型）保護
Ⓡ :個別リモコン

■備考

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	計装設備平面図(1F)
No.	M-08

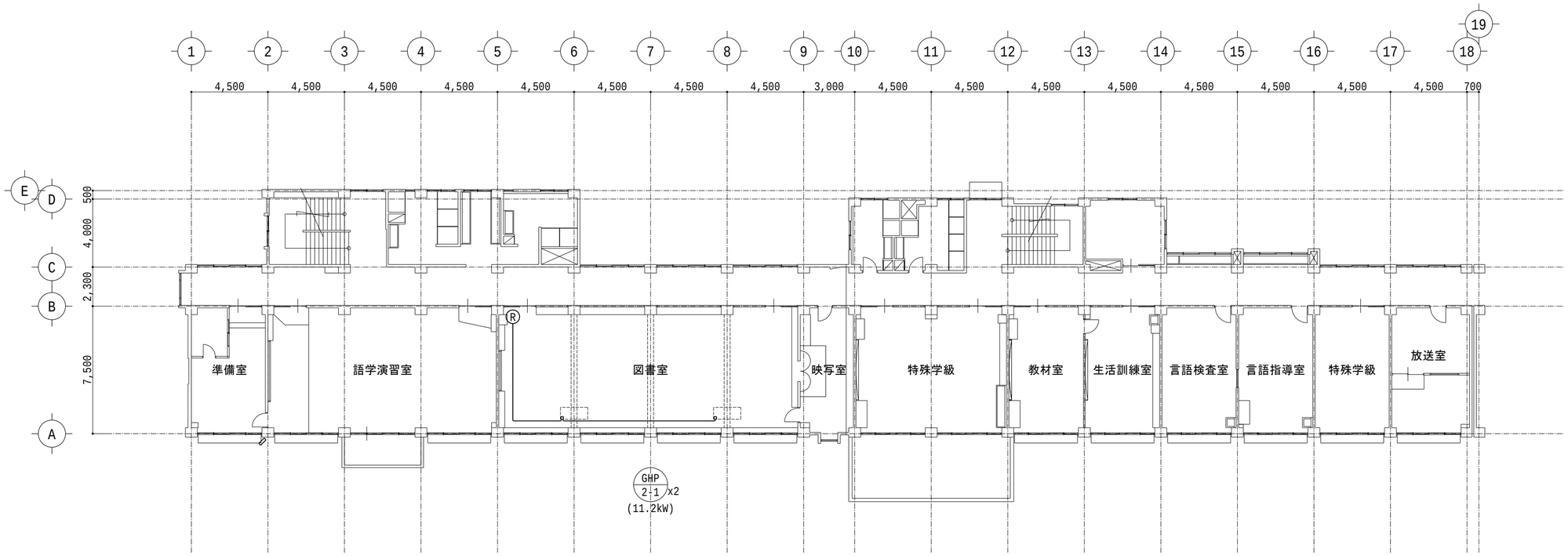

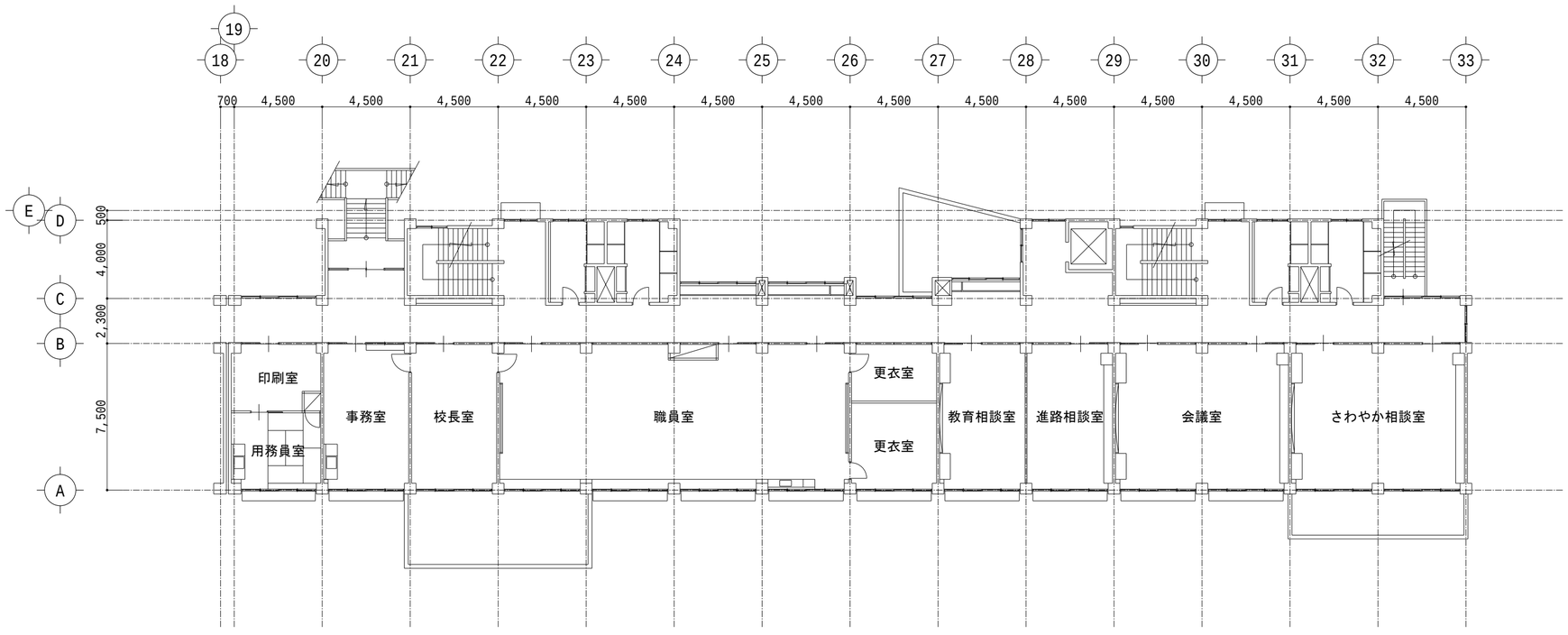

2階平面図

【凡例】

——— :EM-CEE-S 1.25mm2-2C(天井内)
但し、壁立ち上がり部分及び梁型部分はメタルモール（A型）保護
Ⓡ :個別リモコン

■備考
・取外し・再設置
・防犯カメラ(南側外壁面)【電気工事】
・防犯カメラについて、再設置の場所やカメラの向き等について、施設管理者の立会いの元で調整を行なった上で承認を得ること。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	計装設備平面図(2F)
No.	M-09

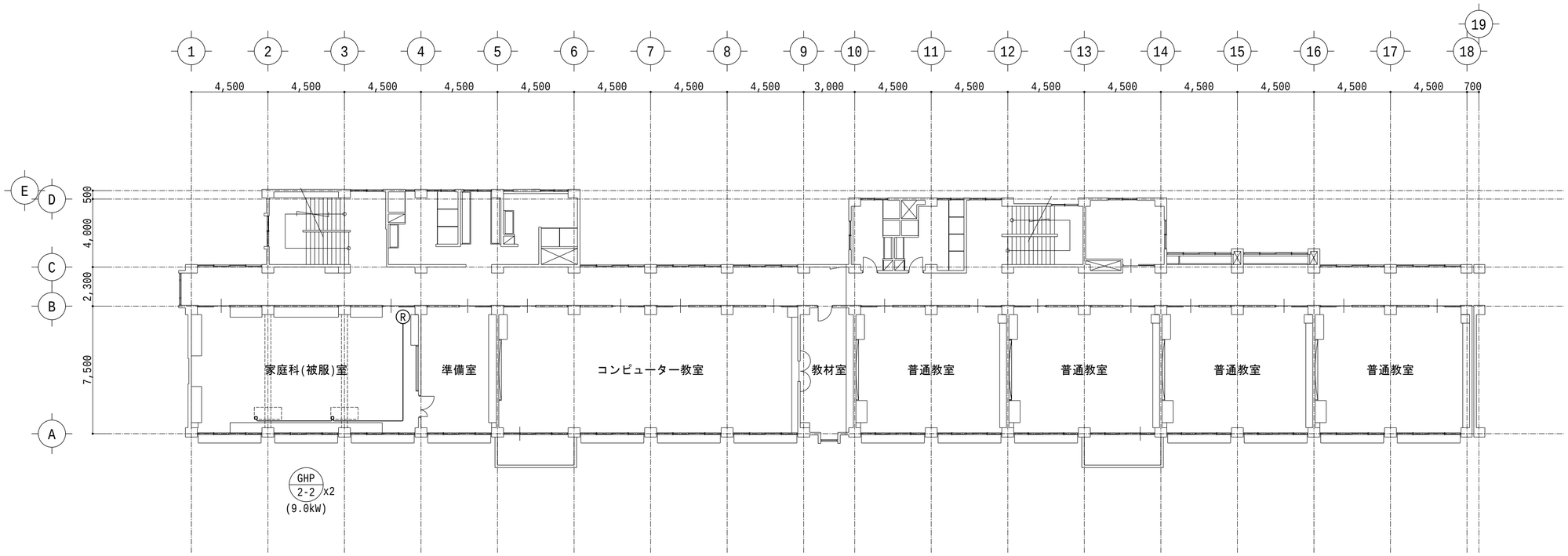

【凡例】

——— :EM-CEE-S 1.25mm2-2C(天井内)
但し、壁立ち上がり部分及び梁型部分はメタルモール（A型）保護
Ⓡ :個別リモコン

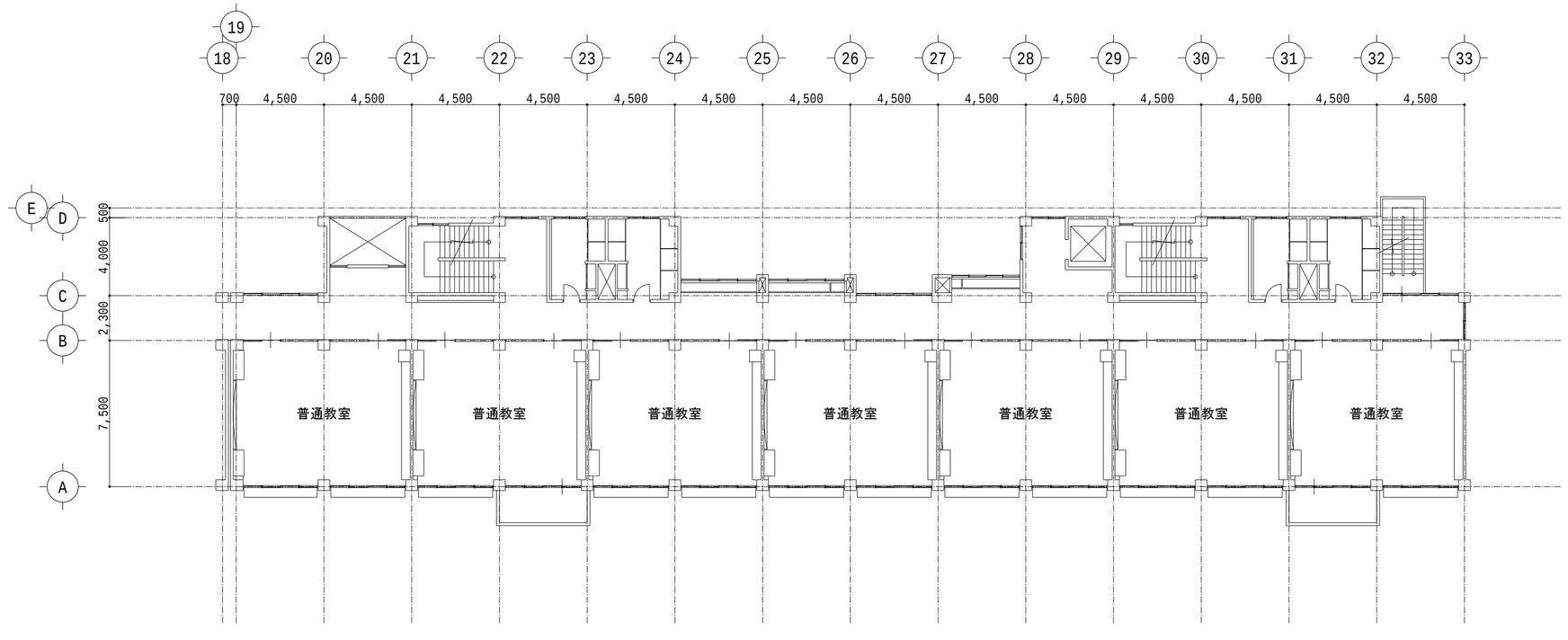

3階平面図

■備考

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	計装設備平面図(3F)
No.	M-10

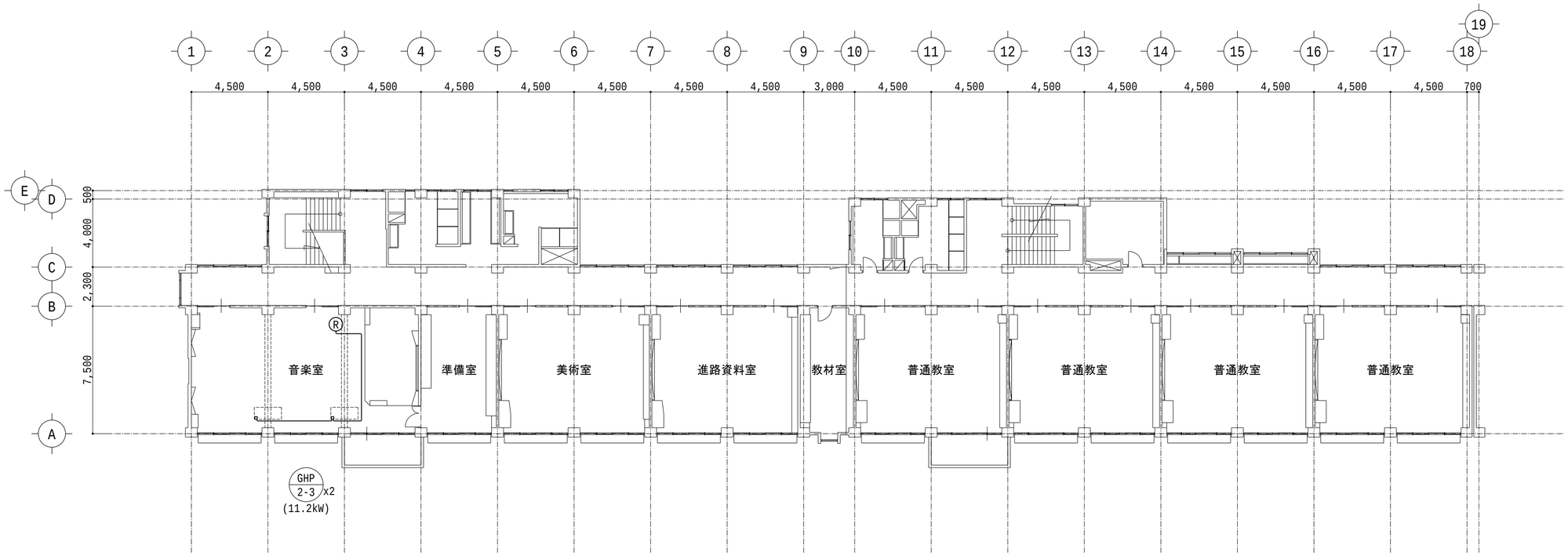

4階平面図

【凡例】

——— :EM-CEE-S 1.25mm2-2C(天井内)
但し、壁立ち上がり部分及び梁型部分はメタルモール（A型）保護

Ⓡ :個別リモコン

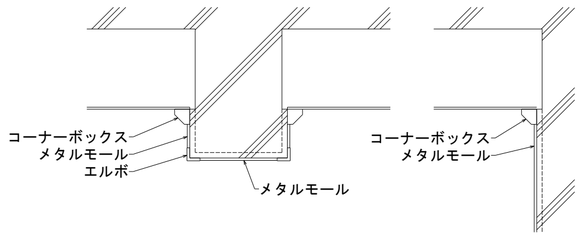

メタルモール詳細図

■備考

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200,20 A4:1/400,40
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	計装設備平面図(4F)
No.	M-11

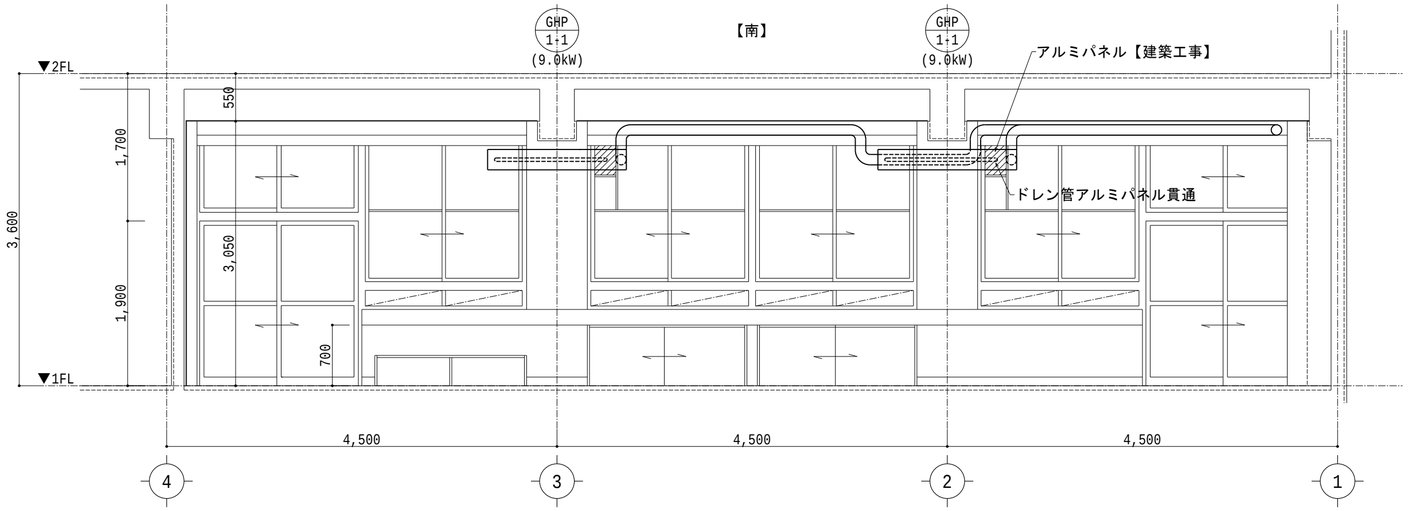

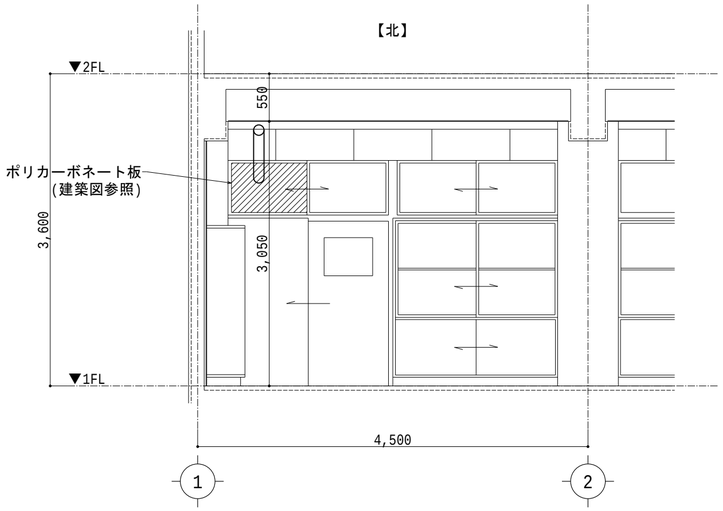

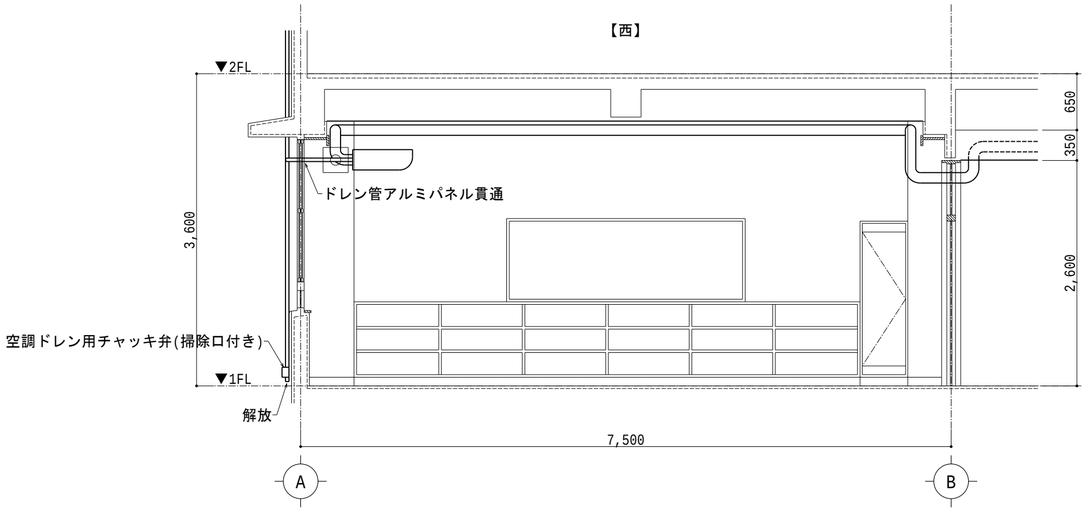

※ドレンの配管方法は、他の部屋も同様とする。

美術室展開図

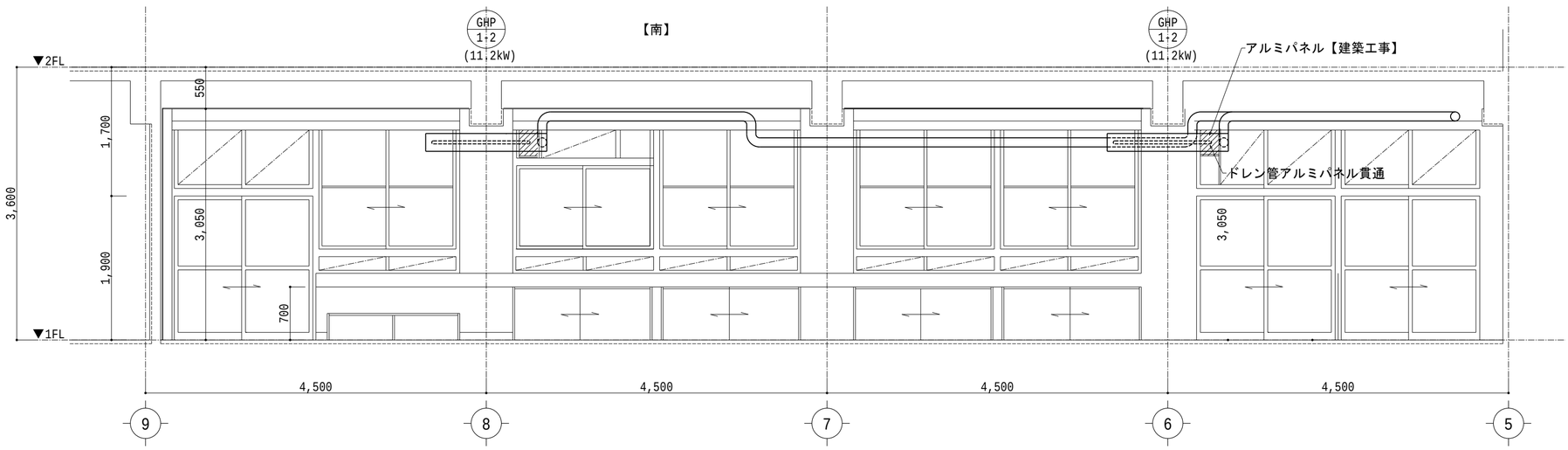

技術科室展開図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 展開図1(美術室、技術科室)

No. M-12

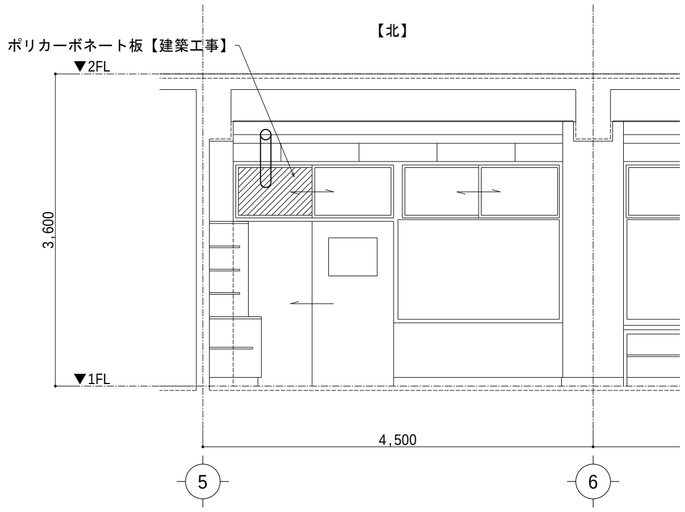

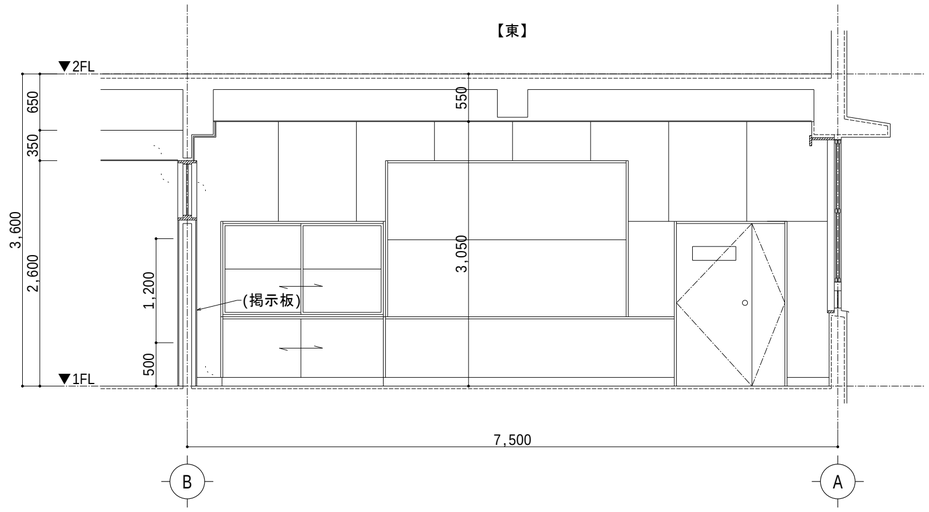

■技術科室
・配管支持金物の取付け
　・既存ベニヤ及び仕上げ材を20cm×20cm程度撤去の上、配管支持金物をRC壁にアンカー
　・その後、既存と同等の仕上げ材で復旧

技術科室展開図

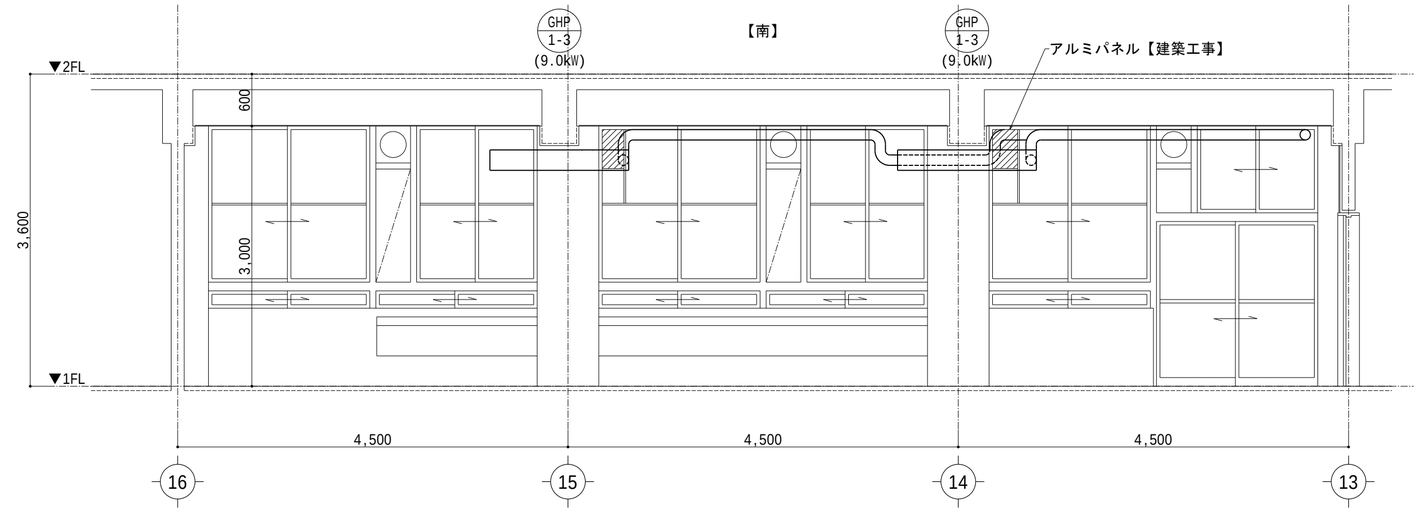

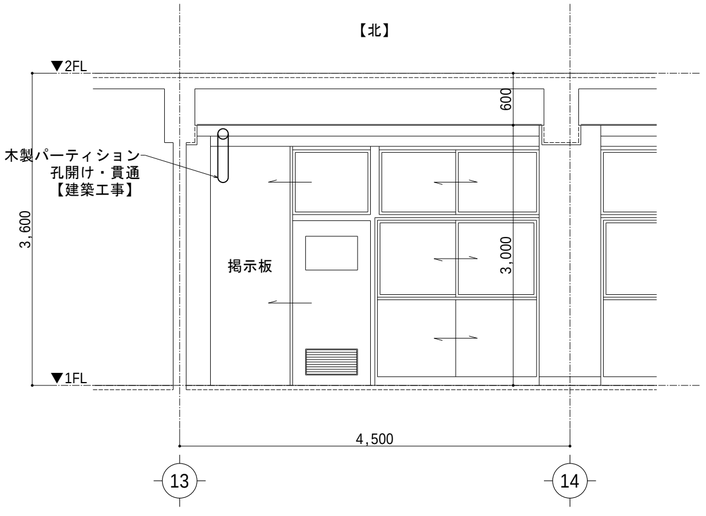

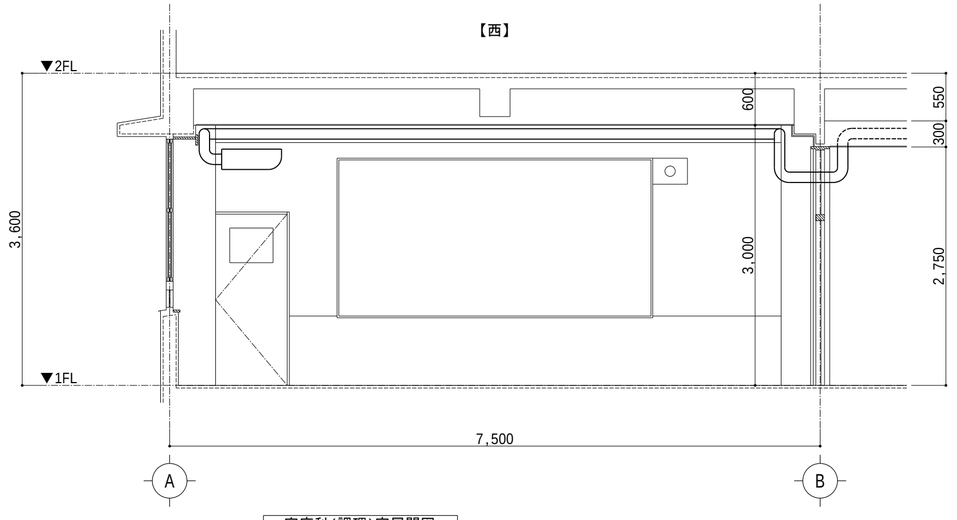

家庭科(調理)室展開図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	展開図2(技術科室、家庭科(調理)室)
No.	M-13

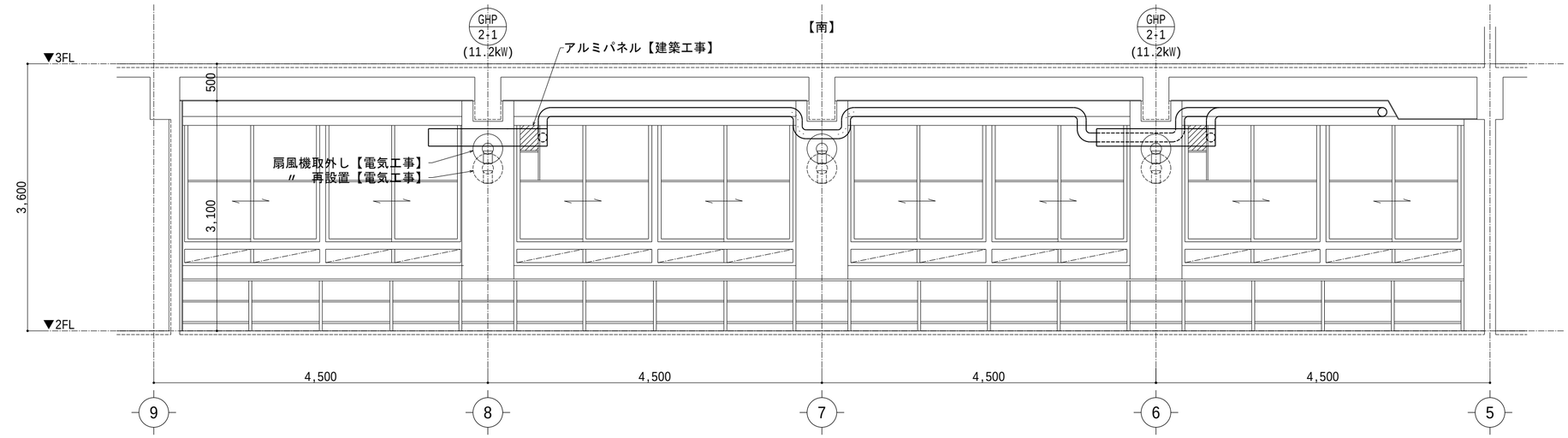

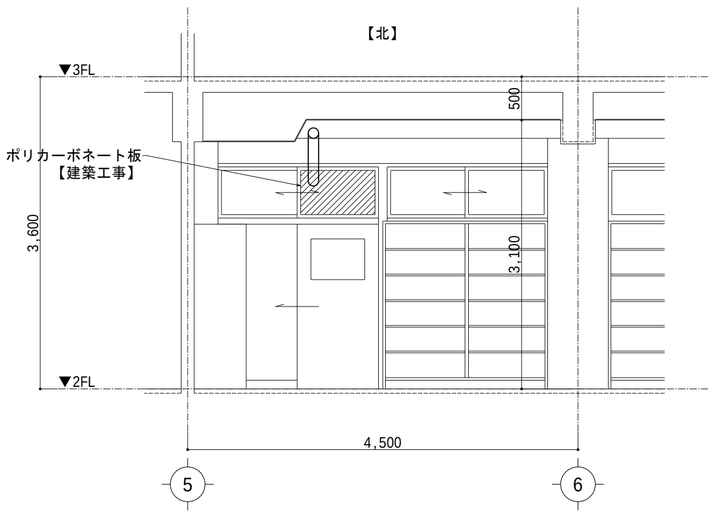

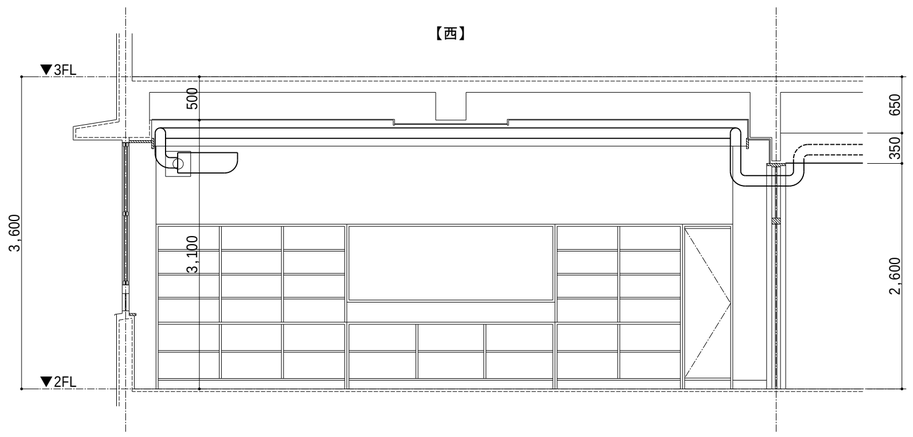

■図書室
・取外し・再設置(移設)
・扇風機×3

図書室展開図

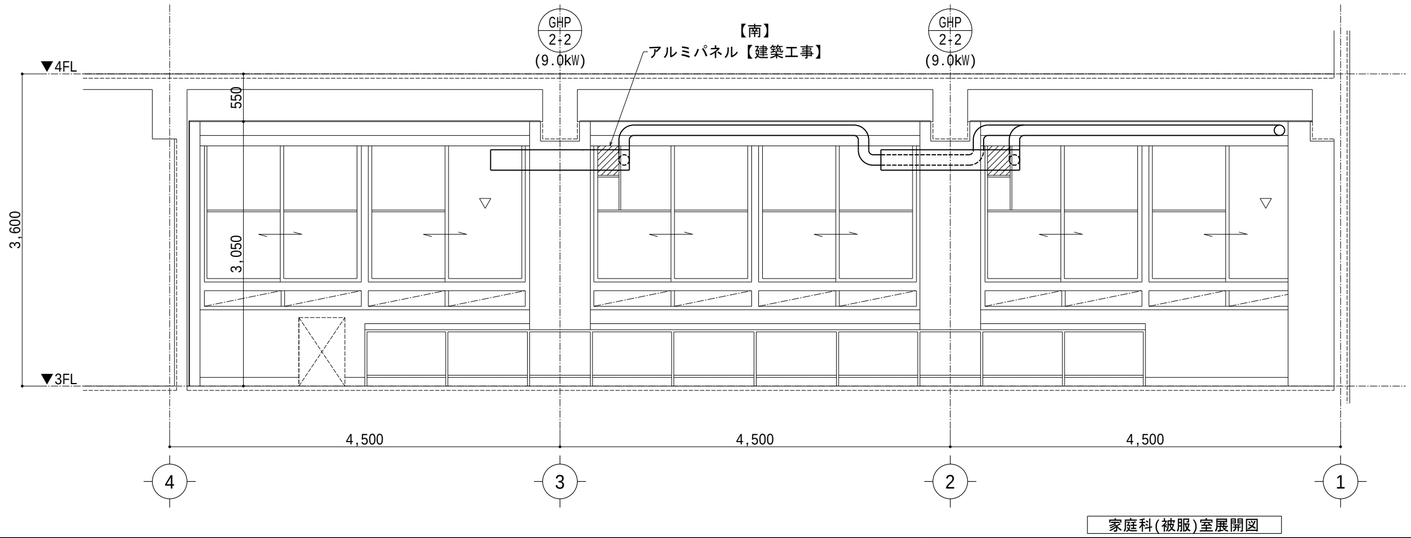

家庭科(被服)室展開図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	展開図3(図書室、家庭科(被服)室)

No. M-14

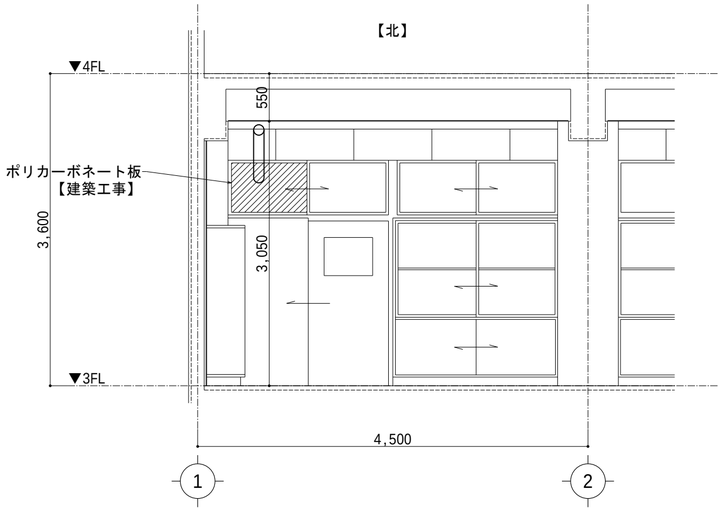

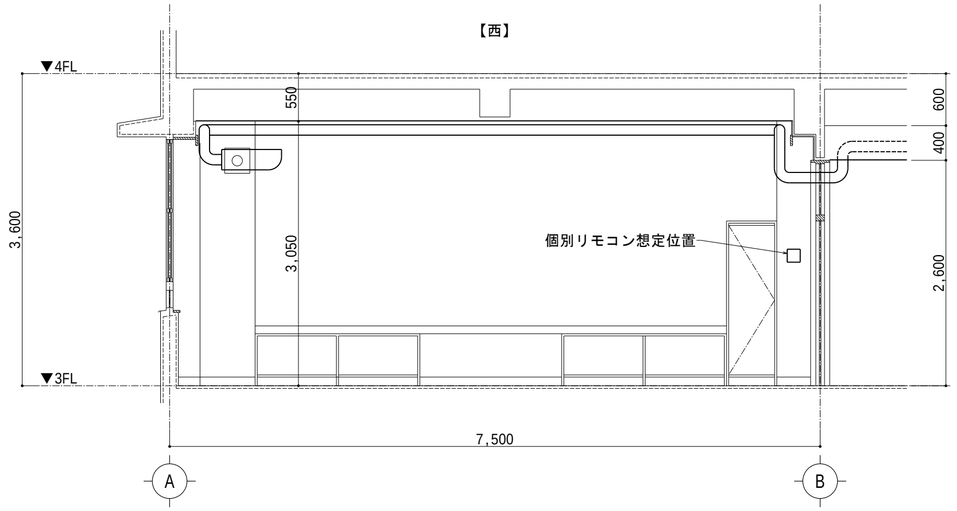

家庭科(被服)室展開図

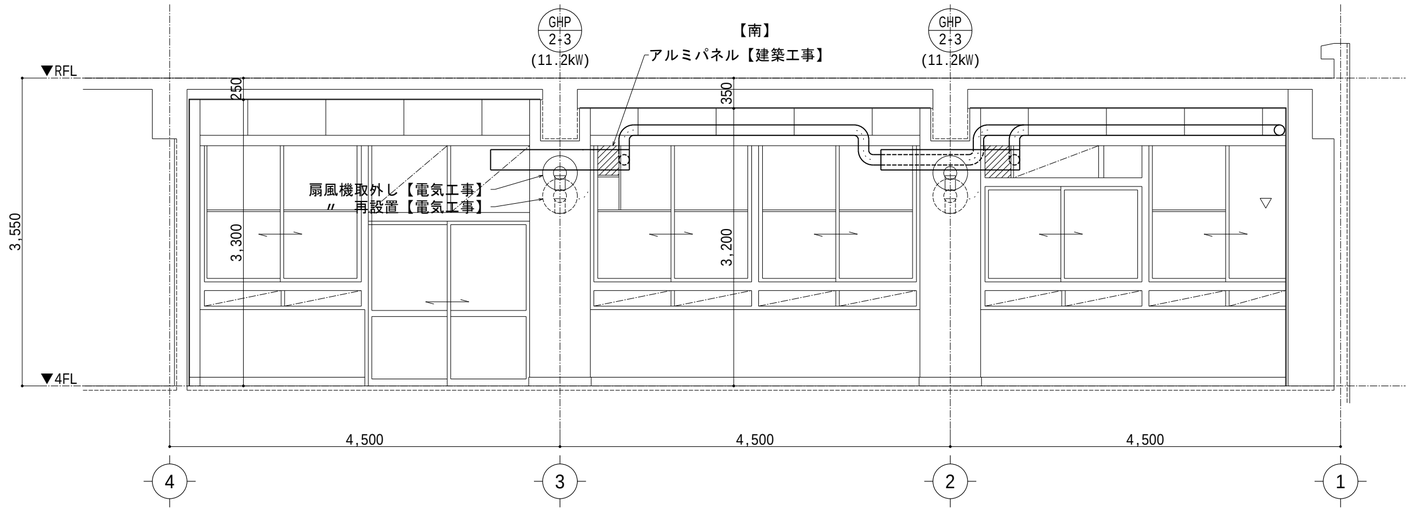

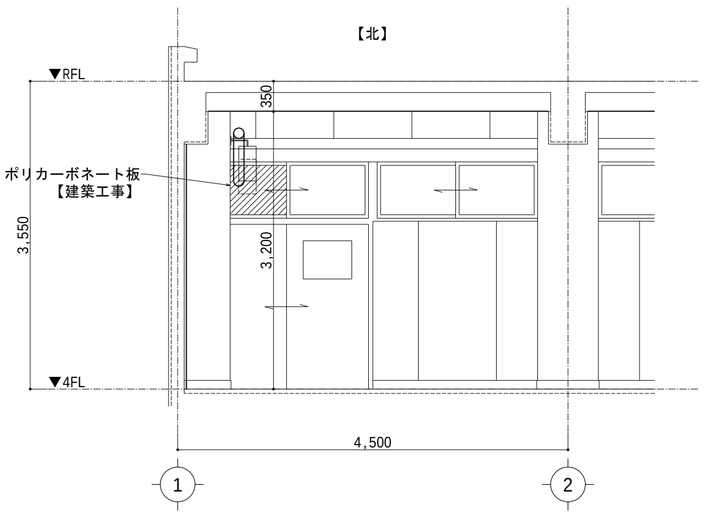

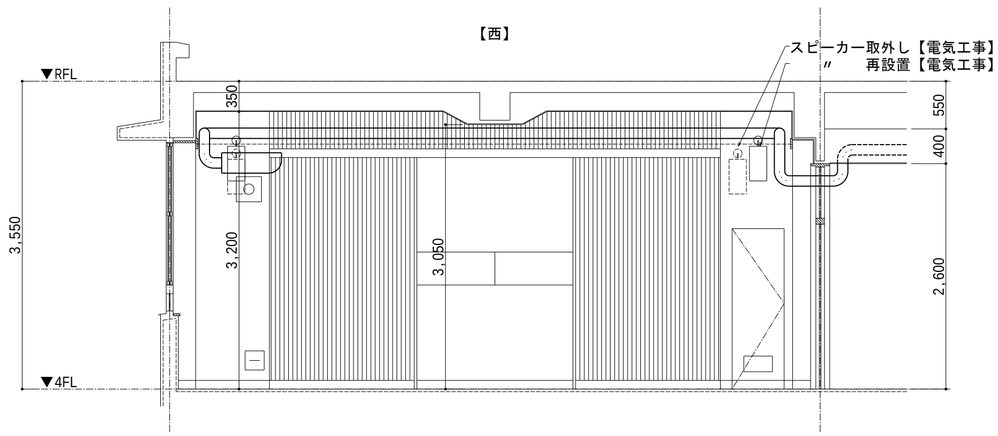

■音楽室
・取外し・再設置(移設)
・スピーカー×2
・扇風機×2

音楽室展開図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 展開図4(家庭科(被服)室、音楽室)

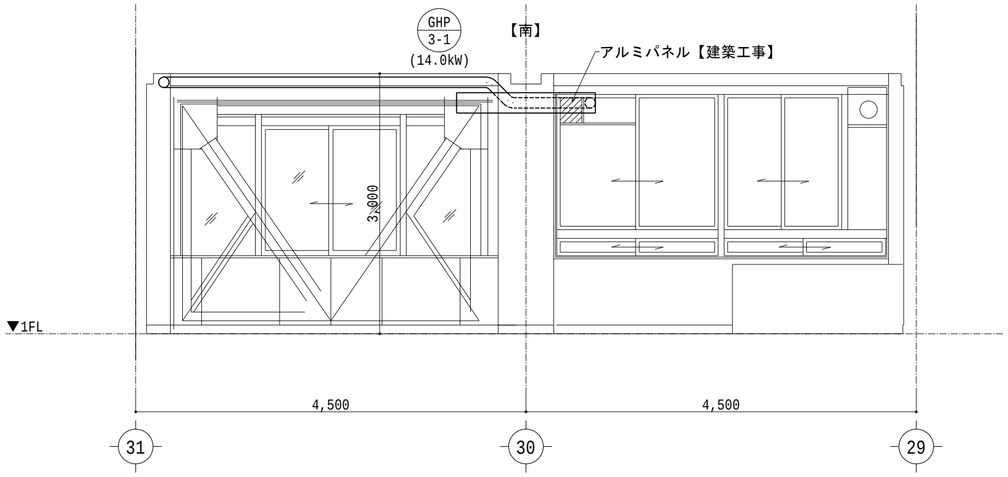

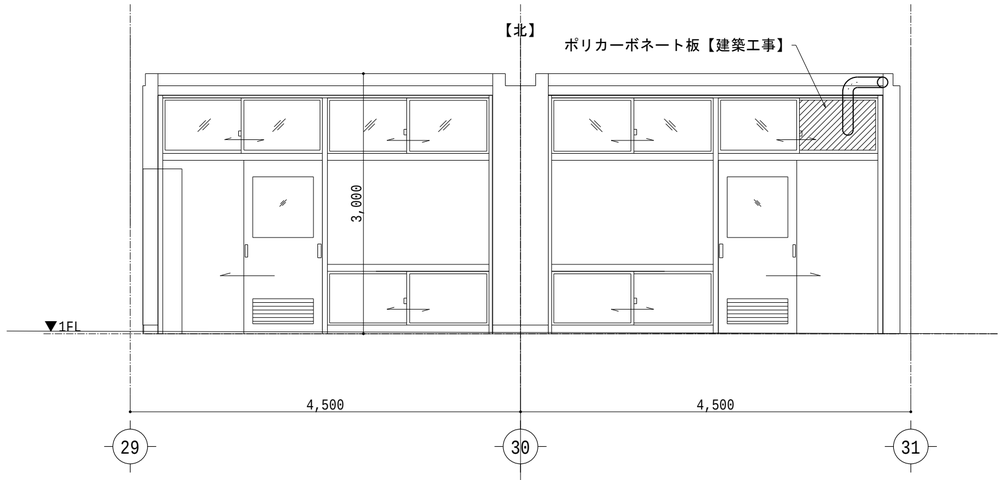

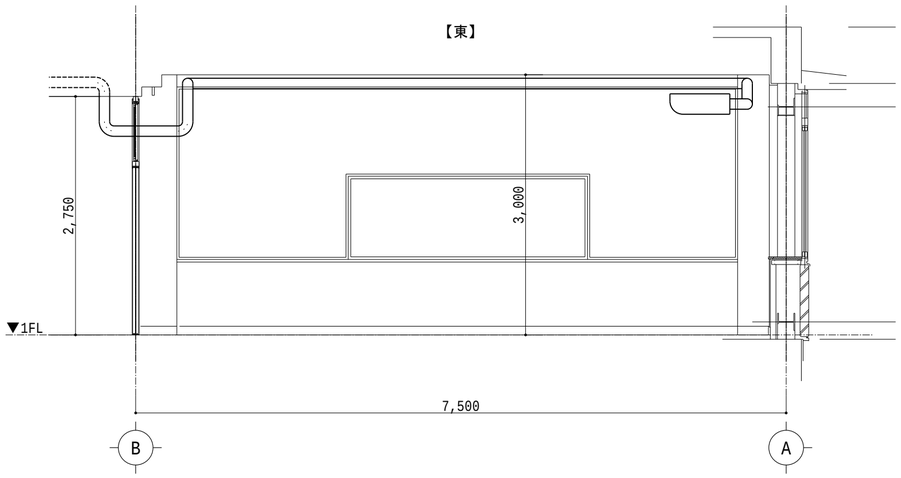

第1理科室展開図

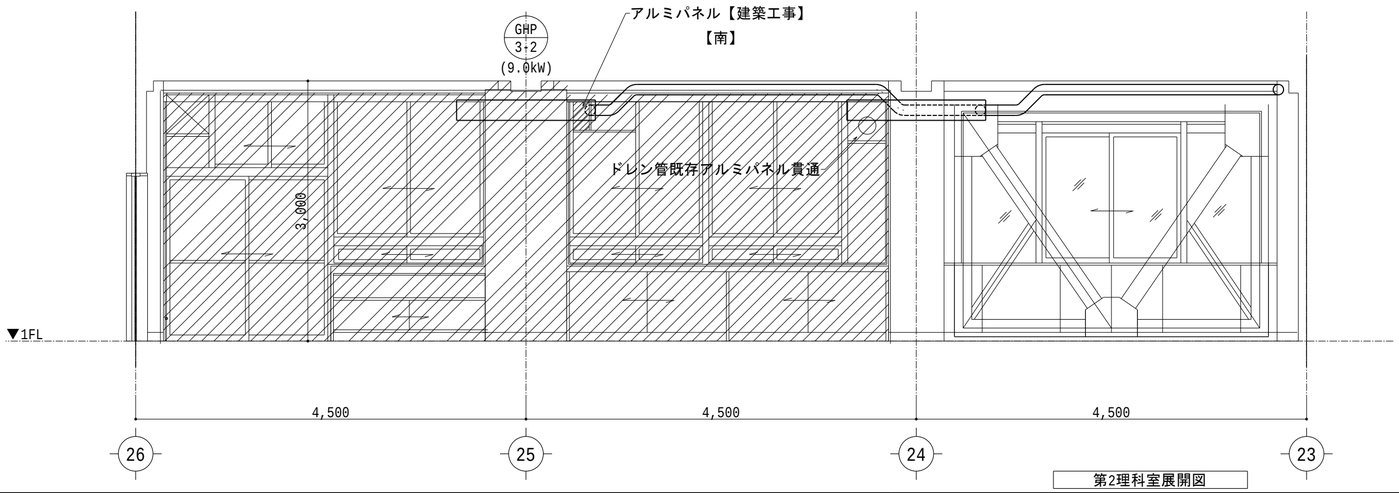

第2理科室展開図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	展開図5(第1理科室、第2理科室)
No.	M-16

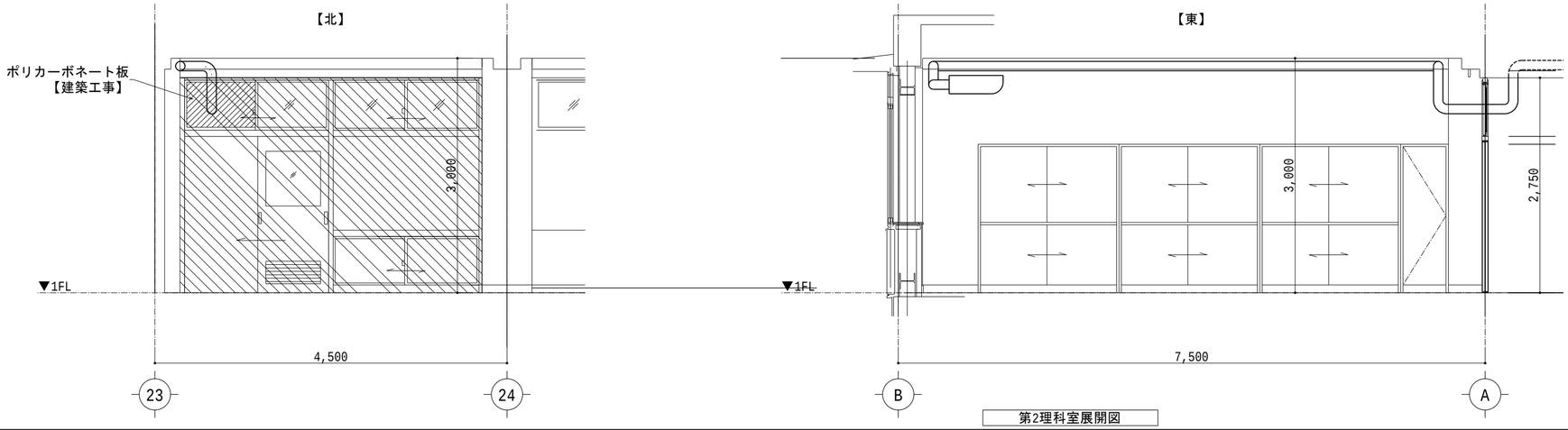

第2理科室展開図

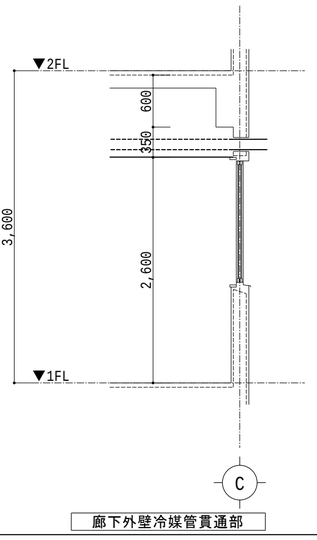

廊下外壁冷媒管貫通部

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	展開図6(第2理科室)

No. M-17

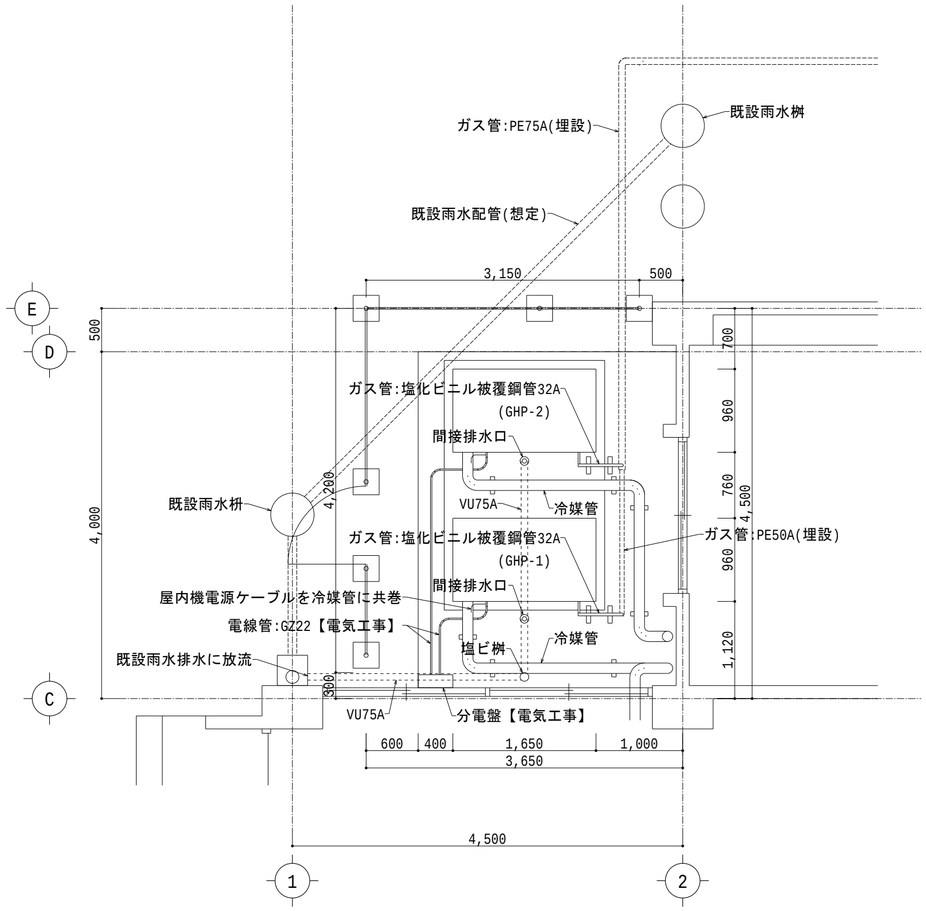

西側屋外機置場

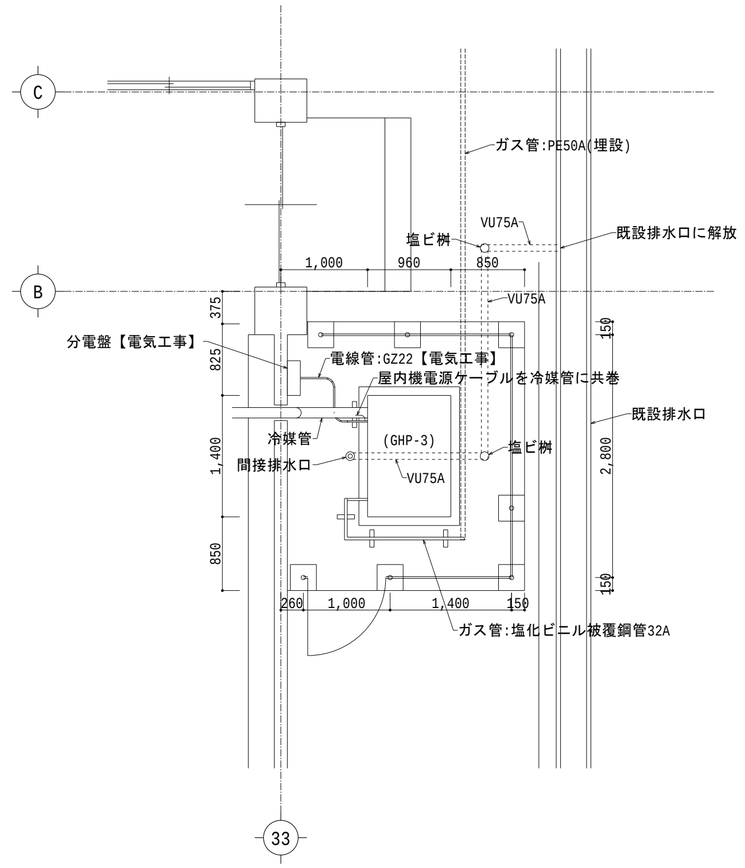

東側屋外機置場

■備考

- 冷媒管の屋外露出部は、ガルバリウム鋼板カバーにより保護とする。
- ガス管の屋外機接続部分は、下記とする。
  - 塩化ビニル被覆鋼管25A
  - 20Aネジガス栓
  - 強化ガスホース接続20A
- 間接排水口は、口径100mm、接続配管VU50Aとする。
- 塩ビ桝は、桝内径100mm、接続配管VU75Aとする。
- 屋外機には、防振架台を設置すること。
- 屋外配管架台(参考)
  - L-40x40x3(SUS)
  - L=200mm、H=200～350mm程度
  - 基礎コンクリート 100x100x100H
- 屋外機の寸法は参考値とする。
- 間接排水口 ： 100x50
- 塩ビ桝 ： 枡径200φ、蓋付

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	屋外機置場詳細図
No.	M-18

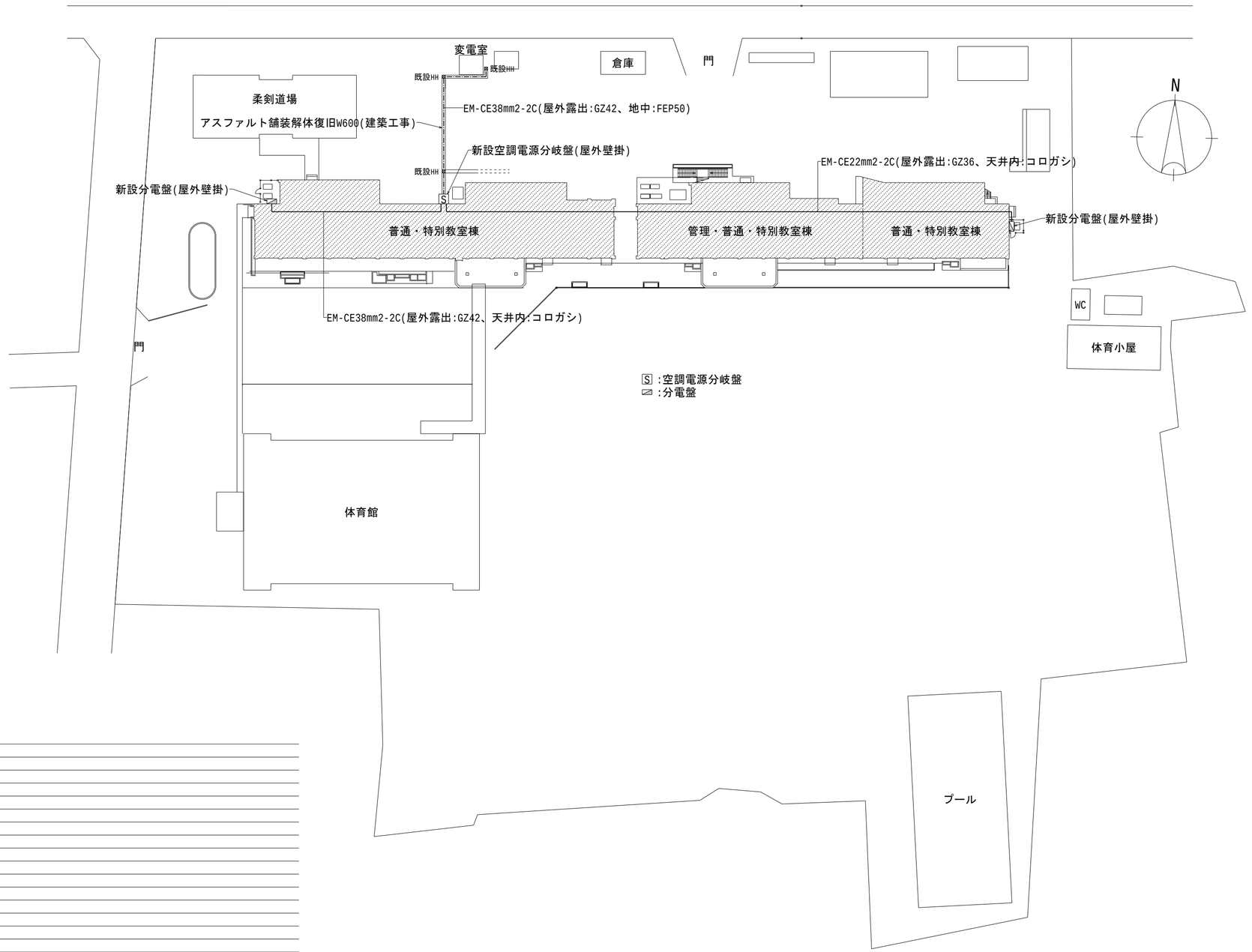

■備考

かとう一級建築士事務所	〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206 TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169 一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号 一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之	縮尺	A2:1/ 600 A4:1/1200	工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
		設計年月日	2025.06.17	図面名称	幹線設備配置図
				No.	E-01

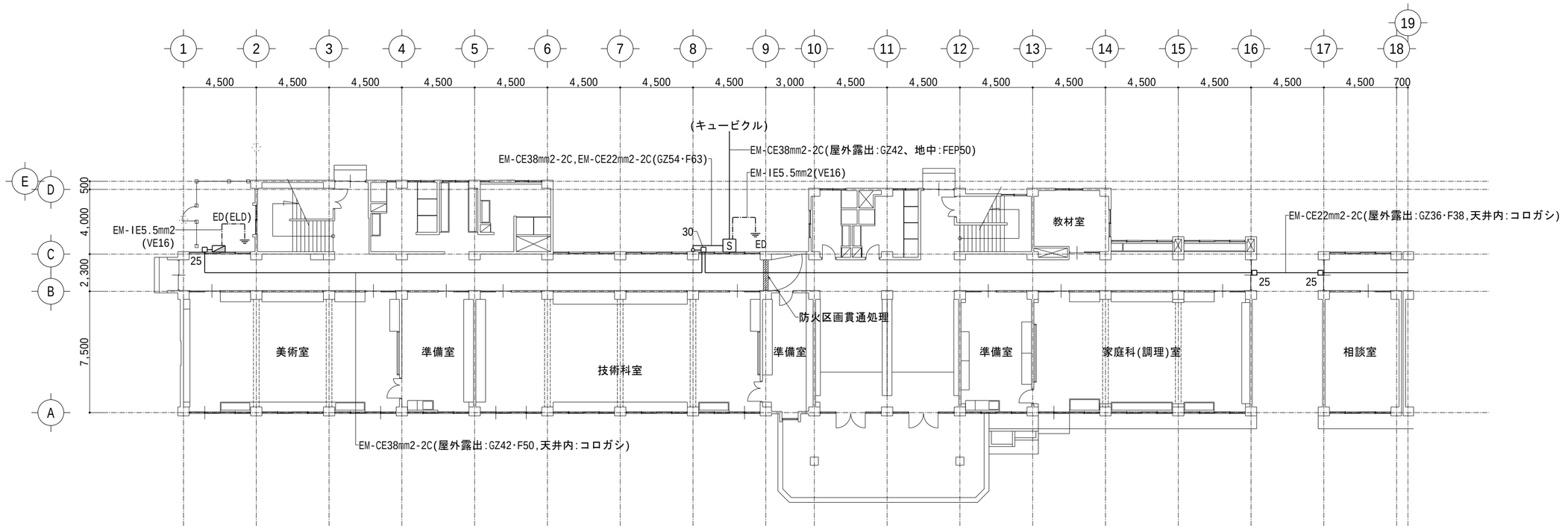

GZ：溶融亜鉛メッキ　　F：金属製可とう電線管（被覆付）防水

■プルボックス凡例

□25　：250x250x200 ET(SUS WP)

□30　：300x300x300 ET(SUS WP)

E_D　：10φ×1.0m

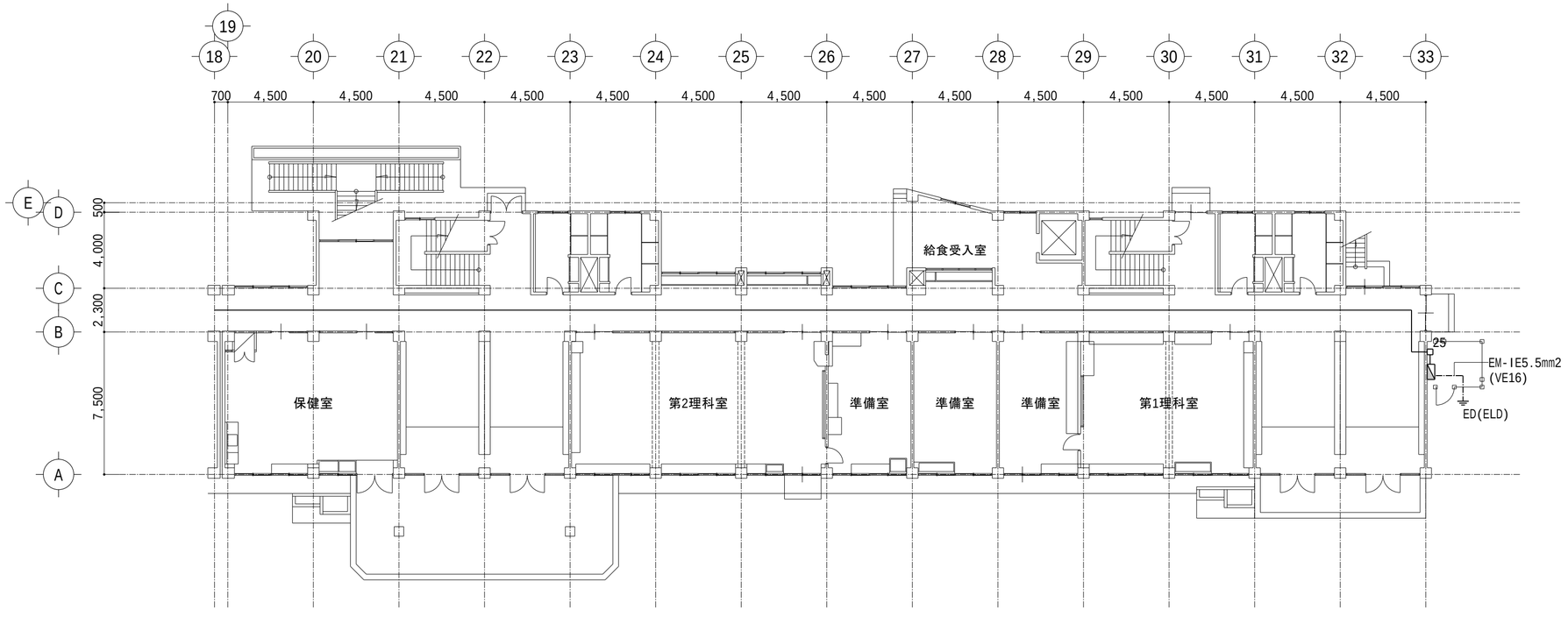

1階平面図

■備考

・鉄筋コンクリート造外壁貫通部分はコア抜きとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	幹線設備平面図(1F)
No.	E-02

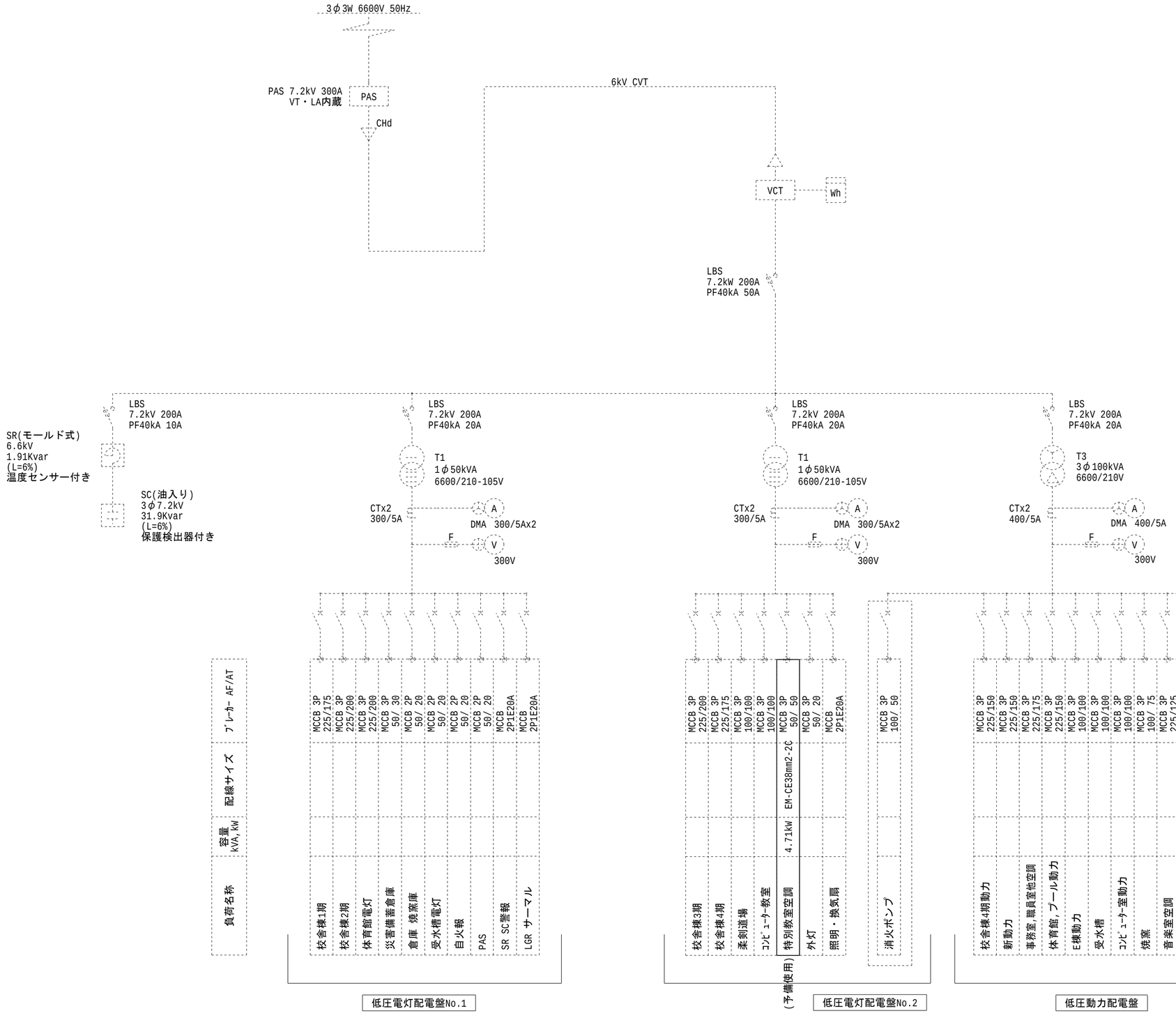

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:NonScale A4:NonScale

設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

図面名称 既存受変電設備改修図(単線結線図)

No. E-03

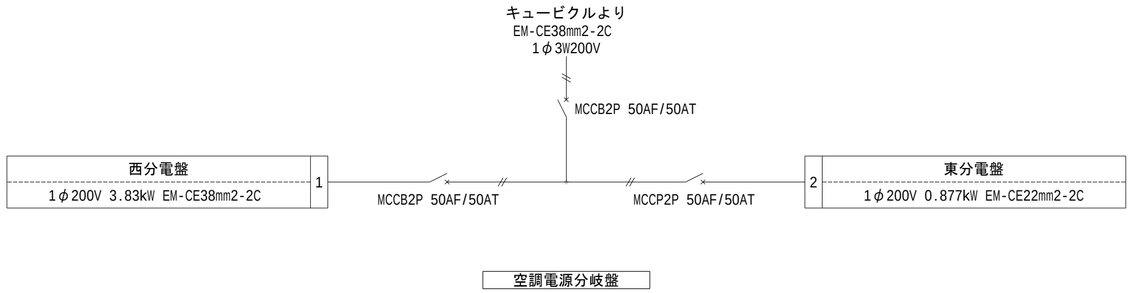

空調電源分岐盤

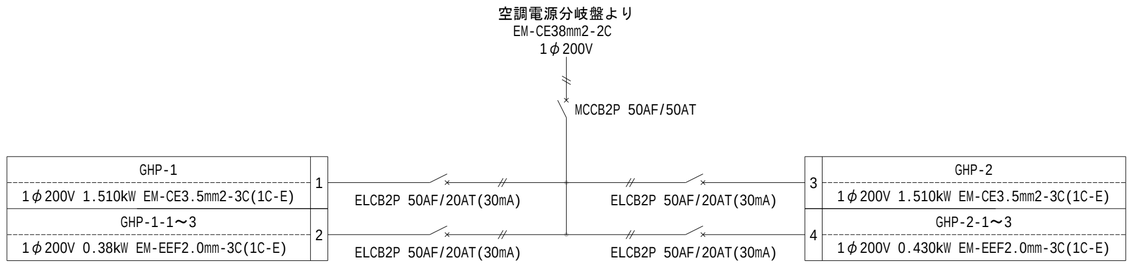

西分電盤

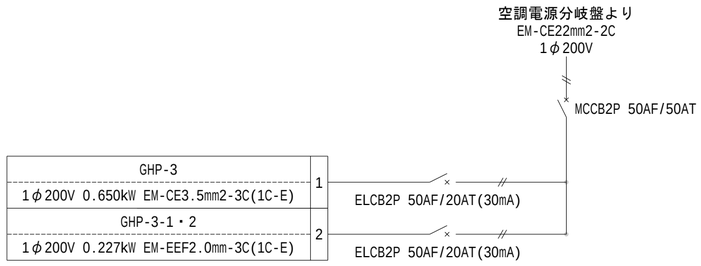

東分電盤

■盤の仕様
- ステンレス製(指定色)
- 屋外壁掛型屋根付き
- 把手 … ステンレス防水平面ハンドル
- 鍵 … 有り
- 扉開き … 800mm幅まで片開き
- 1次側、2次側端子台付き

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:NonScale A4:NonScale
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	分電盤結線図
No.	E-04

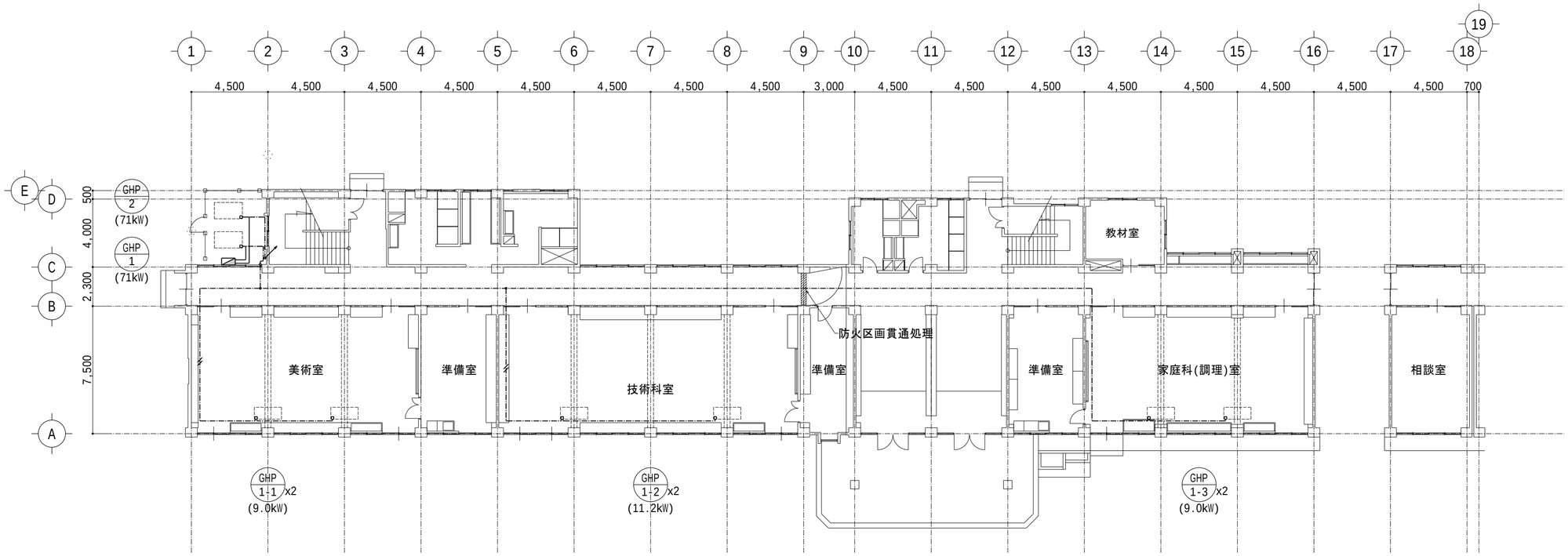

■電線・電線管凡例

——————:EM-CE3.5mm2-3C(1C-E)(GZ22・F24)

-·-·-·-·-:EM-EEF2.0mm-3C(1C-E)
屋外・教室内:(冷媒管共巻)
廊下:(天井内コロガシ)

-·-//-·-:EM-EEF2.0mm-3C(1C-E)×2
屋外・教室内:(冷媒管共巻)
廊下:(天井内コロガシ)

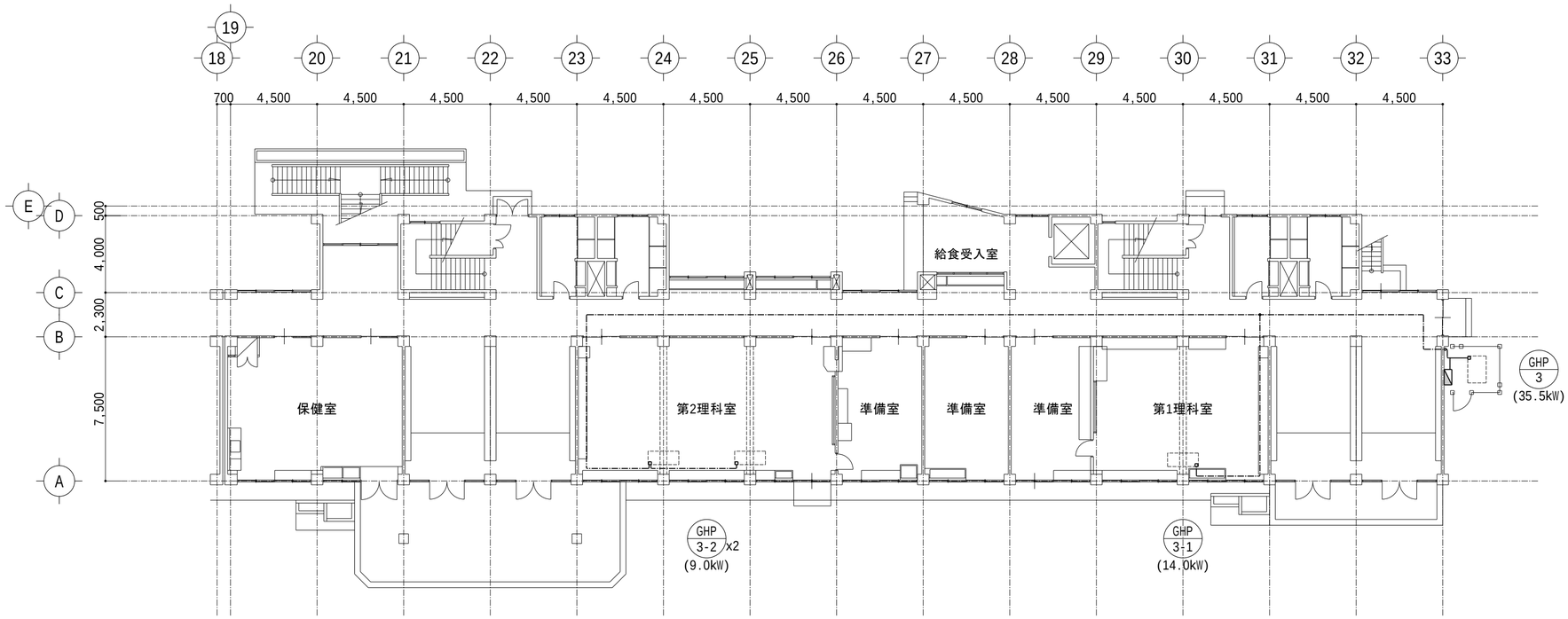

1階平面図

■備考

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	配電設備平面図(1F)
No.	E-05

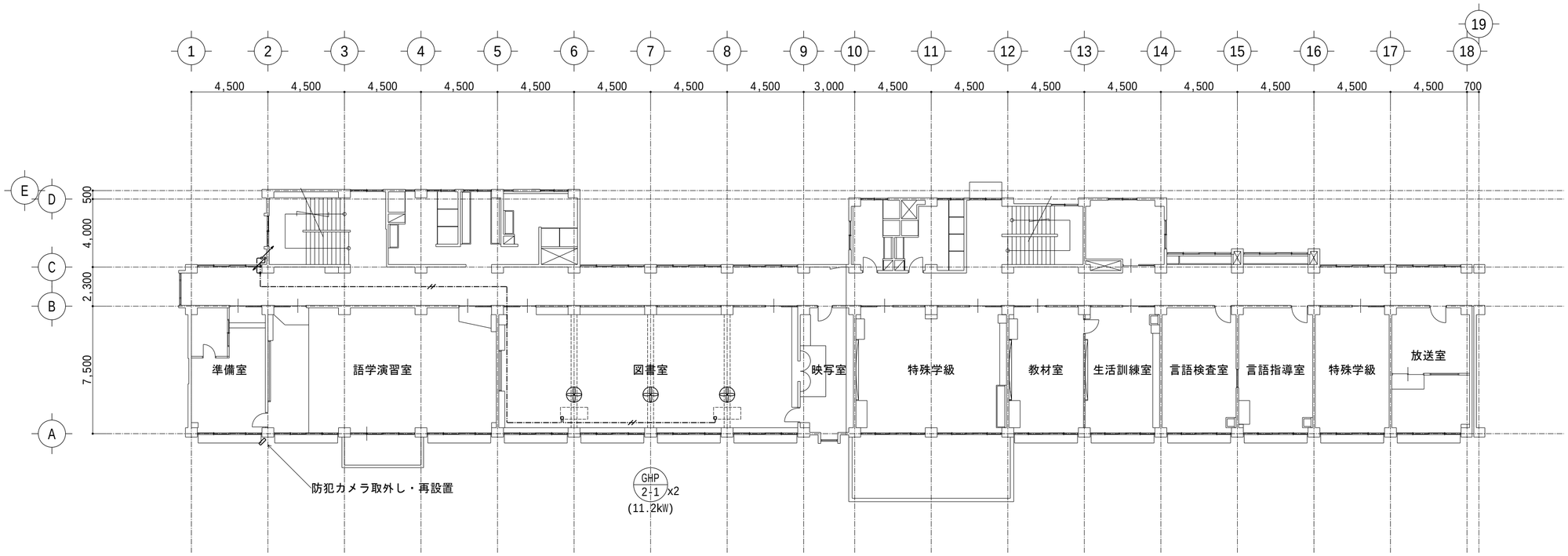

■電線・電線管凡例

-·-·-·-·-:EM-EEF 2.0mm-3C(1C-E)(冷媒管共巻)

-·-//-·-:EM-EEF 2.0mm-3C(1C-E)×2(冷媒管共巻)

:扇風機　取外し再設置

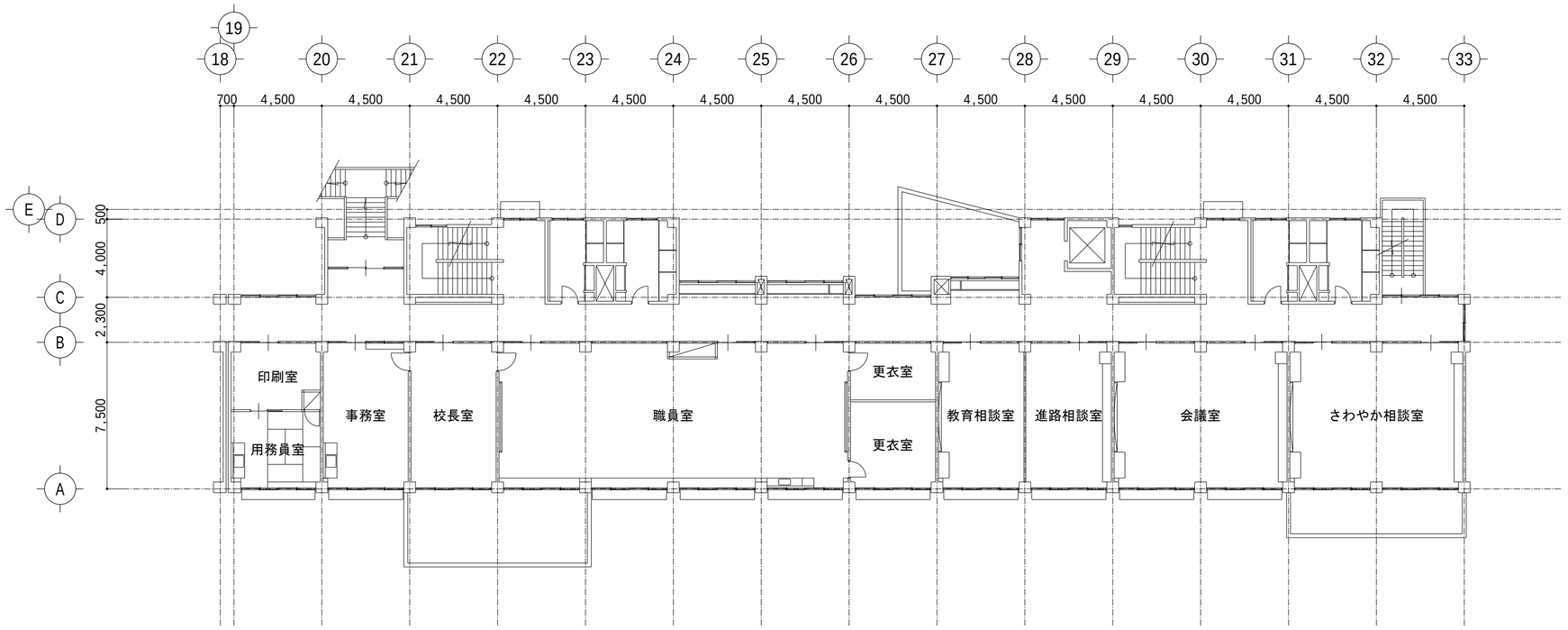

2階平面図

■備考

・取外し・再設置

　・防犯カメラ(南側外壁面)【電気工事】

・防犯カメラについて、再設置の場所やカメラの位置等について、施設管理者の立会いの元で調整を行なった上で承認を得ること。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400

設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

図面名称 配電設備平面図(2F)

No. E-06

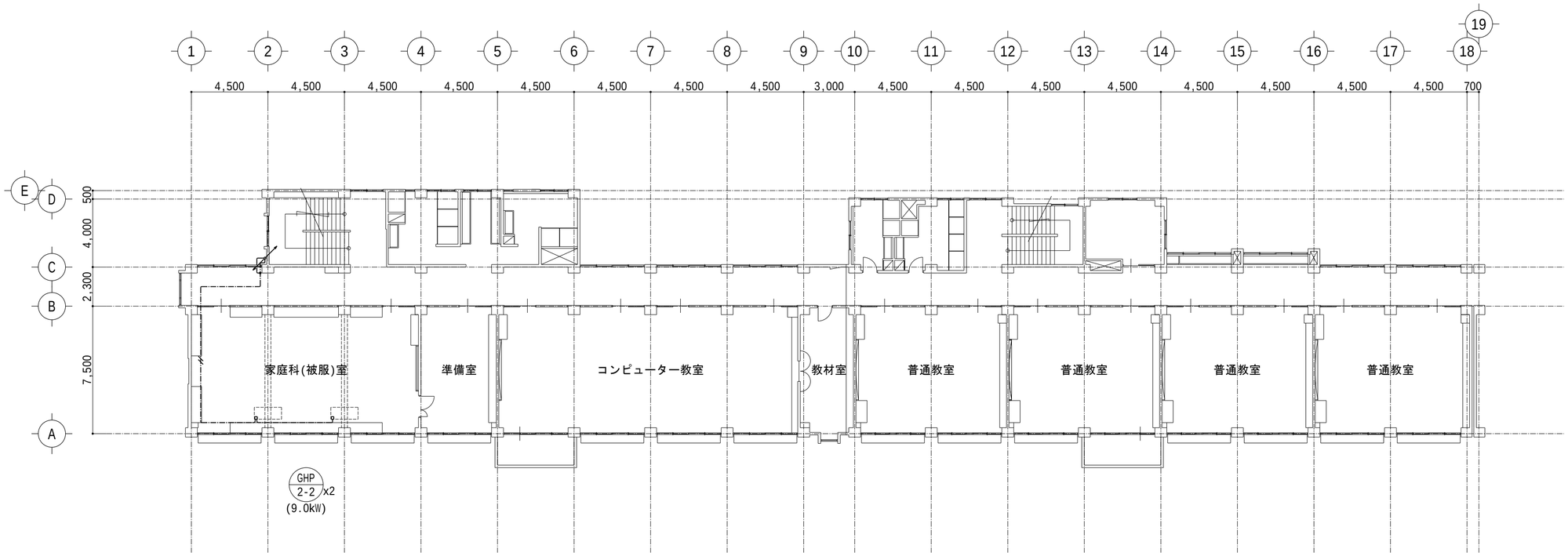

■電線・電線管凡例

—·—·—·—:EM-EEF 2.0mm-3C(1C-E)(冷媒管共巻)

—·—//—·—:EM-EEF 2.0mm-3C(1C-E)×2(冷媒管共巻)

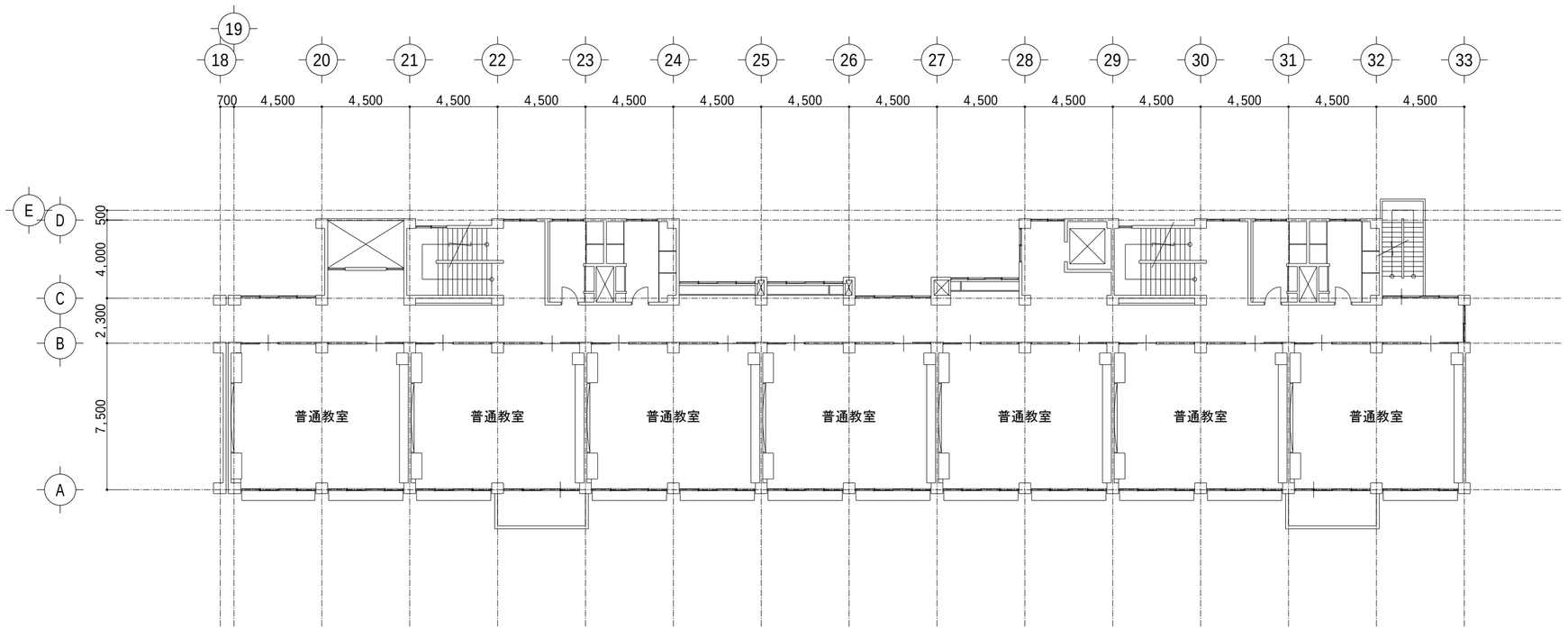

3階平面図

■備考

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400

設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

図面名称 配電設備平面図(3F)

No. E-07

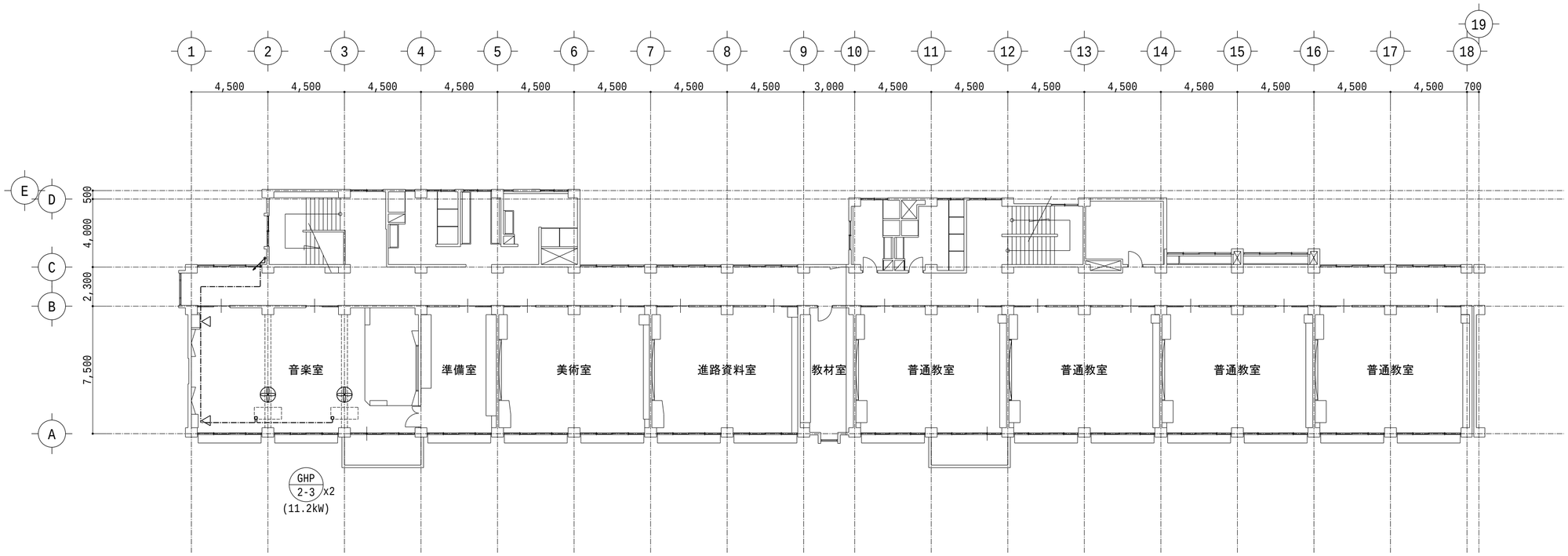

■電線・電線管凡例

-·-·-·-·-:EM-EEF 2.0mm-3C(1C-E)(冷媒管共巻)

:扇風機　取外し再設置

:扇風機　取外し再設置

■備考

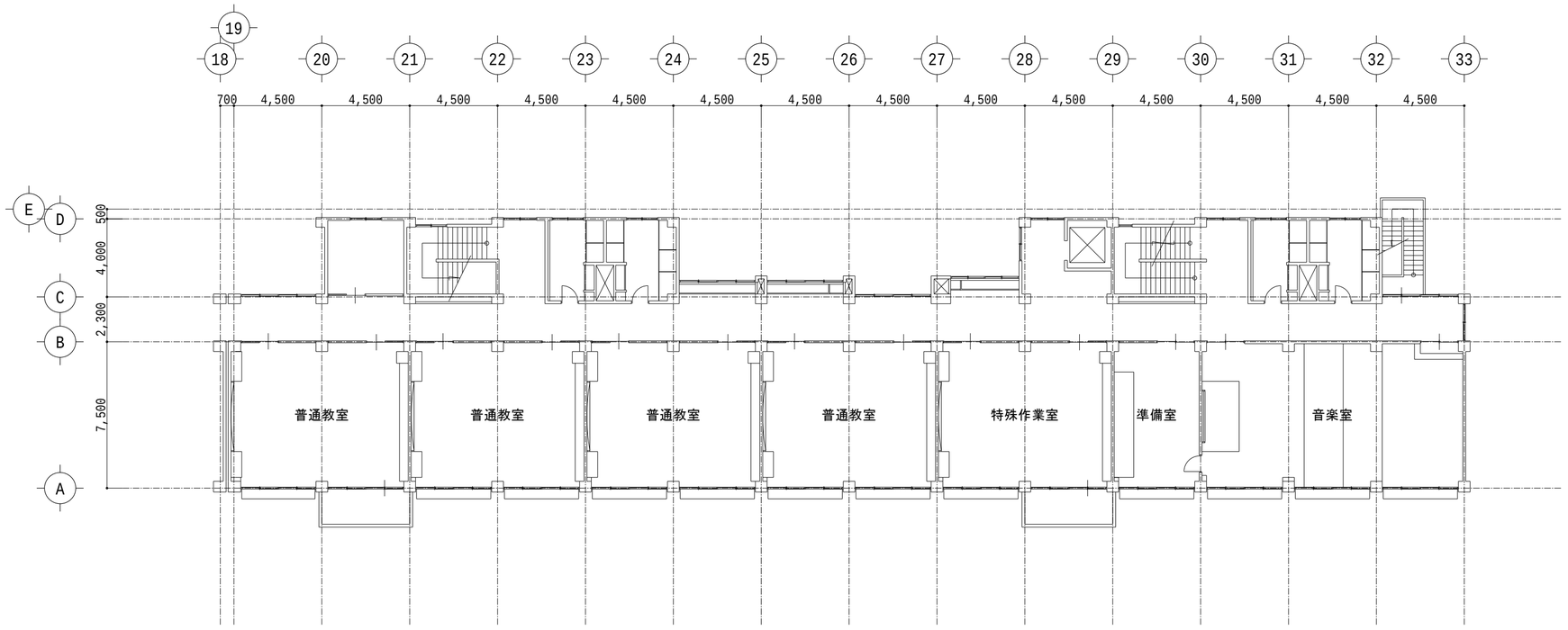

4階平面図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	配電設備平面図(4F)
No.	E-08

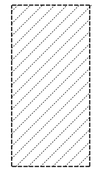

【仮設足場】
ネット養生シート張り(防炎Ｉ類)

南立面図

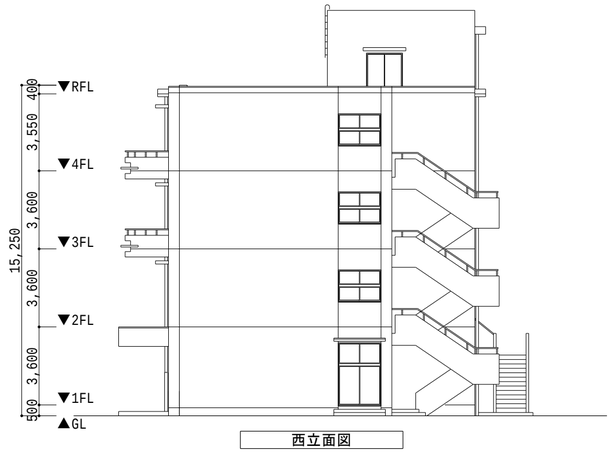

西立面図

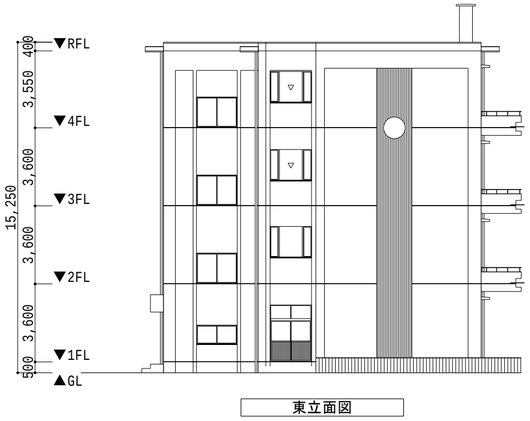

東立面図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	立面図(1)

No. A-01

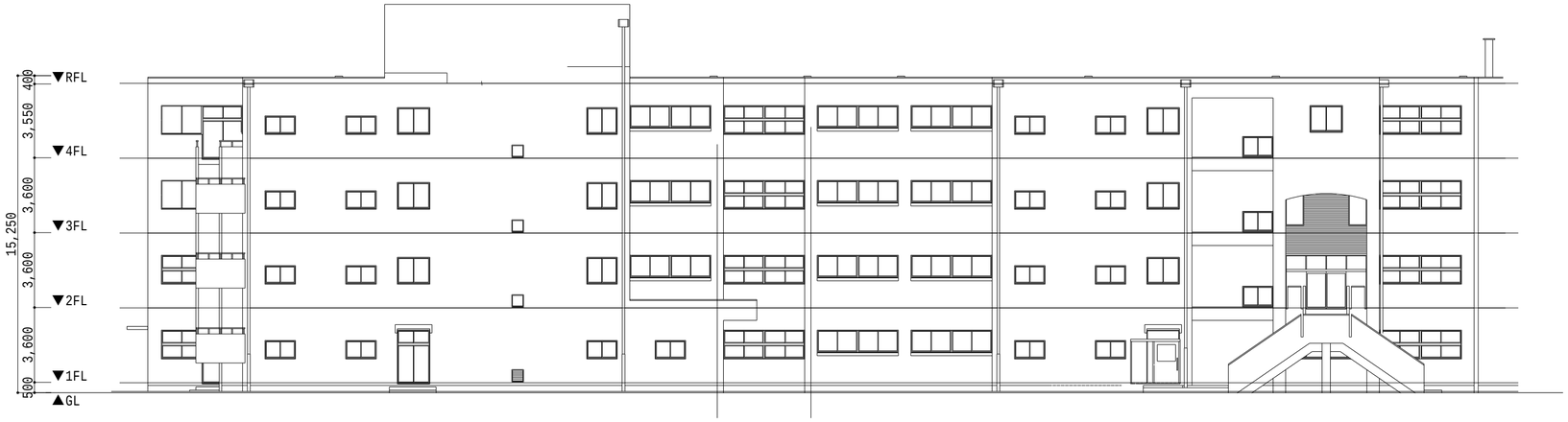

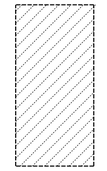

【仮設足場(案)】

北立面図

	かとう一級建築士事務所	〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206 TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169 一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号 一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之	縮尺 A2:1/200 A4:1/400 設計年月日 2025.06.17	工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事 図面名称 立面図(2)	A-02 No.

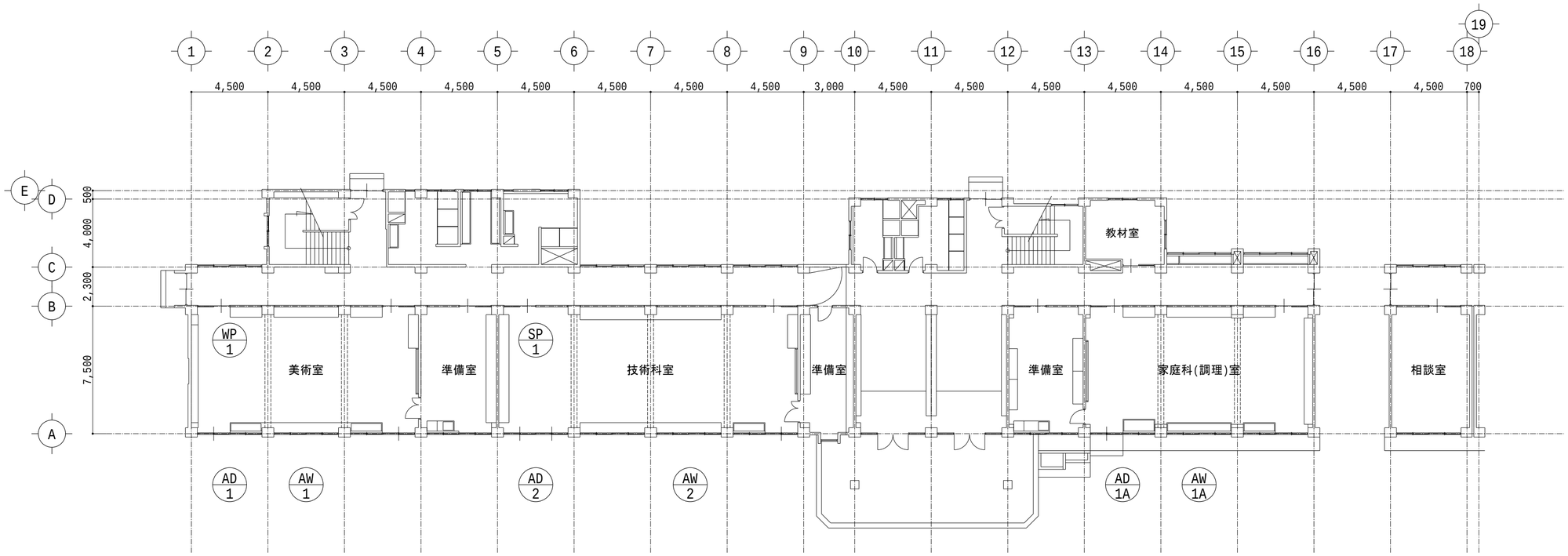

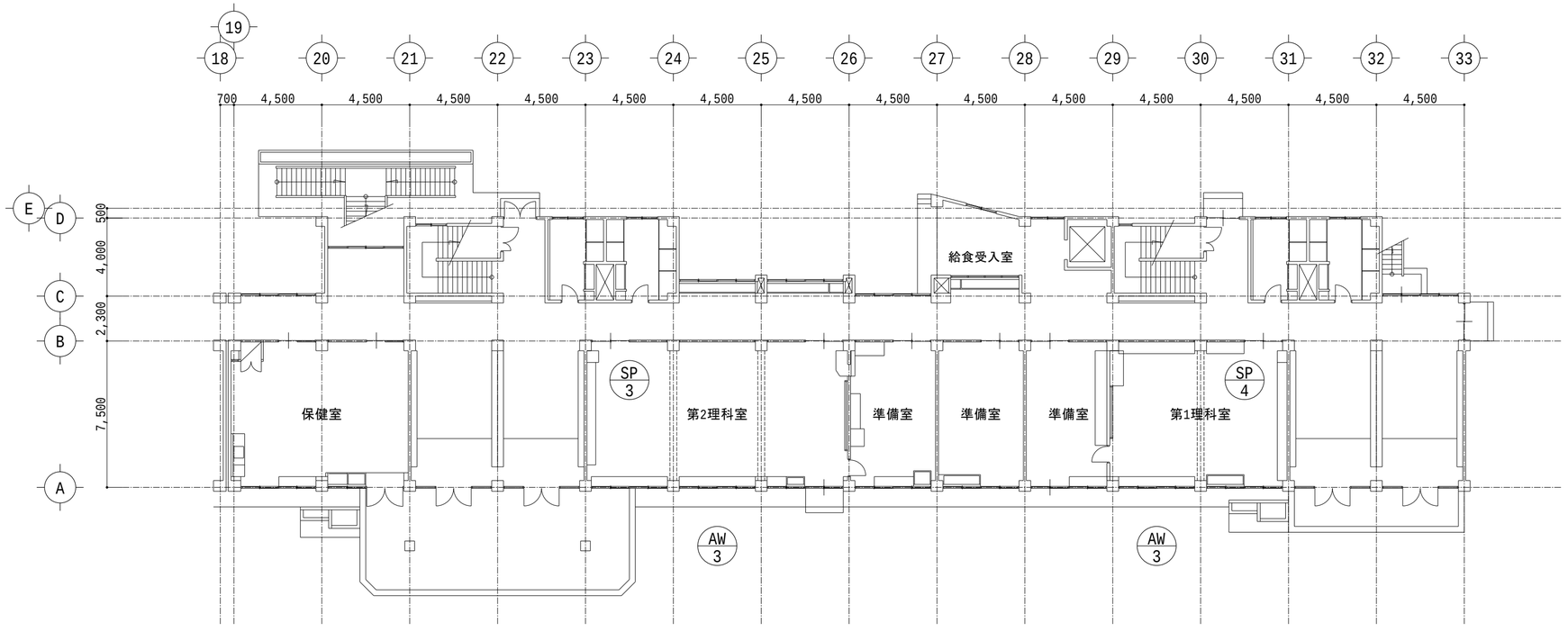

1階平面図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	建具改修平面図(1F)
No.	A-03

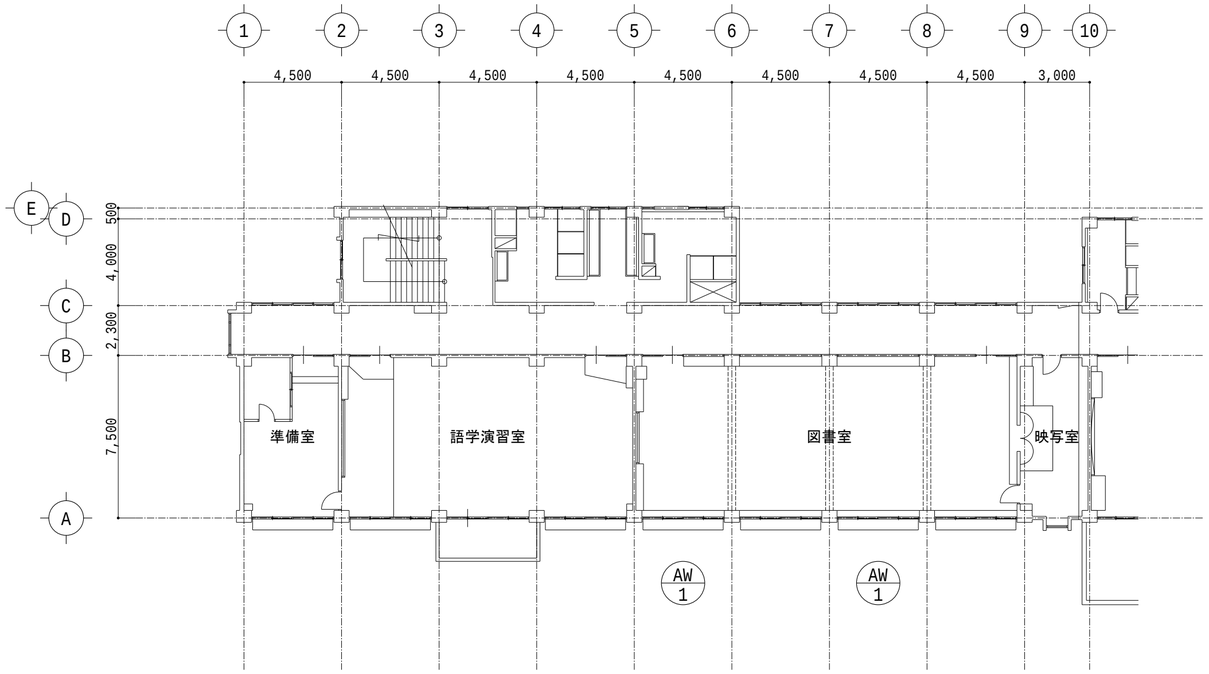

2階平面図

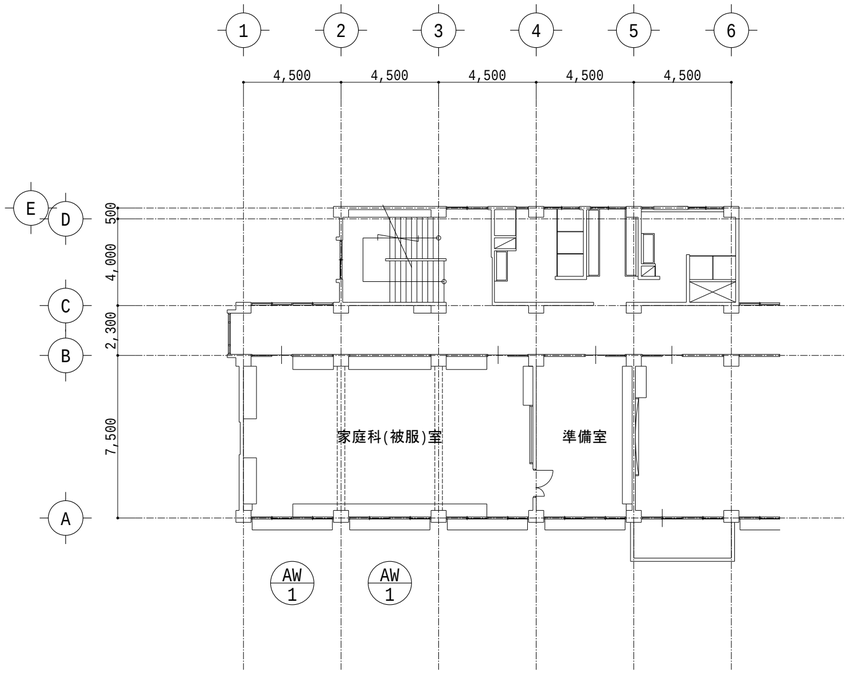

3階平面図

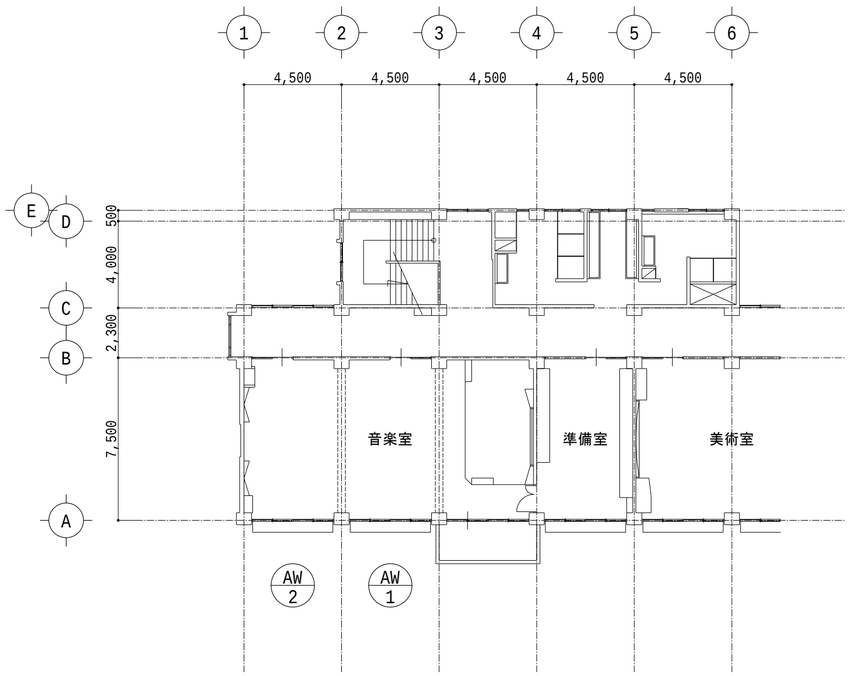

4階平面図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	建具改修平面図(2-4F)
No.	A-04

■AD1・AD1A
・美術室x1
・家庭科(調理)室x1
(合計:2)

※AD1Aは換気扇付き

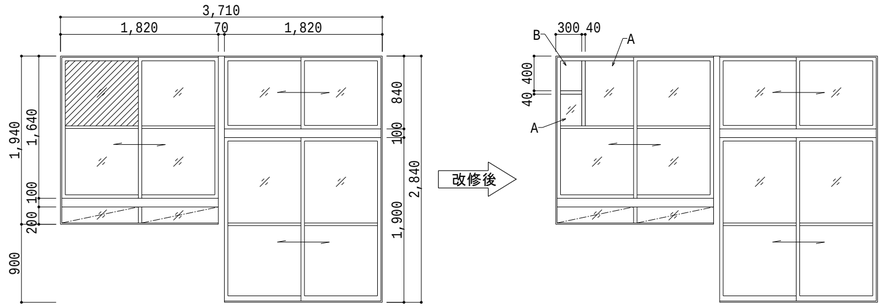

:既存透明ガラス3mm撤去・処分

A ： 透明強化ガラスt=4mm
B ： アルミパネルt=2mm

■AW3
・第1理科室x1
・第2理科室x1
(合計:2)

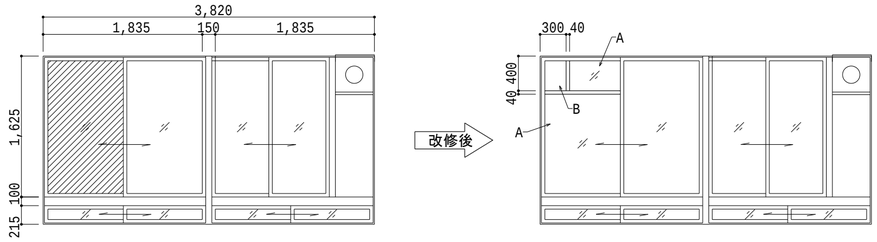

:既存ガラス撤去・処分

A ： 透明強化ガラスt=4mm
B ： アルミパネルt=2mm

■AD2
・技術科室x1
(合計:1)

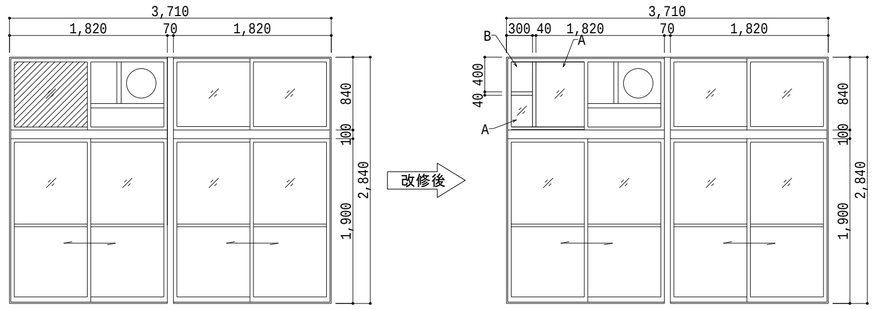

:既存透明ガラス3mm撤去・処分

A ： 透明強化ガラスt=4mm
B ： アルミパネルt=2mm

■WP1
・美術室x1
(合計:1)

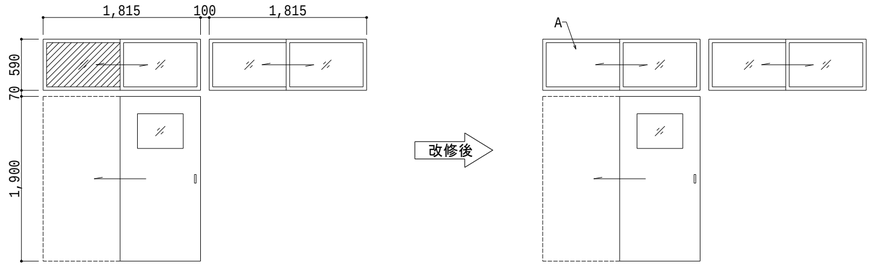

:既存透明ガラス3mm撤去・処分

A ： 透明ポリカーボネート板t=3mm

■AW1・AW1A
・美術室x1
・家庭科(調理)室x1
・図書室x2
・家庭科(被服)室x2
・音楽室x1
(合計:7)

※AW1Aは換気扇付き

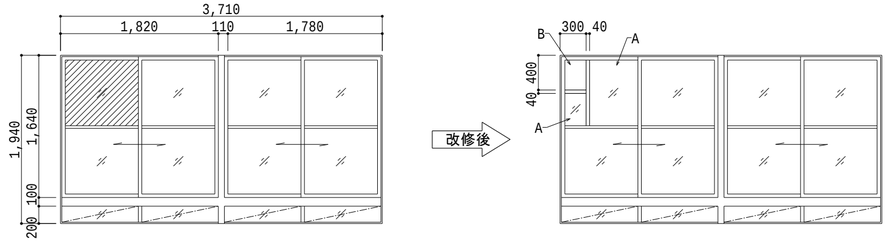

:既存透明ガラス3mm撤去・処分

A ： 透明強化ガラスt=4mm
B ： アルミパネルt=2mm

■SP1
・技術科室x1
(合計:1)

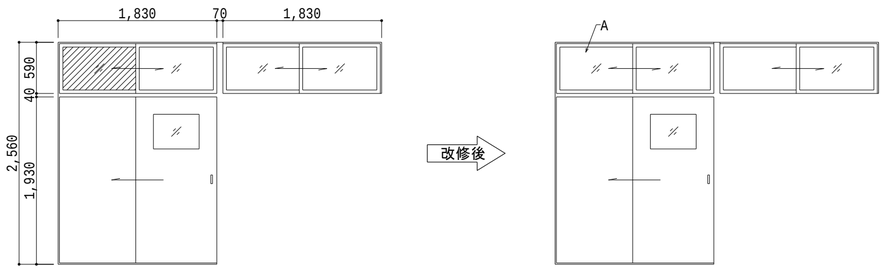

:既存透明ガラス3mm撤去・処分

A ： 透明ポリカーボネート板t=3mm

■AW2
・音楽室x1
・技術科室x1
(合計:2)

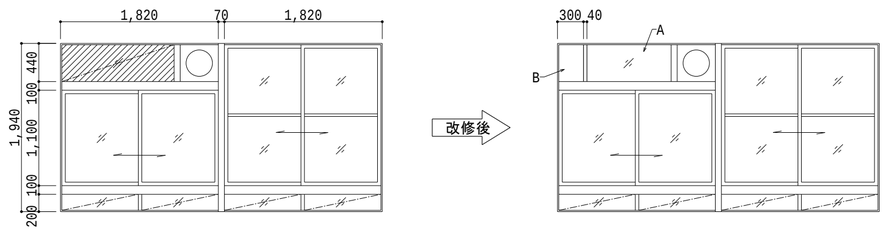

:既存フロートガラス5mm撤去・処分

A ： 透明強化ガラスt=4mm
B ： アルミパネルt=2mm

■SP3
・第2理科室x1
(合計:1)

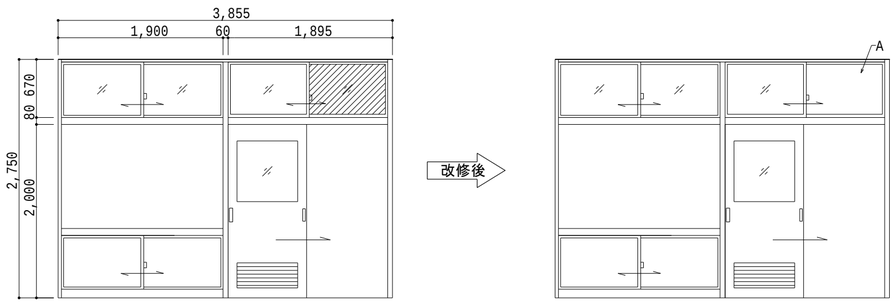

:既存ガラス撤去・処分

A ： 透明ポリカーボネート板t=3mm

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 建具改修表(1)

No. A-05

■SP4
・第1理科室x1
(合計:1)

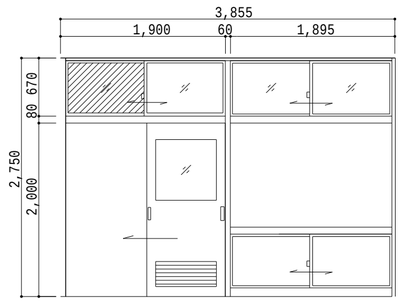

:既存ガラス撤去・処分

改修後

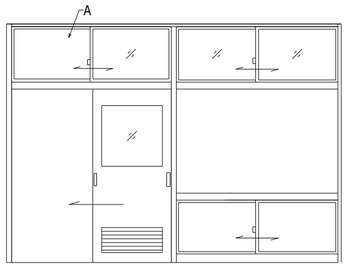

A ： 透明ポリカーボネート板t=3mm

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/ 50 A4:1/100
設計年月日 2025.06.17

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 建具改修表(2)

No. A-06

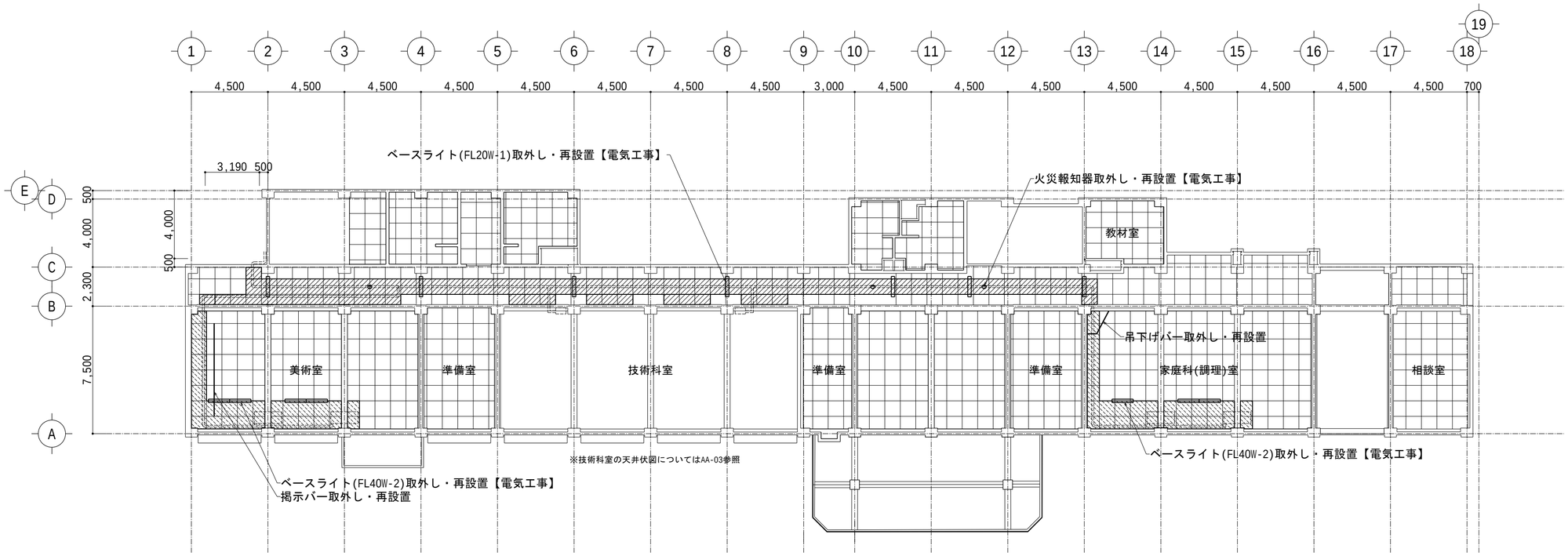

■天井材凡例
▨:撤去・新設
▨:取外し・再設置

■天井材

室名	天井材	石綿
廊下(1～9通り)	吸音石こうボードt=9mm	あり
廊下(9～14通り)	石こうボードt=9mm	なし
廊下(23～33通り)	石こうボードt=9mm	H25改修
美術室	吸音石こうボードt=9mm	なし
家庭科(調理)室	石こうボードt=9mm	なし
第1理科室	石こうボードt=9mm	H25改修
第2理科室	石こうボードt=9mm	H25改修

(備考)
・石綿含有の判定について、設計時に検査を行い、含有が確認されたもの、又は、原設計図や現地確認において、含有建材と同じと判断できるものに「あり」と記している。
・H25大規模改修の際に設置された天井材には「H25改修」と記している。
・新設箇所は既存同等品とする。

■美術室
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL40W-2)×4【電気工事】
　・掲示バー×1

■技術科室

■家庭科(調理)室
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL40W-2)×3【電気工事】
　・吊下げバー×1

■第2理科室

■第1理科室
・取外し・再設置
　・ロールスクリーン×1

■廊下(1～18通り)
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL20W-1)×7【電気工事】
　・火災報知器×3【電気工事】

■廊下(19～33通り)
・取外し・再設置
　・ベースライト(LDL40W-1)×5【電気工事】
　・火災報知器×1【電気工事】

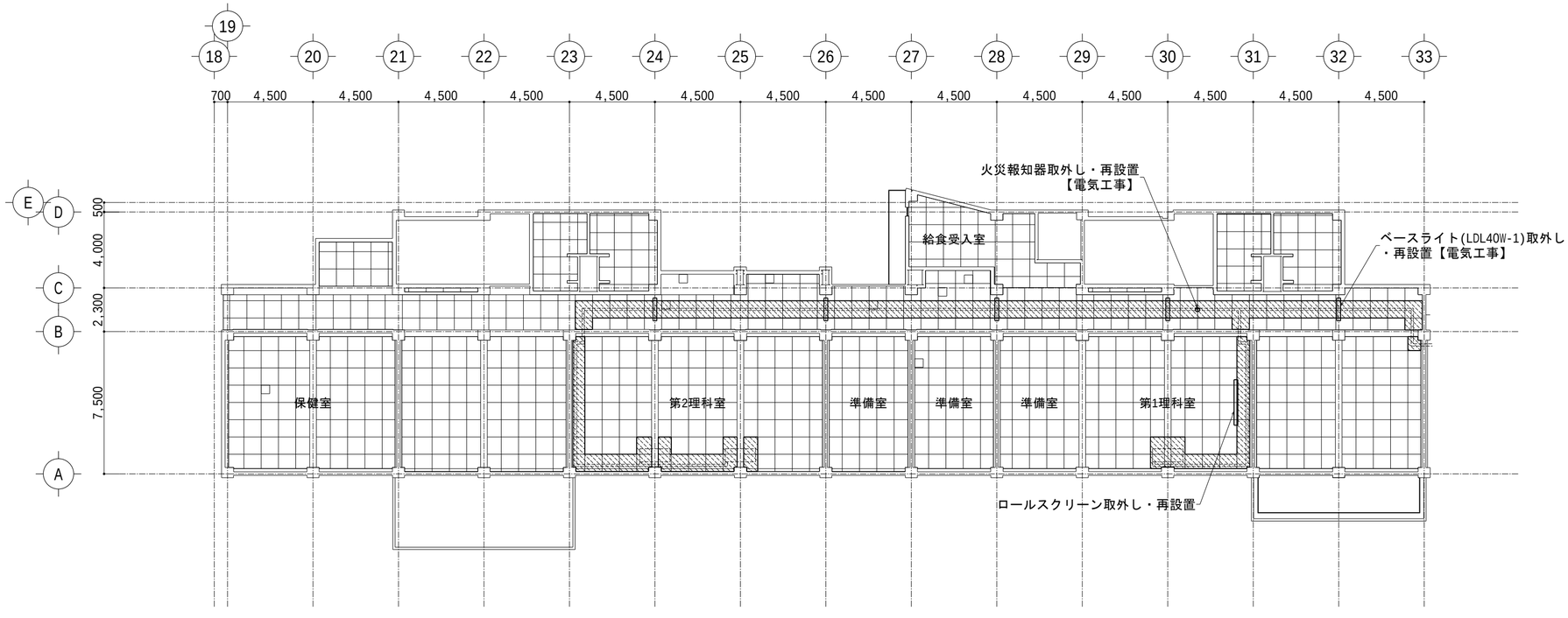

1階天井伏図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/200 A4:1/400
設計年月日 2025.06.17
工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 天井伏図(1F)
No. A-07

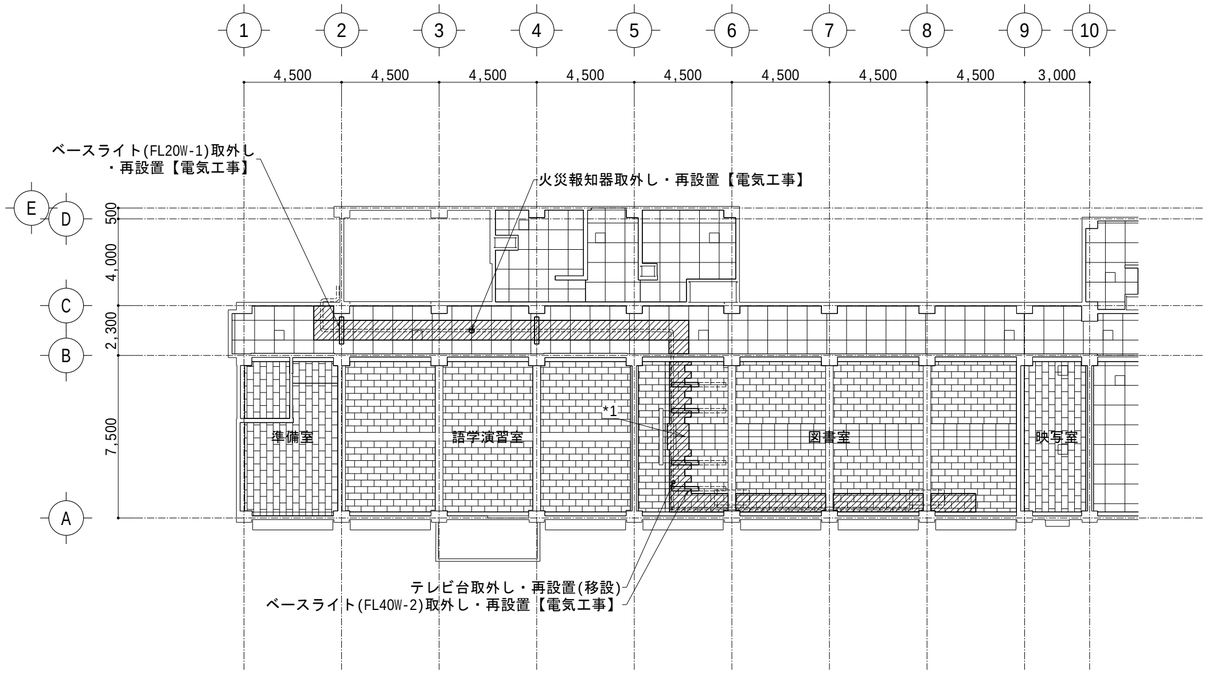

2階天井伏図

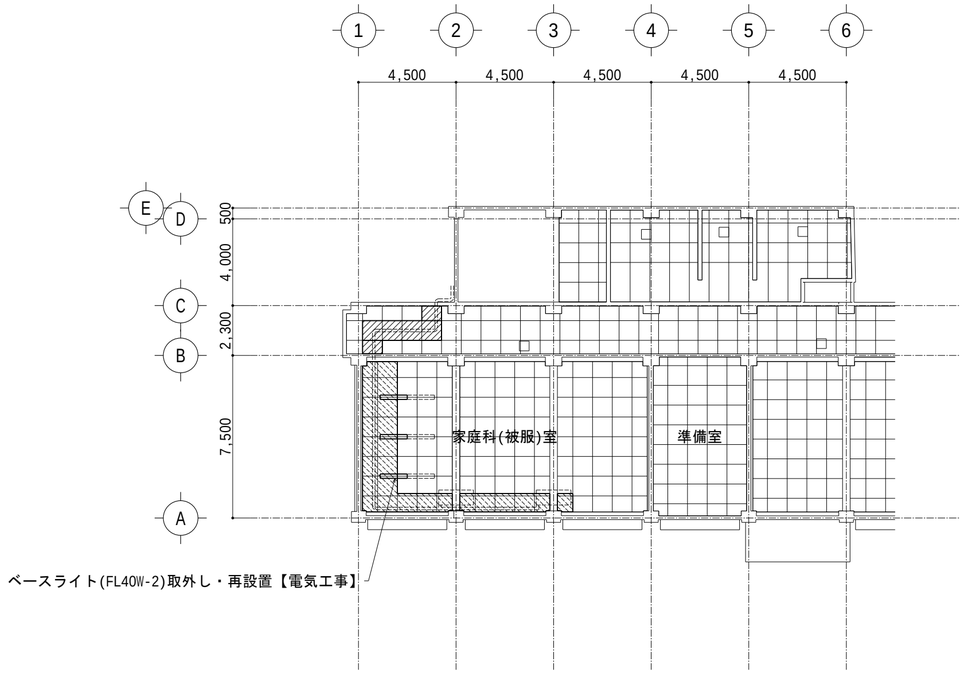

3階天井伏図

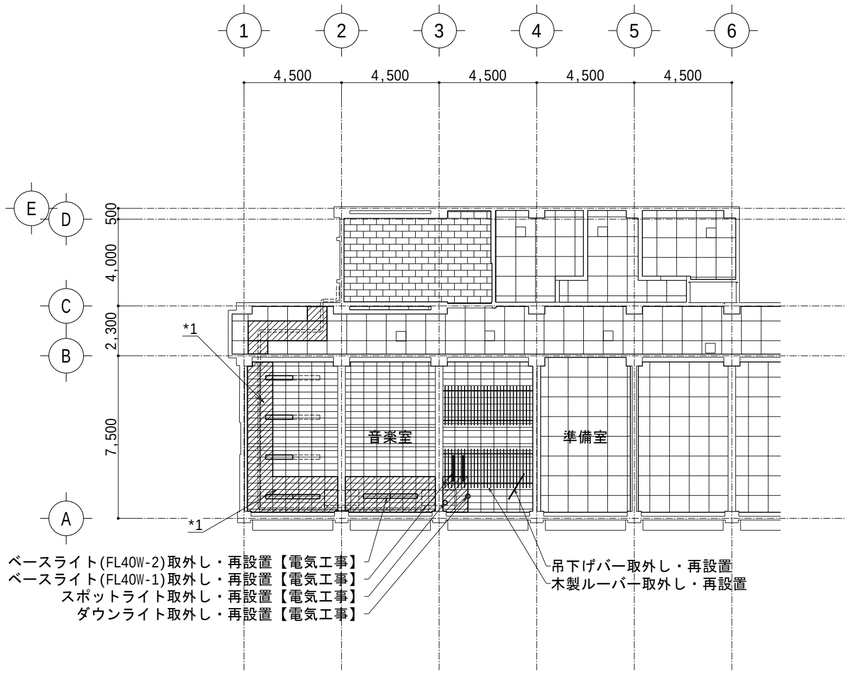

4階天井伏図

■天井材

室名	天井材	石綿
廊下(2～4F)	吸音石こうボードt=9㎜	あり
図書室・音楽室	石こうボード下地t=9㎜ ロックウール吸音板t=12㎜(*1)	なし
家庭科(被服)室	吸音石こうボードt=9㎜	なし

(備考)
・石綿含有の判定について、設計時に検査を行い、含有が確認されたもの、又は、原設計図や現地確認において、含有建材と同じと判断できるものに「あり」と記している。
・新設箇所は既存同等品とする。

*1…凹凸タイプは19㎜（参考：図書室1㎡、音楽室20㎡程度）

■図書室
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL40W-2)×4【電気工事】
　・テレビ台×1
・テレビ台は、冷媒管と干渉しない位置に移設すること。移設先は、施設管理者の承認を得ること。

■音楽室
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL40W-2)×7【電気工事】
　・ベースライト(FL40W-1)×2【電気工事】
　・スポットライト(100W)×1【電気工事】
　・ダウンライト(60W)×1【電気工事】
　・木製ルーバー
　・吊下げバー×1
・天井のグラスウールは、既存取外し・再設置とする。
・木製ルーバー取付け部(2箇所)の壁面は、既存シナ合板及びビニルクロスを30㎝×30㎝程度切断・撤去の上、既存同等の仕様により復旧すること。

■家庭科(被服)室
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL40W-2)×3【電気工事】

■廊下(2F)
・取外し・再設置
　・ベースライト(FL20W-1)×2【電気工事】
　・火災報知器(2F)×1【電気工事】

■廊下(3F)

■廊下(4F)

■天井材凡例
：撤去・新設
：取外し・再設置

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/200 A4:1/400
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	天井伏図(2-4F)
No.	A-08

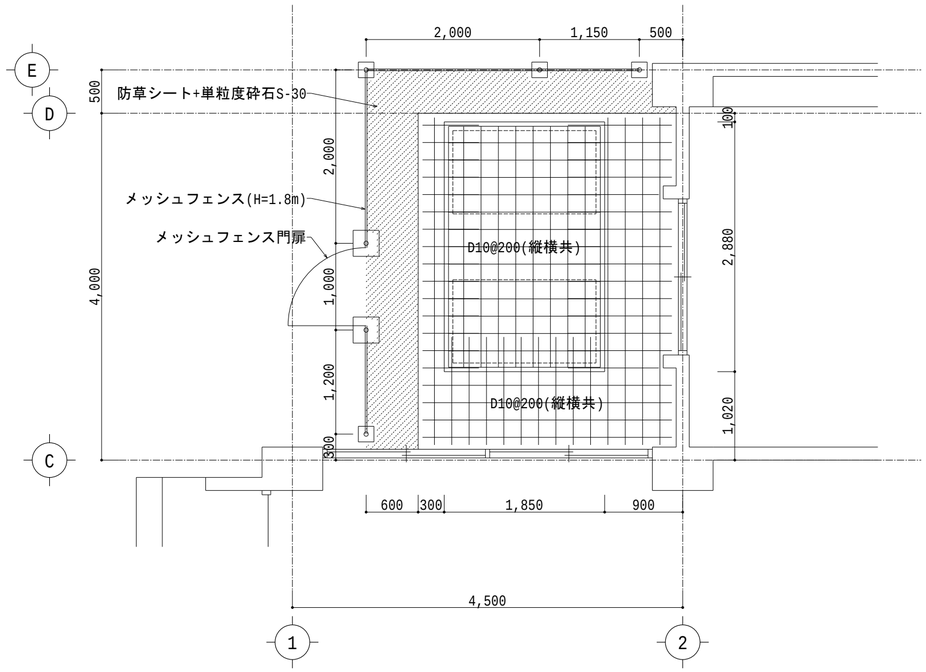

西側屋外機置場

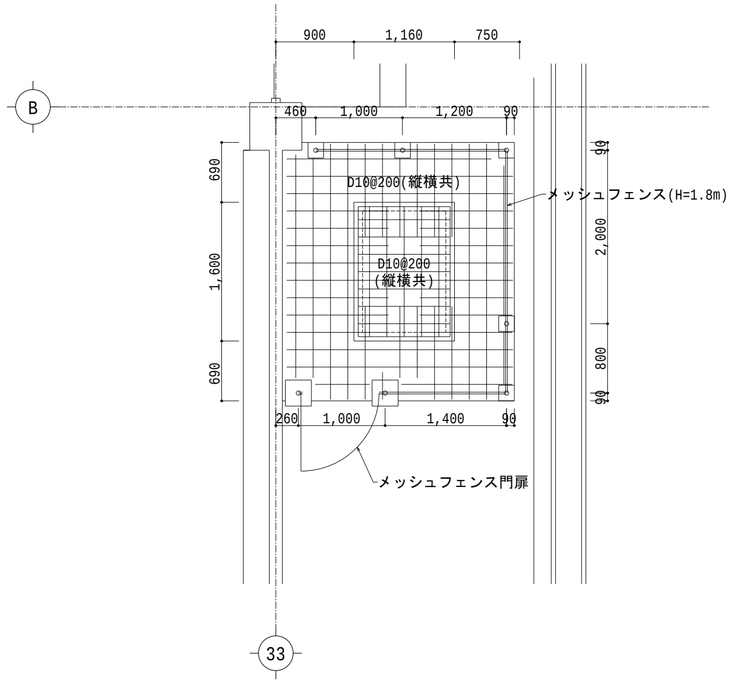

東側屋外機置場

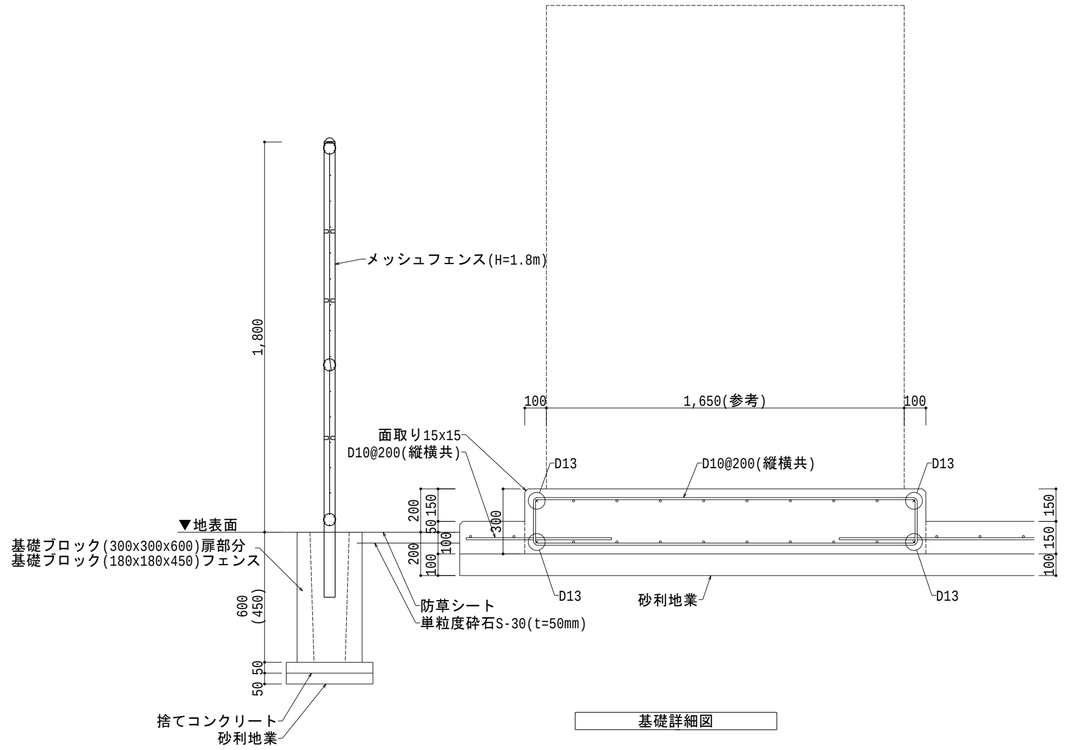

基礎詳細図

■備考

・屋外機の基礎寸法は、必要があれば、採用メーカーに合わせて変更すること。
・材料
　・砂利地業 ： 再生クラッシャランRC-40
　・鉄筋 ： SD295(D10,D13)
　・コンクリート ： 呼び強度18、スランプ15又は18
・コンクリート面の仕上げは、金ゴテ押えとする。
・メッシュフェンス ： 朝日スチール工業(株)UNフェンス同等品
　・A型(一般型)
　・めっき+樹脂コート品
　・標準色
　・南京錠

※既存状態：土

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 50,20 A4:1/100,40
設計年月日	2025.06.17
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	屋外機置場詳細図

No. A-09

工 事 名	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置　工事

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　川越市宮下町1丁目21番地3

2．敷地面積

3．工事種目（建物概要）
直接仮設
塗装
内外装

電灯設備
火災報知設備

4．工事内容
技術科室の天井材(ヒル石)に含有されている石綿の除去
天井材及びLGS下地の更新
電灯の更新
火災感知器の更新

5．工　期

契約工期	契　約　日から令和　年　月　日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
	ただし、仮設工事等は施設との協議による

6．工事範囲
※「3．工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「3．工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
　ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目＼工事種目	
2　仮設工事	
3　防水改修工事	
4　外壁改修工事	
-1 コンクリート打放し仕上げ外壁	
-2 モルタル塗り仕上げ外壁	
-3 タイル張り仕上げ外壁	
-4 塗り仕上げ外壁	
-5 外壁用塗膜防水塗り	
5　建具改修工事	
6　内装改修工事	
7　塗装改修工事	
8　耐震改修工事	
9　環境配慮改修工事	
10　鉄筋工事	
11　コンクリート工事	

Ⅱ　建築改修工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書（改修）及び図面に記載されていない事項は、
すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
（2）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、㊀印の付いたものを適用する。㊀印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。㊀印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。　㊀印と ※の場合は、㊀のみを適用する。
3）特記事項に記載の｛ ． ． ｝内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
4）特記事項に記載の［ ． ． ］内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5）特記事項に記載の（ ． ． ）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
6）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　）内は製品名を示す。
7）本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
なお、Ⓖ 印は設計図書で定めのある品目を示す。
8）注は改修標準仕様書及び標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1 適用基準等	※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等 ※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書） **※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　令和４年版） なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。**
	2 条件明示事項	保険の種類 {1.1.3} ※法定外の労災保険 (工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの) ※建設工事保険等 (工事目的物及び工事材料等を対象とするもの) ※請負業者賠償責任保険等　・ 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	3 工事実績情報の登録	※行う（請負代金額500万円以上、10日以内に登録）　・行わない　[1.1.4]{1.1.8}
	4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力　風速（Vo=　m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪荷重　H12.5.31告示第1455号における区域　別表（　） ・大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・1/200　・1/150　・1/120　・　・図示（　） 確認箇所（　）
	5 別契約の関連工事	※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。 [1.1.7] ・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する。
	6 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成　[1.1.12、13] 及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物 ・　・
	7 工事の記録	埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。　[1.2.4]{1.6.6} 埼玉県電子納品運用ガイドライン　※適用する（CD-R又はDVD-Rで１部提出） ・適用しない
	8 電気保安技術者	適用する　[1.3.3]{1.3.1}
	9 施工条件	施工時間 (1.3.5)[1.3.5] ・行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 **※公告に別に添付する<埼玉県営繕工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書>を参照のこと** 施工時間以外の施工条件 ・図示による　・
	10 施工中の安全確保	本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。[1.3.7]
	11 環境保全等	建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 [1.3.11]
	12 発生材の処理等	引渡しを要するもの　[1.3.12]{1.1.13} ※無し（全て構外搬出適正処理）　・有り（※図示　・　） 注 a) 発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。 b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。 c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。
	13 県産品の使用	受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は {1.4.2} 埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。
	14 環境への配慮	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び [1.4.1]{1.4.3} 性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	15 材料の品質等	※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上　[1.4.2] のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ③ 安定的な供給が可能であること ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。
	16 石綿含有建材の調査	**調査**　[1.5.1] **※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法**

材料名	定性分析方法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析方法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示　・

章	項　目	特　記　事　項
	17 技能士	[1.6.2]{1.3.3}

工事種別	適用技能士	
仮設工事	・とび作業	
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業	・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
	・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業	・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業	・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
	・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業	・FRP防水工事作業
	・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業	
	・左官作業	・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業	・タイル張り作業
	・建築塗装作業	**・樹脂接着剤注入工事作業**
建具改修工事	**・ビル用サッシ工施工作業**	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工作業	**・建築フィルム作業**
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上作業
	・木質系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業
	・ボード仕上げ工事作業	・タイル張り作業
	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業	・保温保冷工事作業
	・壁装作業	
塗装改修工事	・木工塗装作業	・建築塗装作業
耐震改修工事	**・鉄筋組立て作業**	・型枠工事作業
	・とび作業	・構造物鉄工作業
その他	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業	

18 化学物質の濃度測定　(1.5.9)[1.7.9]

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒト	100μｇ／ｍ３（0.08ppm）以下	※厚生労働省が定める指針値，量単位の換算は２５℃
トルエン	260μｇ／ｍ３（0.07ppm）以下	
キシレン	200μｇ／ｍ３（0.05ppm）以下	
エチルベンゼン	3,800μｇ／ｍ３（0.88ppm）以下	
スチレン	220μｇ／ｍ３（0.05ppm）以下	
パラジクロロベンゼン	240μｇ／ｍ３（0.04ppm）以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法　※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法)
　・吸引方式(アクティブ法)　・拡散方式(パッシブ法)
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下ＨＰＬＣ）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下ＧＣ／ＭＳ）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、ＨＰＬＣ又はガスクロマトグラフ法（以下ＧＣ）あるいはＡＨＭＴ－吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しＧＣまたはＧＣ／ＭＳのうち採取機器に適応した分析法による。
測定対象室　・監督員の指定する室（　室）　・図示
測定箇所数　※（　）・図示
測定時期　※工事着手前及び完了後
報告書　※２部　・

19 中間検査
中間検査　※行う（埼玉県建設工事検査要綱第５条）・行わない　[1.7.2]{1.5.1}
中間検査実施回数（　）実施段階（　）監督員の指示による
中間検査成績評定　※対象外　・対象（埼玉県建築工事成績評定要領第２）

20 完成図等
監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱別表第１に示す書類を原則電子データで提出する。　[1.8.1～3]{1.6.1～3}

完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの）
図面情報電子化媒体　※CD-R又はDVD-R, １部
CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　・JWW
（埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADﾃﾞｰﾀのﾊﾞｰｼﾞｮﾝは監督員と協議する）
保全に関する資料　※１部　・　部（通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　※適用する(CD-R又はDVD-Rで1部提出)　・適用しない
撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・
撮影箇所　※外部（　）内部（　）
着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表５
原本及びアルバムを各1部提出
原本(電子媒体：撮影時のJPEG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り（外部全景）完成写真　・要　・不要
施設CADデータ　・更新して提出　・更新しない

21 保証書
防水工事　※屋上防水　・外壁防水　・金属屋根　・　{1.6.4}
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料ﾒｰｶｰの3者連名とし2部提出する。
上記以外　・１部提出

22 その他
・予備材料　※監督員の指示による　・
・下請契約　※全体及び県内に分け、契約数及び契約金額の総計を提出する。

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
・防音パネル　・防音シート　[2.1.3]
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※図示　・

2 足場等　[2.2.1][表2.2.1]
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場　・設置する（設置範囲　・図示　・　）・設置しない
防護シート　・設置する（設置範囲　・図示　・　）・設置しない
内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　）・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター（・図示　・　）
Ｄ種：利用可能な階段　（・図示　・　）

墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2）

③ 既存部分の養生　[2.3.1]
既存部分　養生の方法（※ビニルシート、合板等　・　）
既存家具、既存設備等　養生の方法（※ビニルシート等　・　）
既存ブラインド、カーテン等
養生の方法（・ビニルシート等　・　）
保管場所（・図示　・　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・図示　㊀ 不要

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り
仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・　[2.3.2][表2.3.1]
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・Ａ種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうボード（9.5mm） 種類（　）	・無し ・片面	※有り
・Ｂ種		・合板（9.0mm） 材種（　）		
※Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	・無し	※図示　・　か所	・有り
・	・	・片面		・無し

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

5 監督員事務所
規模　・既存建物内の一部を使用　[2.4.1]
・構内に新設　㎡
※設置しない（下記備品のみ用意する）
備品（　名分相当）
・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽
・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー
・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機
・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター

6 現場表示板
※設置する（{1.1.12}による表示　・要　・不要）・設置しない　[2.4.1]{1.1.12}

⑦ 工事用水
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

⑧ 工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（別途施設調整を行うこと）

⑨ 工事用搬入路
※図示　・

⑩ 仮囲い
※設置位置等は監督員の指示による　・図示

⑪ 交通誘導員
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所　※監督員の指示による　・図示

12 快適トイレ
仕様　※図示　・

3 防水改修工事

1 施工数量調査
調査範囲　・図示の範囲　・　[1.6.2、3]
調査方法　・図示　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数　・２部　・

2 降雨等に対する養生方法（とい共）
※[3.1.3](5)(ｱ)～(ｳ)による　・　[3.1.3]

3 既存防水の処理　[3.1.4] [3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）・行わない
既存露出防水層表面の仕上塗装除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI）　・行わない
既存塗膜防水層表面の仕上塗装除去　・行う（L4X）　・行わない

4 既存下地の処理
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・　[3.2.6]

POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　※[3.2.6](4)(ｳ)(g)①～③による　・

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理　・図示　・

5 アスファルト防水
屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 Ⓖ [9.2.1～3]	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・ ・ﾓﾙﾀﾙ押え(屋内)
・Ｐ１Ｂ	・B-1 ・B-2				
・Ｐ２ＡＩ	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) ・ (厚さ)・　mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１ＢＩ	・BI-1 ・BI-2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネルＩ類（厚さ　mm、幅　mm）

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 Ⓖ	仕上塗料	備考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	
・Ｍ３Ｄ ・ＰＯＤ	・D-1 ・D-2			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
・ＰＯＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・DI-1 ・DI-2		[3.3.2(9)] (種類) ・ (厚さ) ・　mm　・	(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない

高日射反射率防水の適用 Ⓖ　※適用する　・適用しない
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　(個)

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

屋内防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E-1 ・E-2		保護層　・設ける ・設けない

・E-1の工程3を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　　）
押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋根排水溝　※図示　・

6 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水（既存）　[3.4.2、3]
新設防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G [9.2.1～3]	仕上塗料	備考
・M4AS	・AS-T1			(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様・	
	・AS-T2				
	・AS-J2				
・M3AS ・P0AS	・AS-T3			(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
	・AS-T4				
	・AS-J1				
	・AS-J3 (P0ASのみ)				
・M3AS ・M4AS ・P0AS	・ASI-T1		(材質) ※JIS A 9521による発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (厚さ)・　・	(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
	・ASI-J1				

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定による
・種類（　　）、設置数量（　　）個／㎡
押え金物
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　　※改質アスファルトルーフィング類の製造所の指定・
設置数量　※改質アスファルトルーフィング類の製造所の指定・　（個）
絶縁断熱工法の防湿用シート　・設置する　・設置しない

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

新設防水層の種別　[3.5.2～4][表3.5.1～3]

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料	備考
・P0S ・S4S	・S-F1			(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
	・S-F2				
	・S-M1				
	・S-M2				
	・S-M3				
・S3S	・S-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地・		(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない
	・S-F2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地・			
・M4S	・S-M1			(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない
	・S-M2				
	・S-M3				
・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地	(材質) ※JIS A 9521による発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (厚さ)・25mm　・50mm	(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
	・SI-F2				
	・SI-M1				
	・SI-M2				

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
・S-M2で立上り面を接着工法とする場合
立上り面のシート厚（※1.5mm　・　　）
・S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の使用
※非歩行使用　・軽歩行仕様
・SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム（・設置する　・設置しない）

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層	
			平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚
・P1S	・S-C1		・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合
厚さ　（　　）mm
目地割り　（※2m²程度　最大目地間隔3m程度　・　　）
目地の種類（※押し目地　・　　）
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による　・
JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
絶縁用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート　・
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシートの製造所の指定による
・種類（　　）、設置数量（　　）個／㎡

接着工法の目地処理
・PCコンクリート下地の場合（　　）
PCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・行う（・図示　・　　）・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力(・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力に対応した工法

8 塗膜防水

※特定化学物質障害予防規則の対象とならない材とする　[3.6.2、3]
ウレタンゴム系塗膜防水工法

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・P0X	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・		(種類・使用量) ※主材料の製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける　・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける　・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H ・		(種類・使用量) ※主材料の製造所の仕様・	(脱気装置) ・設ける　・設けない

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
脱気装置の種類及び設置数量
※主材料の製造所の指定による
・種類（　　）、設置数量（　　）個／㎡

ゴムアスファルト系塗膜防水工法

工法	種別	施工箇所	各工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける　・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける　・設けない

9 シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4][3.7.2、3、7、8]
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・図示による　・

シーリング材の目地寸法
※改修標準仕様書3.7.3(1)による
・図示による　・
接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

注　練り混ぜた２成分形シーリング材は、１組の作業班が１日に行った施工箇所を１ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を監督員に提出すること。

10 とい

といその他の材種等　[3.8.2、3]
※配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン
・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類・　　）
・
とい受金物及び足金物の材種、形状、取付け間隔
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）　・
形状
※市販品　・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による　・
多雪地域　・適用する　・適用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
既存のといその他の散去及び降雨等に対する養生方法　・図示　・
鋼管製といの防露巻き　※[表3.8.4]による　・

ルーフドレンの種別及び呼び

種別	呼び				施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80	・100	・125	・150	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80	・100	・125	・150	
・バルコニー中継用	※ねじ込み式	・50	・80	・100		
	・差し込み式	・50	・75	・100		
・バルコニー用	※ねじ込み式	・50	・80	・100		
	・差し込み式	・50	・75	・100		

たてどい受金物の取付　※図示　・
ルーフドレンの取付　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

11 アルミニウム製笠木

種類　・オーブン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形　）　[3.9.2、3]
・板材折曲げ形（・オーブン形式　・シール形式　）
本体幅：（　　）mm、板厚（※2.0mm　・　　mm）
表面処理　種別　・
着色　・標準色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
・特注色（　　）
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

12 防水工事施工票　{2.1.2}
※設置する（　　ヶ所）（施工年月日は防水工事施工完了日（手直しは除く）を記入）
・設置しない

4 外壁改修工事

1 施工数量調査

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲　[1.6.2、3]
調査時期　・外壁仕上げ等除去撤去前　・外壁仕上げ等除去撤去後
調査方法
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書の部数　・２部　・

4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.4～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満	低	※200～300 ・	・130 ・
	0.5以上～1.0以下	中	※200～300 ・	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	低	・50～100 ・	・40 ・
	0.3以上～0.5未満	低	・100～200 ・	・70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	中	・150～250 ・	・130 ・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

2 ひび割れ部改修工法

※全面　・図示の範囲　・

・樹脂注入工法　[4.1.4][4.3.5～8]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満	低	※200～300 ・	・130 ・
	0.5以上～1.0以下	中	※200～300 ・	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	低	・50～100 ・	・40 ・
	0.3以上～0.5未満	低	・100～200 ・	・70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	中	・150～250 ・	・130 ・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・
Uカットシール材充填工法
シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
シール工法
・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法

・充填工法　[4.1.4][4.3.9、10]
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法
・現場調合材料
セメントの種類　※普通ポルランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントB種 G
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で252J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。
・既調合材料（　　）
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4 浮き部改修工法　[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・
注入工法用材料
・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化量 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢28日) (N/mm²)	曲げ性能 (材齢28日) (N/mm²)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

充填工法
※３　欠損部改修方法の「充填工法」による
・
モルタル塗替え工法
※３　欠損部改修方法の「モルタル塗替え工法」による
・

4-3 タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで

2 タイルの形状、寸法等

タイルの形状、寸法等　[4.4.5、8]

施工箇所	形状/寸法 (mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
・行う(施工箇所：　　)　・行わない
試験張り
・行う(範囲、仕様等は図示による)　・行わない

3 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面　[4.1.4][4.4.5、6]
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)		注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満	低	※200～300	・130 ・
	0.5以上～1.0以下	中	※200～300	・130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満	低	・50～100	・40 ・
	0.3以上～0.5未満	低	・100～200	・70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	中	・150～250	・130 ・

※エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　・図示　・

4 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　[4.1.4][4.4.5、7、8]
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

・タイル張替え工法
張替え用材料
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
タイルの種類及び仕上
・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り　）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

・有機系接着剤によるタイル張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地（※ポリウレタン系　・　　）
・伸縮調整目地その他の目地　（※変成シリコーン系　・　　）

シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

5 浮き部改修工法　[4.1.4][4.4.5、9～15][4.5.9～15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・
・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—
・タイル張替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・
タイル部分張替え工法
※４　欠損部改修方法の「タイル部分張替え工法」による
・
タイル張替え工法
※４　欠損部改修方法の「タイル張替え工法」による

6 目地改修工法　[4.1.4][4.4.5、16]
・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示　・
シーリングは、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

4-4 塗り仕上げ外壁等

1 既存塗膜等の除去・下地処理及び下地調整　[4.5.4]

工法	処理範囲	下地の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・図示 ・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力　※30MPa程度以上	※既存仕上げ面全体　・図示 (既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする)	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・図示 ・	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記以外の既存仕上げ面全体　・図示 ・	

下地調整　※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　[4.5.2]

・その他特殊な工法等（既存塗膜等に含有する石綿の除去を行う場合など。下地調整含む。）
※図示による　・

2 仕上塗材仕上げ　[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓi	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓi	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状　・平たん状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓi	・	・凹凸状　・ひき起こし　・ひき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　適用する　・適用しない
	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
・複層仕上塗材	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	
	・複層塗材Ｓi	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・複層塗材Ｅ	・	上塗材
	・複層塗材ＲＥ	・	溶媒　※水系・溶剤系・弱溶剤系
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	樹脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材Ｅ	・	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	・メタリック
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	上塗材 溶媒　※水系・溶剤系・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・ 外観　※つやあり　つやなし　メタリック

3 マスチック塗材塗り　種別　・Ａ種　・Ｂ種　[4.1.5][表6.2][表4.6.1]

4-5 外壁用塗膜防水材塗り

1 外壁用塗膜防水材塗り

仕上げの形状（　　）工法（　　）　[4.1.5][4.7.2、3][表4.7.1]
外壁用仕上塗料の耐候性　※JIS A 6909 の耐候形１種相当
・
下地挙動緩衝材の適用　・する　・しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類
・　　（・所要量　　(kg/㎡)）
外壁用仕上塗料の種類
・　　（・所要量　　(kg/㎡)）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:NonScale A4:NonScale
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】特記仕様書(2)

GG-02
No.

5 建具改修工事

1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具	・	・	・建具表による ・
・樹脂製建具	ー	・	・建具表による ・
・鋼製建具 ・外部	・	・	・建具表による ・
・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具	・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具	・	・	・建具表による ・
・木製建具	・	・	・建具表による ・

新規に建具を設ける場合
　壁部分の開口の開け方　※図示　・
　新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

2 防火戸 [5.1.4]

適用箇所　※建具表による　・
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
　・行う（※建具表による　・　　）　・行わない

3 見本の製作等 [5.1.5]

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　・行わない
建具見本製作の目的等：（　　）
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　・行わない

4 防犯建物部品 [5.1.7]

適用箇所（・建具表による　・　　）

5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表5.2.1、2]

性能値等
　耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
　気密性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　水密性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・Ａ種	S-4	A-3	W-4	※図示による
・Ｂ種	S-5		W-5	※図示による
・Ｃ種	S-6	A-4		※図示による

　防音ドア、防音サッシ
　　遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
　断熱ドア、断熱サッシ Ⓖ
　　断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
　枠の見込み寸法　※建具表による
材料
　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
　ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
　表面処理
　　外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
　　着色　・標準色　・特注色
　　屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
　　着色　・標準色　・特注色
　　結露水の処理方法　・水勾め式　・排水式
工法
　水切り板、ぜん板等　※図示　・

6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]

性能値等
　耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
　気密性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　水密性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・Ａ種	S-4	A-4	W-4	※図示による
・Ｂ種	S-5		W-5	※図示による
・Ｃ種	S-6			※図示による

防音ドア、防音サッシ
　遮音性の等級　・T-1　・T-2（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ Ⓖ
　断熱性の等級　・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8
　（適用する建具　※建具表による）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　※建具表による
材料
　ガラス　※複層ガラス　・
　ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
　表面色　・標準色　・特注色
工法
　水切り板、ぜん板等　※図示　・

8 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2、4][表5.4.2]

簡易気密型ドアセット
　・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
　耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
防音ドア、防音サッシ
　遮音性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ Ⓖ
　断熱性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
耐震ドア
　面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
　　（適用する建具　※建具表による）
材料
　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
　ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
　鋼板類の厚さ
　　大型建具(1枚の戸の有効開口幅が950㎜又は有効高さが2,400㎜を超えるもの)
　　※建具表による　・
　　上記以外の鋼製建具　※[表5.4.2]による　・建具表による　・
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～4]

性能値等
　簡易気密型ドアセット
　・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
　防音ドア、防音サッシ
　　遮音性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　断熱ドア、断熱サッシ Ⓖ
　　断熱性の等級　（　　）（適用する建具　※建具表による）
　耐震ドア
　　面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
　　（適用する建具　※建具表による）
材料
　鋼板　・亜鉛めっき鋼板　・ﾋﾞﾆｰﾙ被膜鋼板　・ｶﾗｰ鋼板　・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
　ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
　鋼板類の厚さ
　　大型建具(1枚の戸の有効開口幅が950㎜又は有効高さが2,400㎜を超えるもの)
　　※建具表による　・
　　上記以外の鋼製軽量建具　※[表5.5.1]による　・建具表による　・
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]

性能値等
　簡易気密型ドアセット
　・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
　耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
防音ドア、防音サッシ
　遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ Ⓖ
　断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
耐震ドア
　面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
　　（適用する建具　※建具表による）
材料
　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
　ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
　表面処理
　　外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
　　着色　・標準色　・特注色
　　屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
　　着色　・標準色　・特注色
　　結露水の処理方法　・水勾め式　・排水式
工法
　水切り板、ぜん板等　※図示　・

11 木製建具 [5.7.2～4]

建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・
建物内部の木製建具に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆　・

・フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
　※改修標準仕様書5.7.2(2)(f)(a)による　・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 Ⓖ	表面の樹種 ・ 板面の品質（※広葉樹1等　・　　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・天然木化粧合板 Ⓖ	樹種名（　　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・特殊加工化粧合板 Ⓖ	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・１類　・２類）	
・MDF Ⓖ		

　表面板の厚さ　※[表5.7.6]による　・
　引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用
　　・適用しない　・適用する

・かまち戸
　かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
　見込み寸法　※36㎜　・建具表による　・

・ふすま
　張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
　上張り(押入等の裏側以外)　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
　縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法　※19.5㎜　・建具表による　・

・戸ぶすま
　表面板の仕上　・建具表による　・
　見込み寸法　※30㎜　・建具表による　・

・紙張り障子
　見込み寸法　※30㎜　・建具表による　・

枠及びくつずりの材料　・建具表による　・

12 建具用金物 [5.8.1～3]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
　※[表5.8.1]及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
　※[表5.8.2]による　・建具表による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
　※[表5.8.3]による　・建具表による　・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
　※[表5.8.4]による　・建具表による　・
木製建具に使用する戸車及びレール
　※[表5.8.5]による　・建具表による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付位置
　・建具表による　・図示　・
錠前類
　シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠
　クローザ類

13 鍵 [5.8.4]

マスターキー　・製作する(・新規　・既存マスター合わせ)　・製作しない
その他の鍵　※各室３本１組（室名札付き）　・
鍵箱　・無　・有

14 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3]

戸の開閉方式
　・建具表による　・
・引き戸用駆動装置
　性能値
　　※改修標準仕様書表5.9.1による（防錆　・適用する　・適用しない）
　　・種類・開閉方式（　　）　・耐電圧（　　）
　　・温度上昇（　　）　・耐久性(サイクル)（　　）
　　・防錆（　　）　・電源（　　）
・車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
　性能値
　　※改修標準仕様書表5.9.2による（防錆　・適用する　・適用しない）
　　・耐電圧（　　）　・温度上昇（　　）
　　・耐久性(サイクル)（　　）　・防錆（　　）
　　・電源（　　）
・引き戸用検出装置
　性能値
　　※改修標準仕様書表5.9.3による（防錆　・適用する　・適用しない）
　　・耐電圧（　　）　・防錆（　　）
　　・防滴（　　）　・電源（　　）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目　・建具表による　・
　タッチスイッチの種類
　　・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ
　車椅子使用者用便房スイッチの種類
　　・大形押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ
凍結防止措置　・行う　・行わない

15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.3]

性能　※[表5.10.1]による　・

16 重量シャッター [5.11.2、3]

シャッターの種類
　・管理用シャッター
　・外壁用防火シャッター
　・屋内用防火シャッター
　・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）Pa
開閉方式の種類　※電動式（手動併用）　・手動式
安全装置
　電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
　（設置箇所　・建具表による　・　　）
　電動式シャッターの障害物感知装置
　（設置箇所　・建具表による　・　　）
　屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
　（設置箇所　・建具表による　・　　）

17 軽量シャッター [5.12.2～4]

管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板の材質
　種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
　　・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
　めっきの付着量　※Z12又はF12　・
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いる
スイッチボックス類のふたの材質
　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI

開閉形式の種類　・電動式（手動併用）　※手動式
耐風圧強度（　　）Pa
安全装置
　電動シャッターの障害物感知装置　（設置箇所　・建具表による　・　　）
スラットの材質の種類
　・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
　　めっき付着量（※Z06又はF06　・　　）
　・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
　　めっき付着量（※AZ90　・　　）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

18 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）

19 ガラス [3.7][5.14.2～4]

適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。

・フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による　・

・網入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による　・
形状による種類	・平面合わせｶﾞﾗｽ・曲面合わせｶﾞﾗｽ
落球衝撃はく離特性及びショットバッグ衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類　・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による　・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
性能による種類	・１種　・２種

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による　・
断熱性による区分	・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・G　・S
乾燥気体の種類	・空気　・アルゴン

・熱線反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
日射熱遮へい性による区分	・１種　・２種　・３種
耐久性による区分 (日射熱遮へい性が２種の場合)	・A種　・B種

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・

・ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(㎜)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による

20 ガラスブロック [5.14.5]

呼び寸法(㎜)	厚さ(㎜)	色調	目地幅(㎜)	伸縮調整目地位置(㎜)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材の材質及び形状　※図示　・
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　・
　寸法　※径5.5㎜　・
　形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色　・白　・グレー
シーリングの種類　・SR-1　・PS-1
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
　寸法　※図示　・
　形状　※図示　・
目地部の横力骨の納まり　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

21 ガラス用フィルム

※施工箇所は建具表による

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
・日射調整フィルム Ⓖ	※SC-1	・SC-2	可視光線透過率：65%以上
・低放射フィルム	・LE		
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GI-1	・GI-2	
・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GD-1	・GD-2	
・ガラス貫通防止フィルム	・SF		

品質　JIS A 5759 による

熱割れ計算書　※要　・不要
第3者機関による性能測定データ　※要　・不要

6 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
　※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
　※壁面より両側600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
　※既存のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）　・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、「４章 外壁改修工事」による。
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
　※[4.3.10]によるモルタル塗り（塗り厚25㎜を超える場合の処置　※図示）
　・図示　・

④ 施工一般 [6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｱ)(b)による

5 製材 Ⓖ

・JAS 1083-5　製材 - 第5部に基づく下地用製材 [6.5.2]

施工箇所	寸法(㎜)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級 ・	※A種　・B種　・		・
		※2級 ・	※A種　・B種　・		・

・JAS 1083-2　製材 - 第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(㎜)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節 ・	※A種　・B種　・		・
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A種　・B種　・		・
			※A種　・B種　・		・

・JAS 1083-6　製材 - 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(㎜)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(㎜)	材面の品質	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	※A種 ・B種 ・	・する ・しない	・
		（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	※A種 ・B種 ・	・する ・しない	・

6 造作用集成材 Ⓖ

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2]

施工箇所	品名	樹種名	見付け材面数	寸法(㎜)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	化粧薄板の厚さ(㎜)	見付け材面数	寸法(㎜)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
							※１等 ・２等	・
							※１等 ・２等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(㎜)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下　・	・
				※15%以下　・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(㎜)	化粧薄板の厚さ(㎜)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※15%以下 ・	・
						※15%以下 ・	・

7 造作用単板積層材 Ⓖ

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材 [6.5.2]

施工箇所	品名	寸法(㎜)	表面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用
				・する ・しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(㎜)	表面の品質	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			※14%以下 ・	・する ・しない	・
			※14%以下 ・	・する ・しない	・

・JAS 3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(㎜)	間伐材等の適用
							・
							・

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:NonScale A4:NonScale
設計年月日 2025.08.15

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 【技術科室石綿除去】特記仕様書(3)

GG-03
No.

8 合板等

・「合板の日本農林規格」による普通合板 G [6.5.2]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する（ ） ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・特類 ・１類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・適用する ・適用しない

・パーティクルボード G

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・

・JAS 0360 に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法（mm）

・ＭＤＦ G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

9 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]
※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度)
・ (形状： 寸法： 材質：)

10 接着剤

接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・ [6.5.3、4]

11 防腐･防蟻処理

・薬剤の加圧注入による防腐、防蟻処理 [6.5.5]

適用部材	保存処理性能区分
	・Ｋ２ ・Ｋ３ ・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（ ）
・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（ ）

12 内部間仕切軸組及び床組み

間仕切軸組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合) [6.5.6]
※杉又は松 ・
床組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合)
※杉又は松 ・

13 窓、出入口その他

窓、出入口その他に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合) [6.5.7]
吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 ※ひのき ・
その他 ※松又は杉 ・

14 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 屋外（※25形 ・19形） 屋内（※19形 ・25形） [6.6.2～4]
屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・図示 ・900mm程度
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・150mm以内
野縁の間隔 ・図示 ・455/2mm程度以下
既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う
試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所 ・（ ）箇所
引張試験にて確認する強度
※つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・( )N
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示 ・
・天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法 ※図示 ・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

15 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3、4][表6.7.1]
※[表6.7.1]により「スタッドの高さによる区分」に応じた種類 ・図示 ・
スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・
出入口及びこれに準じる開口部の補強 ※[6.7.4](5)による ・

16 ビニル床シート G

[6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ビニル床シート) ・	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	※2.0 ・	

接合部の処理 ※熱溶接工法 ・

17 ビニル床タイル G

[6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
※KT(コンポジションビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	※2.0 ・3.0	
・TT(単層ビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・	
・FT(複層ビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FOA(置敷きビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・500×500 ・	・4.0 ・	
・FOB(薄型置敷きビニル床タイル)	・無地 ・柄物	・	・	

18 特殊機能床材

・帯電防止床シート [6.8.2]
種類（ ） 性能（ ） 厚さ(mm)（ ）
・帯電防止床タイル
種類（ ） 性能（ ） 寸法(mm)（ × ） 厚さ(mm)（ ）
・視覚障害者用床タイル
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による。
種類（ ） 形状（ ）
・耐動荷重性床シート
種類（ ） 厚さ(mm)（ ）
・防滑性床シート
種類（ ） 厚さ(mm)（ ）
・防滑性床タイル
種類（ ） 寸法(mm)（ × ） 厚さ(mm)（ ）

19 ビニル幅木

材質の種類 ・軟質 ・硬質 ・床シート巻上げ(端部の処理は図示による) [6.8.2]
高さ(mm) ※60 ・75 ・100
厚さ(mm) ※1.5以上 ・

20 ゴム床タイル

種類 ・単層品 ・積層品 [6.8.2]
色柄 （ ）
厚さ(mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
寸法(mm)（ ）×（ ）

21 カーペット敷きG

・織じゅうたん [6.9.2、3][表6.9.1]

織り方	パイル形状
・ウィルトンカーペット	・カットパイル
・ダブルフェースカーペット	・ループパイル
・アキスミンスターカーペット	・カット/ループパイル

色柄 ※模様のない無地 ・
パイル糸の繊維種等 ※無地の織りじゅうたんの種別（・A種 ・B種 ・C種）
帯電性 ・適用する ・適用しない
織じゅうたんの接合方法 ※ヒートボンド工法 ・つづり縫い
下敷き材 ※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7 ・	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・4～6 ・			
・カット、ループ併用				

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500× 500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500× 500 ・	※6.5 ・	
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		※500× 500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物
材質（ ）種類（ ）形状等（※図示 ・ ）

22 合成樹脂塗床

[6.10.2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ
・アクリル樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		※製造所の指定による	表面仕上げ ※平滑 溶剤 ※水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・

23 フローリング張りG

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等 [6.11.2～6]
※改修標準仕様書6.11.2.(2)による ・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・
単層フローリング（フローリングボード１等）
工法 ・釘止め工法（・根太張り ・直張り） ・接着工法
樹種 ※なら ・
間伐材等の適用 ・する ・しない
単層フローリング（フローリングブロック１等）
樹種 ・ ・
厚さ(mm) ・ ・
大きさ ・ ・
間伐材等の適用 ・する ・しない
複合フローリング
工法 ・釘止め工法（・根太張り ・直張り） ・接着工法
樹種 ※なら ・
種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種
間伐材等の適用 ・する ・しない
接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・
・現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

24 畳敷き

[6.12.2]
種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（畳床：・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N）
下地の種類 ・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表： ・Ｃ１ ・Ｃ２ ）

25 せっこうボードその他のボード張り

ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 [6.13.2、3]
※Ｆ☆☆☆☆ ・
合板ののホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか ・
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・

木毛セメント板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HW)	・15 ・20 ・25 ・
・中質(MW)	・15 ・20 ・25 ・
・普通(NW)	・15 ・20 ・25 ・

木片セメント板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HF)	・12 ・15 ・18 ・21 ・
・普通(NF)	・30 ・

繊維強化セメント板

種類	厚さ(mm)、規格等
・けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ２（無石綿） ・6 ・8
・化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ２（無石綿） ・6 ・8 表面への化粧張り等の加工 ・アクリル樹脂系焼付け

火山性ガラス質複層板

種類	厚さ(mm)、規格等
・火山性ガラス質複層板	・図示による

繊維板G

種類	厚さ(mm)、規格等
ハードボード スタンダードボード（無処理）	・素地ハードボード(未研磨板(RN)・研磨板(RS)) ・内装用化粧ハードボード(DI) 厚さ ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
ハードボード テンパードボード（処理）	・素地ハードボード(未研磨板(RN)・研磨板(RS)) ・外装用化粧ハードボード(DE) 厚さ ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)G	厚さ ・3 ・7 ・9 ・12
・インシュレーションボードG	A級（・天井仕上げ ・内装仕上げ ・ ） ・9 ・12 ・15 ・18

パーティクルボードG

種類	厚さ(mm)、規格等
・単板張りパーティクルボード	・無研磨板（VN） ・研磨板（VS） ・10 ・12 ・15 ・18
・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ(DV) ・プラスチックオーバーレイ(DO) ・塗装(DC) ・10（難燃）・12（難燃）・

吸音材料

種類	厚さ(mm)、規格等
・ロックウール化粧吸音板(DR)	・フラットタイプ （・9(不燃) ・12(不燃) ・ ） ・凹凸タイプ （・12(不燃) ・15(不燃) ・ ）
・ロックウール吸音ボード1号	・25 ・
・グラスウール吸音ボード32K	・25(ガラスクロス包) ・

せっこうボード製品

種類	厚さ(mm)、規格等
・せっこうボード(GB-R)	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード(GB-S)	12.5 （※ 不燃 ・ 準不燃）
・強化せっこうボード(GB-F)	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・せっこうラスボード(GB-L)	9.5
・化粧せっこうボード（GB-D）	・木目12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・柾目 ・板目） 専用下地材有り ・トラバーチン模様 9.5（準不燃）

合板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（※ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り（※しな合板程度 ・ ） 板面の品質 ・ 厚さ(mm) ※図示による ・ 防虫処理 ・行う ・行わない
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名 ・ 厚さ(mm) ※図示による ・ 防虫処理 ・行う ・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 表面性能 ・ （タイプ） 厚さ(mm) ※図示による ・ 防虫処理 ・行う ・行わない

化粧板

種類	厚さ(mm)、規格等
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による（※ 1.2 ・ ）
・ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合 ※図示による
合板類の張付け ・A種 ・B種 ・
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類 ※仕上表による

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類

突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ	・スクェアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ	・スクェアエッジ

化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ ）

26 壁紙張り

壁紙のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・ [6.14.2、3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	織物	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他	防火種別	備考
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別 ※B種 ・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別 ※B種 ・A種
せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種別 ※B種 ・A種

27 モルタル塗り

モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 [6.15.3、5、6]
既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ）形状（※図示 ・ ）
・設けない
床目地 ・設ける 目地割り ※2㎡程度(最大目地間隔3m程度) ・
種類 ※押し目地 ・
・設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理 ※図示による ・

28 タイル張り

伸縮調整目地の位置 [6.16.2～4]
床タイル （※縦、横とも４ｍ以内ごと ・図示 ・ ）
床タイル以外 （・図示 ・ ）

伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改特記仕様書第３章による
試験張り ・行う（範囲、仕様等は図示による） ・行わない
見本焼き ・行う（施工箇所： ） ・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状・寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既調合目地材

壁タイル張りの工法
内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状・寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・

29 セルフレベリング材塗り

塗厚(mm) ・ [6.17.2、3]

30 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上げ材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・	
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・	

フリーアクセスフロアスフロアの試験方法
※標準仕様書20.2.2(2)(ｲ)(a)～(d)による ・
寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による ・
・以下による
パネルの長さの寸法精度（ ）
パネルの平面形状（角度）の寸法精度（ ）
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（ ）
帯電防止性能
・評価値（U）≧0.6以上
・評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）$\geqq 1\times10^{6}\,\Omega$

31 可動間仕切

パネル材料のホルムアルデヒド放出量 ※F☆☆☆☆ ・ (20.2.3)

構造形式	構成基材の種類 スタッド	パネル	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500HZ)	防火性能
・スタッド式（内蔵） ・スタッド式（露出） ・パネル式 ・スタッドパネル式			・メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具 ・あり（※図示 ・ ） ・なし
パネル内に取付ける建具のドアクローザ、丁番、錠前、上げ落しは、標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による。

32 移動間仕切

パネル材料のホルムアルデヒド放射量 ※F☆☆☆☆ ・ (20.2.4)

構造形式	操作方法	圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材 材質	仕上げ	遮音性(dB/500Hz)
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は、標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示
パネルをランナーに取り付ける部品
※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
ハンガーレール及びランナー
※パネル重量の5倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの

33 トイレブース

パネル材料のホルムアルデヒド放射量 ※F☆☆☆☆ ・ (20.2.5)

表面材の種類	脚部種類	ドアエッジの材質	ドアエッジの形状
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・	※製造所の標準仕様 ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材	・標準 ・Ｒタイプ

34 手すり

材料の種類及び仕上げ (20.2.6)
・SUS304 表面処理 ※HL程度 ・
・鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき（※標準仕様書 表14.2.2による種別(種)）
・アルミニウム 表面処理（※標準仕様書 表14.2.1による種別（ 種））
色合等 ・標準色（ ） ・特注色（ ）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材(材種：)	・クリアラッカー ・	・30程度・35程度 ・45程度		
・ビニル製ハンドレール	・	・30程度・35程度 ・45程度		
・樹脂被膜タイプ	・	・34φ		

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:NonScale A4:NonScale
設計年月日 2025.08.15
工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称 【技術科室石綿除去】特記仕様書(4)
No. GG-04

35 階段滑り止め

材種　・ステンレス製　・黄銅製押出型材　(20.2.7)
・アルミニウム製押出型材　・
形状　※タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂含等）　・タイヤレス製
端部の形状　フラットエンド　・あり　・なし
寸法(幅)　・35㎜程度　・40㎜程度　・50㎜程度
取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法　・

36 黒板及び
ホワイトボード Ⓖ

(20.2.9)
・黒板　区分　※焼き付け　・
種類　・ほうろう　・鋼製　・
色　※緑　・
・ホワイトボード（　　）

37 表示

(20.2.11)
衝突防止表示
・設置場所　※図示による
形状・寸法（・30Φ　・　）
材質　（・ステンレス製　・塩ビシート　）
・設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による)
※図示による

38 タラップ

(20.2.12)
材質及び仕上げ
・SUS304（スリップ止め加工　※あり　・なし　）
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（※標準仕様書表 14.2.2による種別（※C種　・　種））

39 ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(㎜)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 Ⓖ ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	ー				
・縦形	・手動	※2本操作ｺｰﾄﾞ式 ・1本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ ・	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	・図示 ・
	・電動	ー				

縦型ブラインドのスラットの材質
アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロスラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 Ⓖ とする

40 ロールスクリーン

(20.2.15)
操作方法　・スプリング式　・コード式　・電動式
幅、高さ、取付箇所　・図示　・
材種　・ガラス繊維製　・合成・天然繊維製
品質等　・
その他の材料　※ロールスクリーンの製造所の仕様による　・
スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は Ⓖ とする

41 カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付け箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示 ・	
						(暗幕)

生地の仕様　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用する場合は、Ⓖ とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300㎜以上　・

42 カーテンレール

(20.2.16)
材料による区分　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材　・ステンレス製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

43 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ(㎜)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材種　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書表14.2.1）　・BC-1種　・BC-2種
色合い　・標準色（　）　・特注色（　）
・鋼製（仕上げ：　）

44 天井点検口

材種	寸法	形式	外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形　・屋内外用 ・屋内用 ・気密形	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ

45 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉型とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。

46 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・	・ステンレス製(SUS304) ・硬質アルミニウム合金 ・	

47 流し台ユニット

材種	寸法(㎜) W	D	H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	ー	ー	市販品 ステンレス製 ・1段式　・

品質・性能　外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1 による。
構成材は、JIS A 4420の8 により試験を行ったとき、表1 の規定による。
形状　※図示　・

48 鋼製書架及び物品棚

種　類	規　格　等	JIS による種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種　・

49 屋内掲示板

枠の材質　※アルミニウム製　・
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

50 洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）　・人工大理石
奥行き(㎜)　・約450　・約600

51 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ(㎜)	高さ(㎜)	備　考
※網入り磨板ガラス ・線入り磨板ガラス	※6.8 ・	※500 ・	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ(㎜)	備　考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

52 収納家具

材質、形状、寸法　※図示　・
材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

7 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　[7.1.3]
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　[7.2.1～7]
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種	ー
鉄鋼面	・RA種(注)　※RB種　・	ー
亜鉛めっき面	・RA種(注)　※RB種　・	ー
亜鉛めっき面(鋼製建具)	・RA種　※RB種　・	ー
ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外) ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	・RA種　※RB種　・	ー

(注)DP以外からDPへ塗替える場合の下地調整は、既存塗膜の種類及び劣化状況に応じてRA種(既存塗膜全除去)又はRB種(既存塗膜一部除去)を選定すること。

③ 素地ごしらえ

[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種　※Ｂ種
鉄鋼面（DP以外）		・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
鉄鋼面（DP）		・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・Ａ種　※Ｂ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種　・Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		・Ａ種　※Ｂ種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※Ａ種　・Ｂ種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	・Ａ種　※Ｂ種

④ 錆止め塗料塗り

[7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は[表7.4.3])	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は[表7.4.3])	塗替え	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は[表7.4.4])	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b)による	・A種(下地調整RA種) ・B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a)による	Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は[表7.4.5])	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
		新規その他	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は[表7.4.5])	塗替え	Ｃ種　・	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種　・	※Ａ種　・
		新規その他	Ｃ種　・	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は[表7.4.6])	塗替え	Ｂ種　・	―
		新規	Ｂ種　・	―

⑤ 塗装 Ⓖ

[7.5.2～7.12.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級	―	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	―	―
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・	・Ｂ種　※Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ステイン塗り		・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り(OS)	
・木材保護塗料塗り(WP)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は[表7.9.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は[表7.10.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

注）DP以外からDPへの塗替えは、下地調整の種別に注意すること。

・高日射反射塗料塗り Ⓖ
下地調整［7.2.2］　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級　・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用
・適用しない
・適用する(着色剤：・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する　・適用しない
オイルステイン塗りの工程等
・製造所の仕様による

8 耐震改修工事

特記仕様書（改修その７～８）による

9 環境配慮改修工事

① 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　[9.1.1]

適用 レﾍﾞﾙ1	適用 レﾍﾞﾙ2	適用 レﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・(　)点
※	※	・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・(　)点
・	・	・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各2点　・(　)点
※	・	・	測定４		ｴｱﾚｽﾃｨﾝｸﾞ･ﾌｧﾝ入口	・各1点　・(　)点
※	・	・	測定５		集じん・排気装置の装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/s以下の位置 ・各1点　・(　)点
※	・	・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・(　)点
※	※	※	測定７	処理作業後(隔離ｼｰﾄ撤去前)	処理作業室内	・各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点) ・(　)点
※	※	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定９	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後)	処理作業室内	・(　)点
・	・	・	測定10	去後1週間以降)	施工区画周辺又は敷地境界	・(　)点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
測定4,5 ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定
・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(㎜)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

② 石綿含有吹付け材の除去（レベル１）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.3]
除去工法　※[9.1.3](2)(7)による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

③ 石綿含有保温材等の除去（レベル２）

除去工法　[9.1.4]
※[9.1.4](2)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
除去対象範囲　・図示　・
・[9.1.3](2)による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
除去対象範囲　・図示　・
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

④ 石綿含有成形板の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.5]
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑤ 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.6]
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑥ PCB含有シーリング材処分

種類	採取する部位・箇所数	備　考
・ＰＣＢ含有シーリング	部　位　・図示　・	
分析調査（第一次判定）	箇所数：　箇所	
・ＰＣＢ含有シーリング	部　位　・図示　・	
分析調査（第二次判定）	箇所数：　箇所	

詳細は監督員との協議による

⑦ 外断熱改修工事 Ⓖ

断熱材　[9.2.1～4]
種類（　）厚さ（　㎜）施工箇所（・図示　・　）
ホルムアルデヒド放射量　※F☆☆☆☆　・
外装材

種　類	防火性能	備　考

鋼材　改修特記仕様書第8章　8-3　鉄骨工事　・鋼材による。
笠木　改修特記仕様書第3章　・アルミニウム製笠木による。
既存外壁の処置
既存外壁仕上げ材の撤去　・行う　・行わない
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・改修特記仕様書第4章　外壁改修工事による　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　・
断熱材の施工　・断熱材の製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
通気層の有無　・あり（　㎜）　・なし
外装材の外壁への取付け　・図示　・
笠木の施工　・改修特記仕様書第3章　アルミニウム製笠木による

8 断熱・防露改修工事 Ⓖ

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
工法
・断熱材打込み工法
断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・
厚さ(㎜)　・
施工箇所　・
・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※A種1　・A種1H
厚さ(㎜)　・25　・30　・
施工箇所　・図示　・
・断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・　厚さ(㎜)　・
・せっこうボード等を張り付けたパネルを使用
材質　・　厚さ(㎜)　・
・張り付け工法
断熱材の張り付け工法　・
断熱材へのボードの張付け工法　・

9 屋上緑化改修工事 Ⓖ

植栽基盤及び材料　[9.4.2～4]
屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　・設置する（種類　）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない
新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※引き渡しの日から1年　・

10 透水性アスファルト舗装改修工事

適用範囲：歩道　[9.5.2～5、9]
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・

路床の材料

種　別	材　料	厚さ(㎜)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 Ⓖ	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン Ⓖ　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（改修標準仕様書表9.5.1による）	・図示 ・
・フィルター層	・改修標準仕様書9.5.3(2)(ｳ)による ・	・図示 ・

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
・行う　・行わない

・路床安定処理　・適用する　・適用しない
安定処理の方法　・置き換え工法（・　）　・安定処理工法
路床安定処理用添加材料
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 Ⓖ
・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）
添加量　（　）kg/m3　（目標CBR　※3以上　・　）
目標CBRを満足する添加量の確認方法　・安定処理土のCBD試験　・
・不織布ジオテキスタイル
単位面積質量　・60g/㎡以上　・
厚さ(㎜)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
透水係数　・1.5×10⁻³cm/sec以上　・

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ　・図示　・
路盤材料（改修標準仕様書表9.7.3による種別）
・クラッシャラン
・粒度調整砕石
・再生クラッシャラン Ⓖ
・再生粒度調整砕石 Ⓖ
・クラッシャラン鉄鋼スラグ Ⓖ
・粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ
舗装の構成　・図示　・
舗装の平たん性　※著しく不陸がないもの　・
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

11 舗装版切断時に発生する濁水の処理

（舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書）

濁水の処理
１）受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
種類及び処理量　・図示による
処理方法
・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）
・中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入（処理に焼却含む）
２）受注者は、別の中間処理施設を選定する場合、事前に監督員と協議するものとする。
共通事項
１）受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２）受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３）受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４）受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
提出書類等
１）受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２）受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
その他
１）濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２）受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３）疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺　A2:NonScale　A4:NonScale
設計年月日　2025.08.15

工事名称　川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称　【技術科室石綿除去】特記仕様書(5)

GG-05
No.

■備考

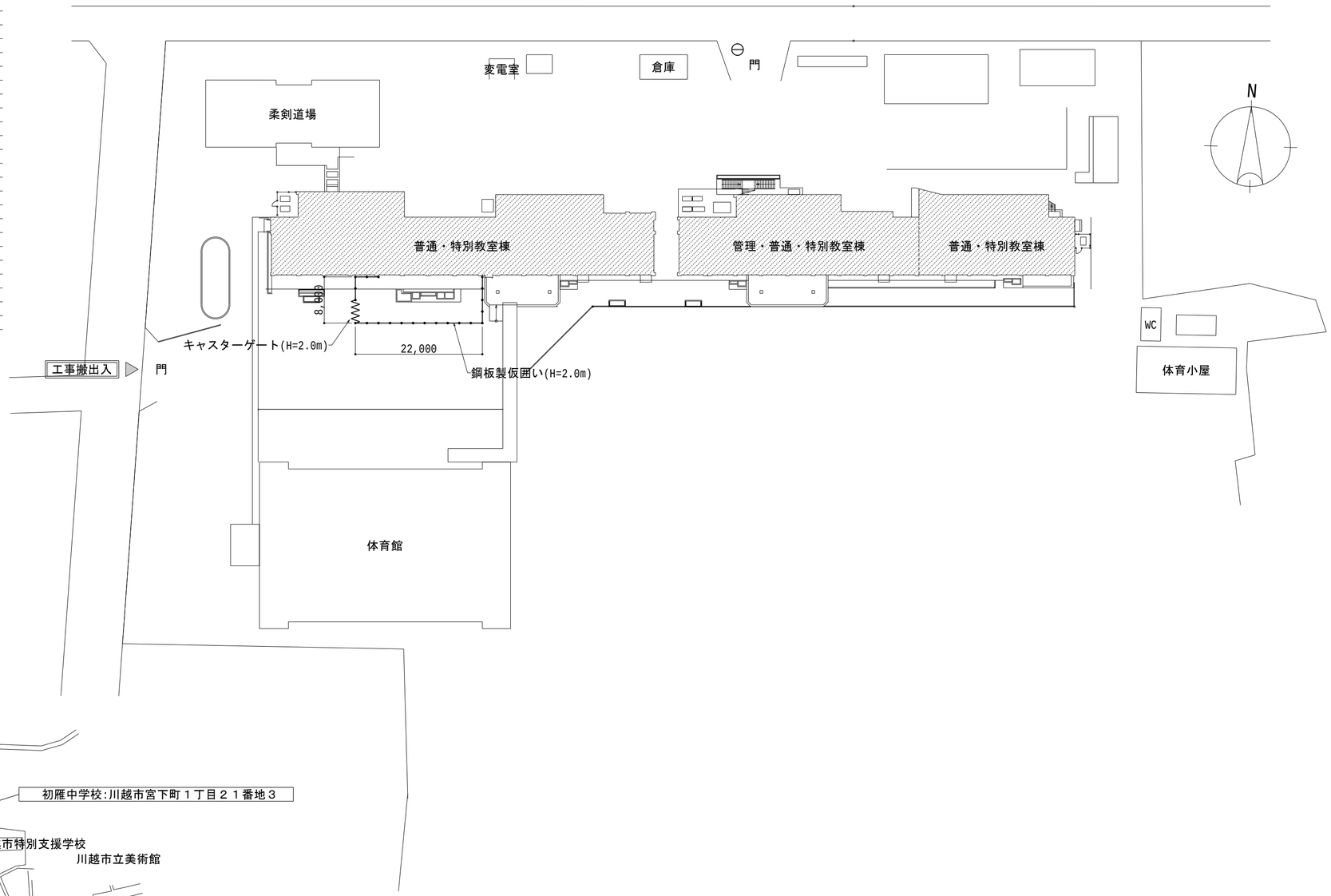

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/ 600 A4:1/1200
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】配置図・案内図・仮設計画案
No.	AA-01

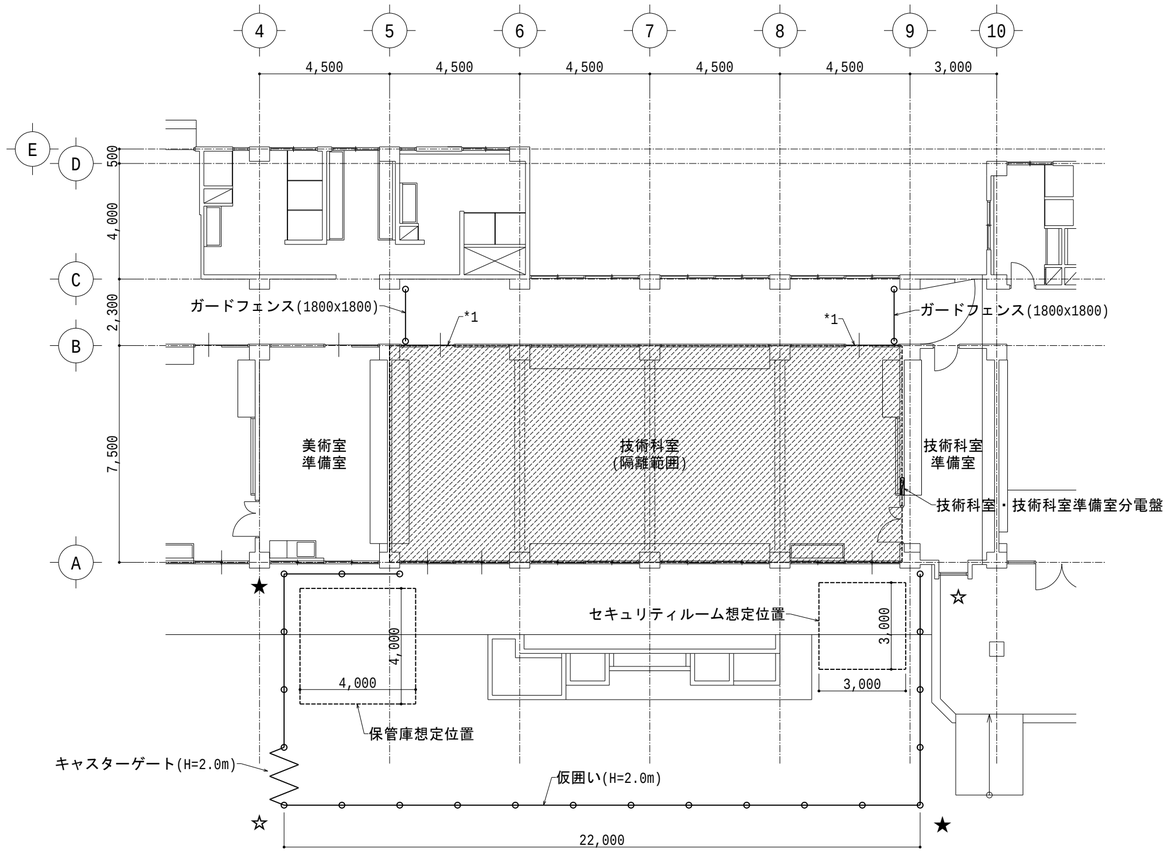

平面図

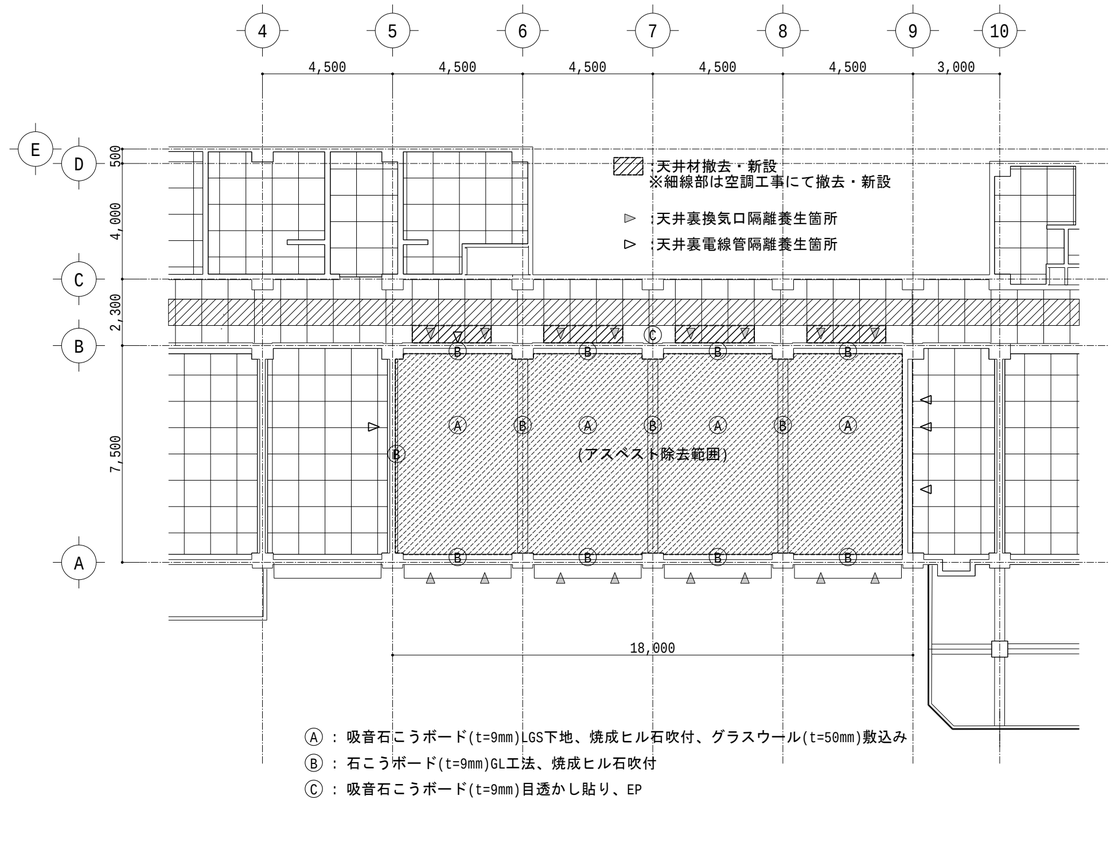

Ⓐ : 吸音石こうボード(t=9mm)LGS下地、焼成ヒル石吹付、グラスウール(t=50mm)敷込み
Ⓑ : 石こうボード(t=9mm)GL工法、焼成ヒル石吹付
Ⓒ : 吸音石こうボード(t=9mm)目透かし貼り、EP

天井伏図

■備考

(アスベスト除去)
- 天井及び梁型に吹き付けられている焼成ヒル石(アスベスト含有)を除去する。
- 吸音石こうボード、石こうボード、LGS下地、グラスウール及びGLボンドも撤去処分とする。
- 天井に設置されている、電灯及び火報感知器も、撤去・処分とする。
- 天井に設置されている、ロールスクリーン、テレビ台、吊りハンガーも、撤去・処分とする。

(隔離養生)
- 隔離養生を行なう前に、技術科室準備室及び美術室準備室の天井を一部取り外して、天井裏で技術科室との間を貫通している配管等がないか確認すること。
- 本設計図書に記載されている箇所以外にも、技術科室内外を貫通する配管等が見つかった場合は、必要な隔離養生を行うこと。

(仮設)
- 技術科室と廊下との扉(*1)は、廊下で作業を行う時以外は、原則として施錠すること。
- キャスターゲートは、出入りする時以外は施錠すること。
- 工具等、工事前に移動できない備品については、単管を組んで保護するなど、工事中に損傷しないように養生をすること。
- 保管庫は、施錠可能な仮設倉庫等とすること。

(準拠規準等)
- 「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」R3.3　構成労働省労働基準局安全衛生部科学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課

(石綿粉じん濃度測定)

測定時期	測定場所	測定点
処理作業前	処理作業室内	各2点
	施工区画周辺	各2点(上図の☆で示す位置)
処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点
	集じん･排気装置の排出口	各1点
	施工区画周辺	4方向各1点 (上図の☆と★で示す位置)
処理作業後		
(隔離シート撤去前)	処理作業室内	各2点
	施工区画周辺	4方向各1点 (上図の☆と★で示す位置)

(ホルムアルデヒド+VOC室内環境測定)
測定箇所:2箇所

(その他)
- 取外し・再取付けを計画している廊下の天井材(吸音石こうボードー重張り)は、設計時に実施したアスベスト含有検査によりアスベストが検出されたので、取扱に注意すること。なお、廊下の天井はアスベスト除去対象外である。

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542　FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/150 A4:1/300
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】仮設計画案(平面図)
No.	AA-02

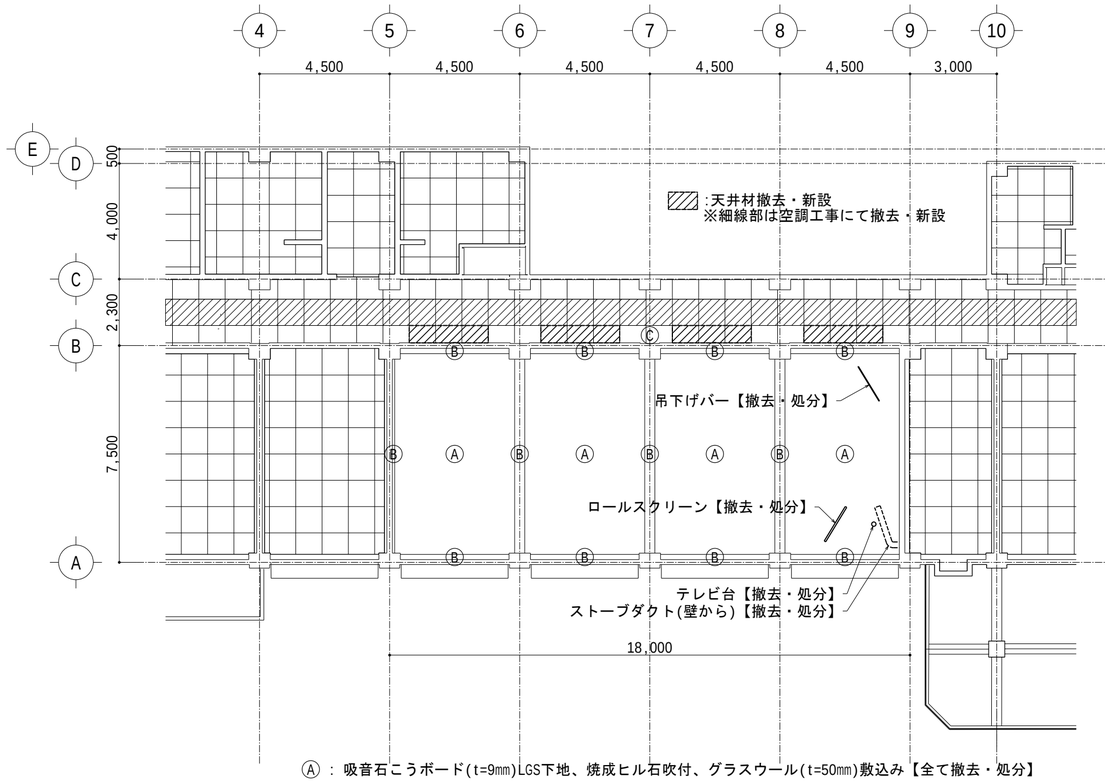

Ⓐ : 吸音石こうボード(t=9mm)LGS下地、焼成ヒル石吹付、グラスウール(t=50mm)敷込み【全て撤去・処分】
Ⓑ : 石こうボード(t=9mm)GL工法、焼成ヒル石吹付【全て撤去・処分】
Ⓒ : 吸音石こうボード(t=9mm)目透かし貼り、EP【全て撤去・新設】

改修前

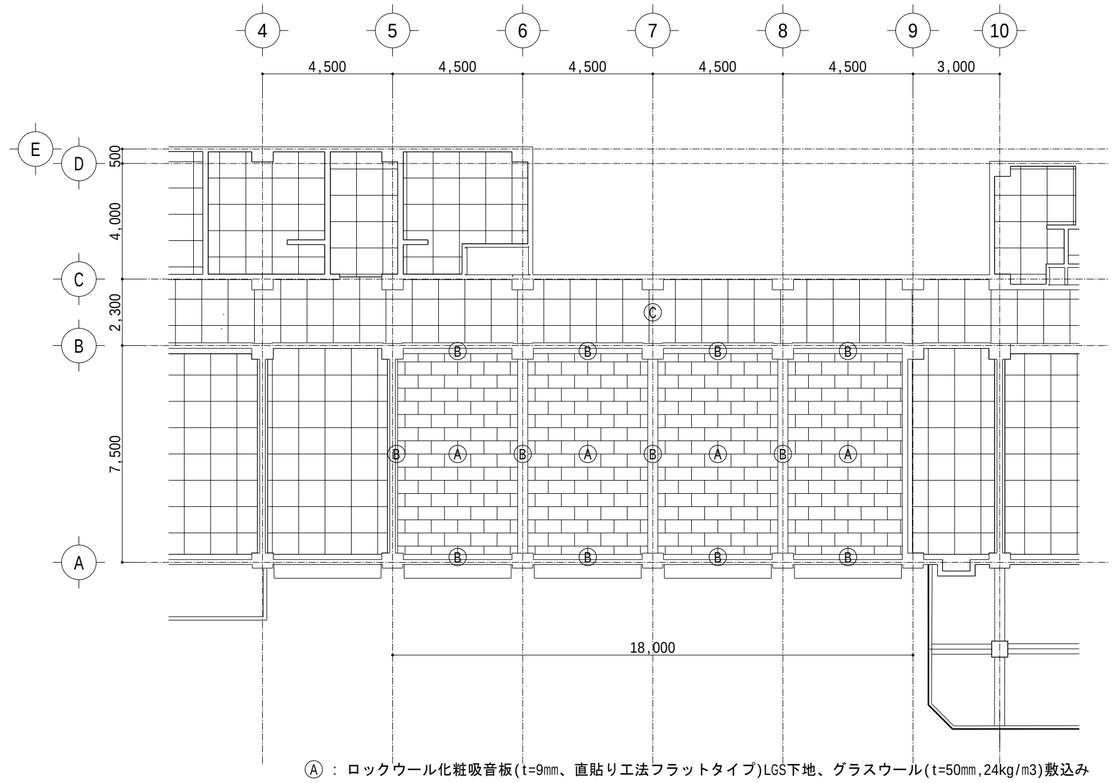

Ⓐ : ロックウール化粧吸音板(t=9mm、直貼り工法フラットタイプ)LGS下地、グラスウール(t=50mm,24kg/m3)敷込み
Ⓑ : 石こうボード(t=12.5mm)GL工法、継目処理、EP
Ⓒ : 吸音石こうボード(t=9mm)目透かし貼り、EP

改修後

■備考
・ロールスクリーン、テレビ台、吊下げバー、ストーブダクトは、撤去・処分とする。
・既設の天井下地LGSとも、撤去・処分とすること。
・天井及び梁型の仕上げ材は不燃材料とすること。
　・天井:不燃NM-8599
　・梁型:不燃NM-8619
　・塗料:不燃NM-8585
・天井及び梁型の仕上げ材はF☆☆☆☆とすること。
・インサートは引張試験で強度確認の上、既存再利用とする。※試験箇所は１箇所とする。

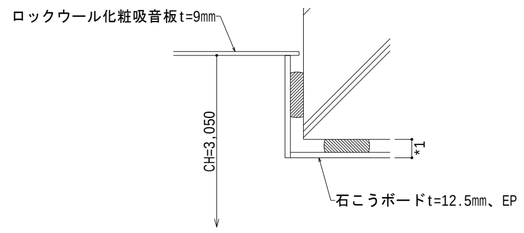

*1...既存と同じ厚さとする

天井・梁型収まり図

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/150 A4:1/300
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】天井伏図(改修前後)
No.	AA-03

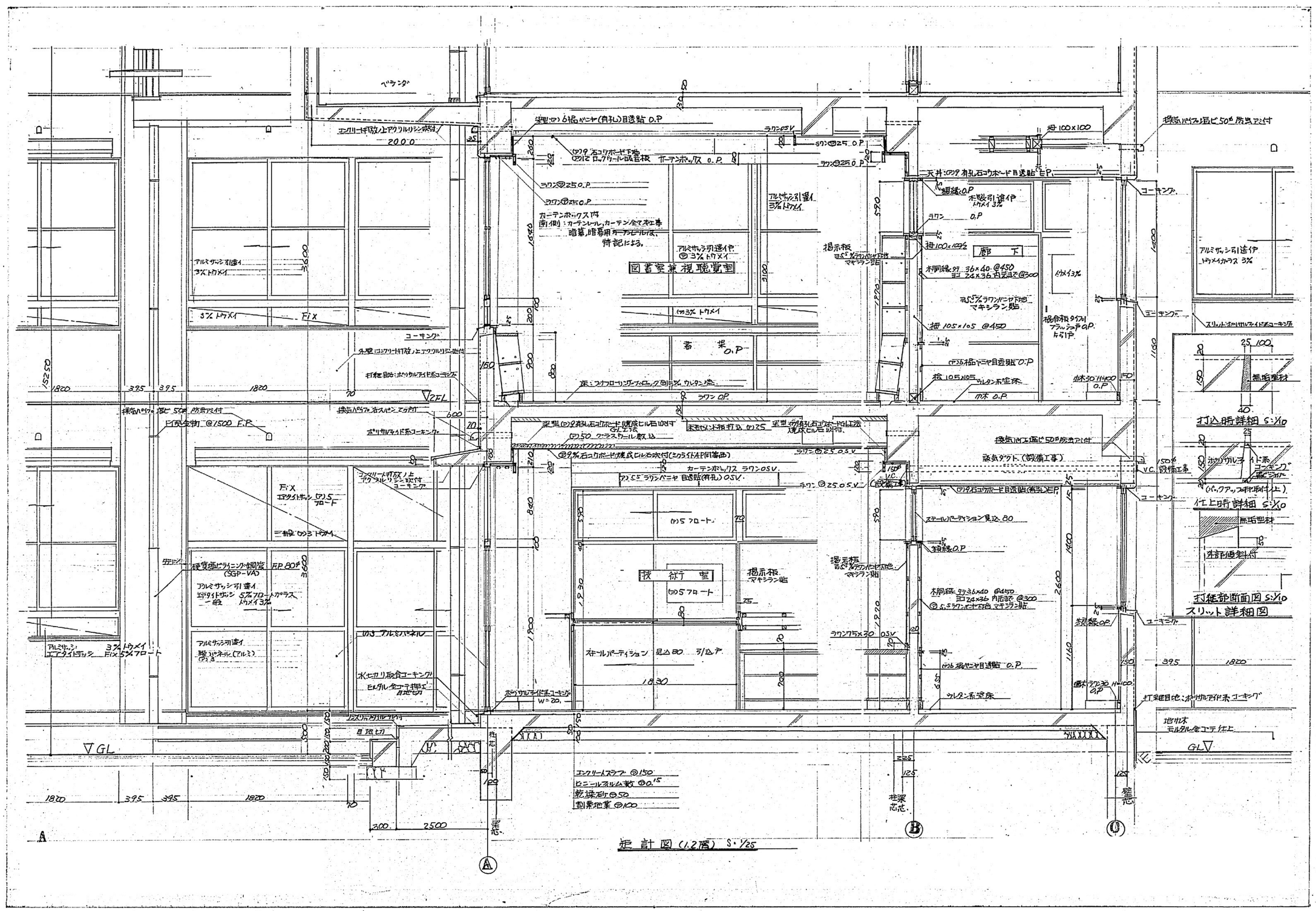

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/30 A4:1/60
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】建設時矩計図(参考)

AA-04
No.

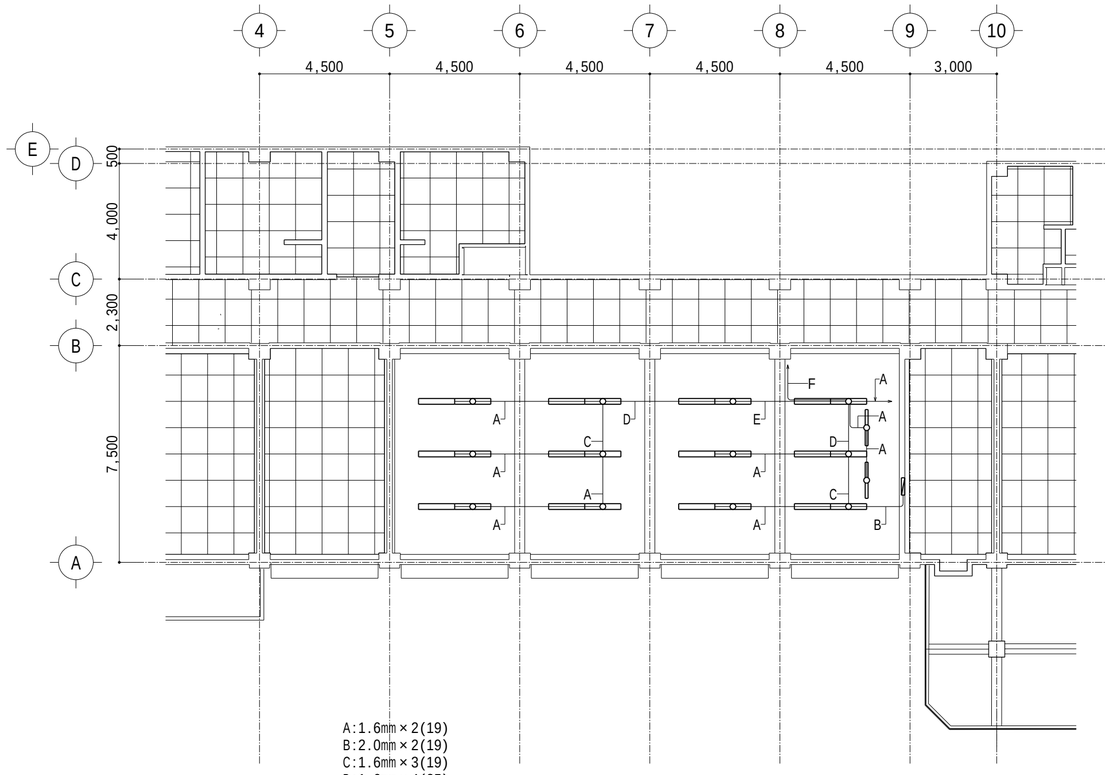

A:1.6mm×2(19)
B:2.0mm×2(19)
C:1.6mm×3(19)
D:1.6mm×4(25)
E:1.6mm×5(25)
F:1.6mm×8(31)

改修前

(改修前:撤去・処分)
- 富士型(FL40W-2、200V)×24
- 黒板灯埋込形(FL40W-1、200V)×2

※処分する照明器具の安定器について、PCB含有の有無を確認し、監督員へ報告すること。

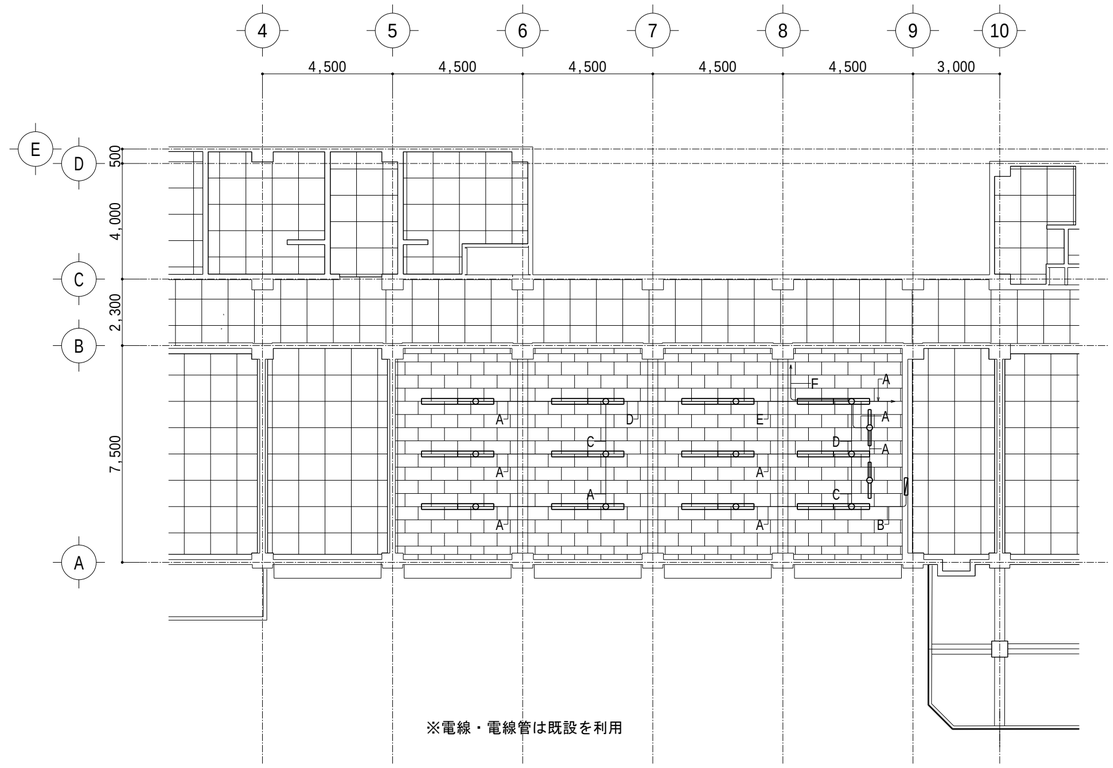

※電線・電線管は既設を利用

改修後

(改修後:新設)
- 公共施設型番:LSS10-4-48(一般形:LN)×24
- 公共施設型番:LRS8-4-20(一般形:LN)×2

※改修工事前後の照度測定を下記基準により実施し、測定結果を提出すること。
・JIS C 7612（測定方法）

公共施設型番:LSS10-4-48
(仕様)
- 光束:5200lm
- 電圧:200V対応
- 消費電力:31.9W(参考)
- 制御装置:一般形(LN)

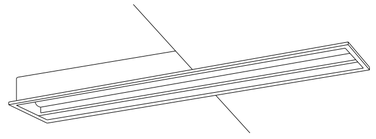

公共施設型番:LRS8-4-20
(仕様)
- 光束:2150lm
- 電圧:200V対応
- 消費電力:16.3W(参考)
- 制御装置:一般形(LN)

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録（1）第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺	A2:1/150 A4:1/300
設計年月日	2025.08.15
工事名称	川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事
図面名称	【技術科室石綿除去】照明設備(改修前後)
No.	EE-01

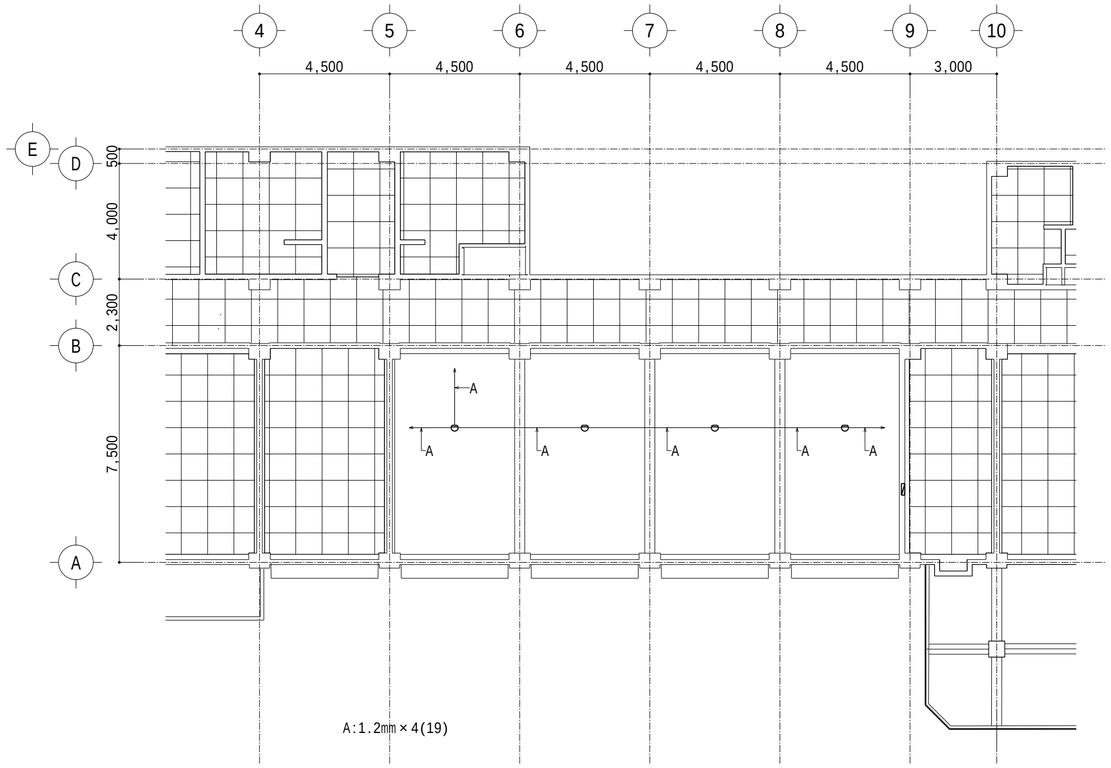

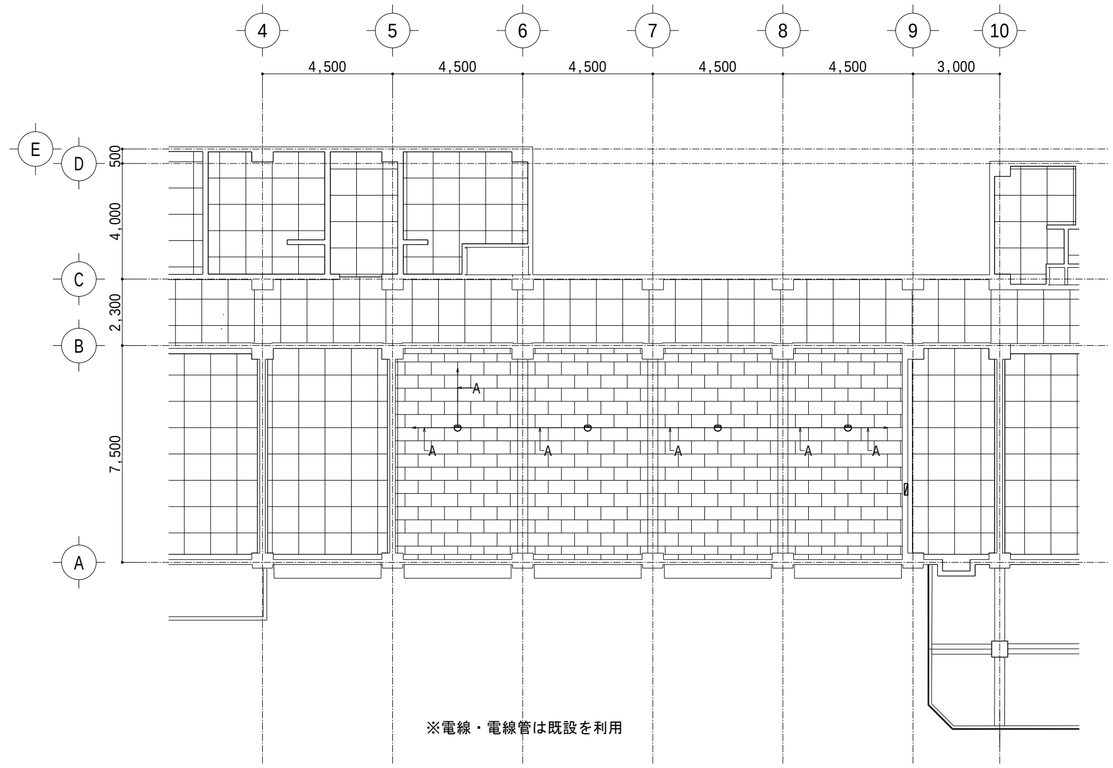

改修前

(改修前:撤去・処分)

・熱感知器(差動式スポット形)×4

改修後

(改修後:新設)

・感知器(差動式スポット形)×4

かとう一級建築士事務所
〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-263第一黒崎ビル206
TEL:048-729-8542 FAX:048-783-5169
一級建築士事務所：埼玉県知事登録 (1) 第11719号
一級建築士：国土交通大臣登録 第371317号 加藤 啓之

縮尺 A2:1/150 A4:1/300

設計年月日 2025.08.15

工事名称 川越市立初雁中学校特別教室冷暖房設備設置工事

図面名称 【技術科室石綿除去】火災報知設備(改修前後)

No. EE-02